

令和 2 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 2 (2020) 年 6 月
女子栄養大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定めた基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学修と教授	10
基準 3 経営・管理と財務	69
基準 4 自己点検・評価	87
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	92
基準 A 社会連携	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

昭和の初期、二人の創立者、香川昇三（かがわ・しょうぞう）と綾（あや）は東京帝国大学医学部で、当時、年に2万人以上の人々の命を奪い不治の病とされていた脚気の研究を行っていた。二人は患者に胚芽米を与えることで脚気が治癒することに大いに感銘を受けた。そして、人間の健康に対する食の重要性を強く認識し、医師の成すべきことは病人を治す前に健康な人間を病気にしないことであり、そのためには正しい食生活こそが最も重要であるという確固たる信念に基づいて、昭和8(1933)年東京小石川の自宅に「家庭食養研究会」を設立した。

この研究会では、大学教授の妻女や近所の主婦等、家庭の食を担当する人々を対象に、最新の栄養学、有機化学、食品学等を講義した。講師には創立者の二人以外に東京帝国大学の教授が何人も参加し、また栄養学の実践に欠くことのできない調理技術は、一流ホテルのシェフや高級料亭の板長が担当し、本格的な実習指導を行った。

これらの教育・研究活動から生まれた本学の建学の精神は「食により人間の健康の維持・改善を図る」であり、基本とする教育理念は「栄養学に基づいた食を通じて、建学の精神を実践できる専門家を育成する。」である。

今日、学園創設時に掲げた建学の精神、教育理念に基づく本学の使命・目的は、学科、専攻ごとに定められており、建学の精神に則り、教育理念を具体的に示したものとなっており、学園の案内等にも明示している。その目的達成のために、すべての教育研究活動は「食と健康」の分野を中心に展開されており、この点が本学の顕著な特徴であり、教育研究の基本方針である。

本学の建学の精神・教育理念は、生活習慣病が蔓延する現在の日本にそのまま通用する食育の思想そのものであり、拡大している医療費の削減にも大きく寄与できるものであると考えている。平和で希望に満ちた幸福な未来の長寿社会の構築のために不可欠なものである。

創立者の一人である香川綾は、平成9(1997)年98歳で亡くなったが、平成10(1998)年3月に召天1年記念会、平成11(1999)年3月に香川綾記念礼拝、同年10月には香川綾生誕100年式典を行った。平成12(2000)年からは毎年3月に香川綾記念会を開催し、役員・教職員が一堂に会し創立者の薫陶を受けた古い卒業生や教職員等の話を聞いて建学の精神を思い起こし、決意を新たにしている。

平成30(2018)年3月からは、名称を「香川昇三・綾記念会」に改め、内容も研究、業務改革など学園の新たな取り組みを発信する機会として開催することになっている。

また、創立者香川昇三の生誕日9月28日を学園の創立記念日とし、同窓会・役員・教職員が共に香川昇三終焉の地への墓参会を行っていたが、平成28(2016)年からは、4月に新人研修を兼ねた墓参を実施（令和2年度はコロナ禍の影響で中止）している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

女子栄養大学は昭和 36(1961)年に当初、「家政学部食物栄養学科」として設置認可されたが、創立者の香川綾は文部省（当時）へ「栄養学部」への変更の必要性を訴え、昭和 40(1965)年にわが国で初めて「栄養学部栄養学科」が認可された。昭和 42(1967)年に管理栄養士養成施設として承認され、昭和 40(1965)年度入学生から適用された。

昭和 42(1967)年に栄養学部二部栄養学科を開設。昭和 49(1974)年に栄養学部栄養学科を、管理栄養士養成を目的とする実践栄養学専攻と、多角的な栄養学教育を目的とする栄養科学専攻に分離し、その栄養科学専攻で新たに臨床検査技師の養成を開始した。さらに昭和 55(1980)年には栄養学部に、養護教諭の養成コースと栄養科学専攻から移した臨床検査技師養成コースの 2 コースを有する保健栄養学科を設置し、併せて栄養学部及び大学院を埼玉県入間郡坂戸町（現坂戸市）に全面移転した。平成 5(1993)年には食文化表現の専門家養成を目的とする文化栄養学科を設置した。

平成 12(2000)年には、法人内併設の女子栄養短期大学の入学定員 200 人のうち 100 人を実践栄養学専攻に振り替え、同専攻の入学定員を 100 人から 200 人に増員すると共に 3 年次編入学定員 20 人を設定し、収容定員を 400 人から 840 人に大幅に増員した。

ついで平成 15(2003)年に栄養学部の再編成を行い、栄養学科実践栄養学専攻を実践栄養学科として独立させ、従来の栄養学科栄養科学専攻と保健栄養学科を整理統合して新学科としての（新）保健栄養学科を設置し、その中に（新）栄養科学専攻と保健養護専攻を置いた。また、（新）栄養科学専攻に家庭科教諭および臨床検査技師の養成課程を設置し、保健養護専攻に養護教諭および保健科・看護科教諭の養成課程を設置した。文化栄養学科は入学定員を 40 人から 67 人に増員し、同時に栄養学部二部栄養学科を保健栄養学科に名称変更した。

平成 17(2005)年から実践栄養学科に栄養教諭（一種免許状）の養成課程を設置した。

平成 18(2006)年には栄養学部文化栄養学科を、食を中心とした文化を教育する内容にふさわしい「食文化栄養学科」に名称変更した。

平成 29(2017)年から栄養学部二部保健栄養学科の募集（編入学を除く）を停止し、その入学定員を付け替えて食文化栄養学科を 67 人から 87 人に増員した。なお、令和 2(2020)年 3 月、栄養学部二部を予定通り廃止した。

大学院は、昭和 44(1969)年に私学としてわが国最初の栄養学専門の大学院「女子栄養大学大学院栄養学研究科栄養学専攻修士課程」を設置、平成元(1989)年に栄養学専攻に博士後期課程を増設。平成 7(1995)年に同大学院栄養学研究科に保健学専攻修士課程を設置、平成 9(1997)年には保健学専攻に博士後期課程を増設した。さらに、平成 29(2017)年から栄養学専攻に栄養教諭（専修免許状）の養成課程を設置した。

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 女子栄養大学
- ・ **所在地** 埼玉県坂戸市千代田三丁目 9 番 21 号
(学校法人香川栄養学園：東京都豊島区駒込三丁目 24 番 3 号)

女子栄養大学

・学部構成

大学は、栄養学部に実践栄養学科、保健栄養学科（栄養科学専攻、保健養護専攻）、及び食文化栄養学科の3学科2専攻を設置している。

大学院は、栄養学研究科に栄養学専攻及び保健学専攻を置き、いずれも修士課程及び博士後期課程を設置している。また、教育研究施設として栄養科学研究所を置いている。

大学の構成は〔図表Ⅱ-2-1〕の通りである。

〔図表Ⅱ-2-1〕 大学の構成

女子栄養大学	栄養学部	実践栄養学科	
		保健栄養学科	栄養科学専攻
			保健養護専攻
	食文化栄養学科		
	大学院 栄養学研究科	栄養学専攻	修士課程
			博士後期課程
保健学専攻		修士課程	
		博士後期課程	

・学生数、教員数、職員数

専任教員数、兼任教員数、職員数〔図表Ⅱ-2-2〕、学生数〔図表Ⅱ-2-3〕は以下の通りである。

〔図表Ⅱ-2-2〕 専任教員数、兼任教員数、職員数（学長を除く）

令和2年5月1日

学部	学科・専攻		専任教員数				兼任教員数	実験実習助手	事務系職員
			教授	准教授	講師	助教・助手			
栄養学部	実践栄養学科		12	6	3	4	106	25	45
	保健栄養学科	栄養科学専攻	10	10	2	1			
		保健養護専攻	8	1	1	0			
	食文化栄養学科		6	6	3	0			
栄養学部 計			36	23	9	5			
大学院 研究科 栄養	栄養学専攻	修士課程	(12)	(3)	0	0	8	-	-
		博士後期課程	(10)	0	0	0			
	保健学専攻	修士課程	(10)	(2)	0	0	7		
		博士後期課程	(4)	0	0	0			
栄養科学研究所			2	1	1	0			

女子栄養大学

[図表Ⅱ-2-3] 学生数

令和2年5月1日現在

学部・学科・専攻名			学年	学生数	編入生 (内数)	小計	小計	合計	
栄養学部	実践栄養学科		1年	226	/	934		2103	
			2年	224					
			3年	236					20
			4年	248					22
	保健栄養学科	栄養科学専攻	1年	116	/	438			
			2年	104					
			3年	109					
			4年	109					
		保健養護専攻	1年	75		271			
			2年	69					
			3年	64					3
			4年	63					3
	食文化栄養学科		1年	83	/	460			
			2年	109					
			3年	135					29
			4年	133					19
大学院	栄養学専攻	修士課程	1年	12	/	17	31		
			2年	5					
		博士後期課程	1年	4		14			
			2年	5					
			3年	5					
	保健学専攻	修士課程	1年	1		5			
			2年	4					
		博士後期課程	1年	0		1	6		
			2年	0					
			3年	1					

Ⅲ. 評価機構が定めた基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

栄養学部全体の使命・目的（教育目標）については、建学の精神に則り、「女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021」（以下、「大学案内」）【資料 1-1-1】及び学園ウェブサイト【資料 1-1-2】により、学内外に具体的に示している。

大学院の使命・目的は、「履修要綱 令和 2 年度（2020 年度）女子栄養大学大学院」（以下、「大学院履修要綱」）の「目的及び内容」に記載されている。【資料 1-1-3】

また、教育目的については、建学の精神を踏まえた内容を具体的かつ明確に「女子栄養大学学則」及び「女子栄養大学大学院学則」（以下、「学則」）【資料 1-1-4】に定めており、各学部、各学科及び各課程の「教育研究上の目的」は、規程に定め、学園ウェブサイトに掲載している。【資料 1-1-2】

【エビデンス集】

【資料 1-1-1】 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021

【資料 F-2-1】 p.27 参照

【資料 1-1-2】 学園ウェブサイト>学校法人香川栄養学園 情報公表>

■教育研究上の目的

<http://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/pdf/kyoikukenyujonomokuteki.pdf>

【資料 1-1-3】 履修要綱 令和 2 年度（2020 年度）女子栄養大学大学院

【資料 F-5】 p.37, p.95, p.131, p.135 参照

【資料 1-1-4】 女子栄養大学学則 【資料 F-3-1】 第 1 条 参照

女子栄養大学大学院学則 【資料 F-3-2】 第 1 条 参照

1-1-②簡潔な文章化

栄養学部の使命・目的（教育目標）は、「大学案内」【資料 1-1-1】及び学園ウェブサイト【資料 1-1-2】等に簡潔な文章で掲載している。

大学院については、「大学院履修要綱」【資料 1-1-3】に掲載している。

教育目的については、簡潔な文章で「学則」【資料 1-1-4】に定め、学園ウェブサイト【資料 1-1-2】で公表している。

【エビデンス集】

【資料 1-1-1】 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021

【資料 F-2-1】 p.27 参照

【資料 1-1-2】 学園ウェブサイト>学校法人香川栄養学園 情報公表>

■教育研究上の目的

<http://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/pdf/kyoikukenyujonomokuteki.pdf>

【資料 1-1-3】 履修要綱 令和 2 年度（2020 年度）女子栄養大学大学院

【資料 F-5-5】 p.37, p.95, p.131, p.135 参照

【資料 1-1-4】 女子栄養大学学則 【資料 F-3-1】 第 1 条 参照

女子栄養大学大学院学則 【資料 F-3-2】 第 1 条 参照

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的（教育目標）及び教育目的の意味・内容をより具体的かつ明確に示すため、各学科及び各課程の目的を含め、学園改革推進会議教学部門大学部会で検討を行い、大学教授会に提案し、確認・見直しを行っている。これにより、使命・目的の共有化を図っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

学園創設時に掲げた建学の精神に基づく共通の使命・目的（教育目標）は、すべての教育研究活動である「食と健康」の分野を中心に展開されている。この点が本学の個性・特色であり、「大学案内」等に明示している。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

【エビデンス集】

【資料 1-2-1】 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021

【資料 F-2-1】 p.46, p.54, p.62, p.70 参照

【資料 1-2-2】 履修要綱 令和 2 年度（2020 年度）女子栄養大学大学院

【資料 F-5-5】 p.37, p.95, p.131, p.135 参照

1-2-② 法令への適合

本学は、学校教育法第 83 条に照らして、大学として適切な目的を掲げている。また、大学設置基準第 2 条に従い、本学の教育研究上の目的を規程に定め、学園ウェブサイトで公表している。【資料 1-2-3】

また、本学は専門的な単科大学であり、「女子栄養大学」という名称からも容易に食や栄養に関する教育研究を専門とする大学であることが明らかであり大学設置基準第 40 条の 4（大学等の名称）の定めに合致している。

【エビデンス集】

【資料 1-2-3】 学園ウェブサイト>学校法人香川栄養学園 情報公表>

■教育研究上の目的 <http://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/>

【資料 1-1-5】 参照

1-2-③ 変化への対応

社会のニーズに応え「香川綾記念講師派遣事業」（高等学校等に講師を派遣して講演や実習を実施）、「香川綾記念執筆者派遣事業」（企業・団体の広報誌等への執筆）等により、学外への発信に努力している。【資料 1-2-4】

近年、「食と健康」に対する社会的関心は著しく高まっており、本学のメディアへの登場機会も増えている。これらの社会情勢に対応し、毎年度自己点検を行い、使命・目的（教育目標）及び教育目的について確認している。

また、本学園は栄養学の社会的実践、高度な専門家養成を目的に掲げていることから、すでに実務で活躍している専門家のさらなるブラッシュアップへのニーズに応えるべく、「職業実践力育成プログラム(BP)」を、大学院の履修証明プログラムとして平成 28(2016)年 9 月より開設し、継続している。【資料 1-2-5】

【エビデンス集】

【資料 1-2-4】 令和元年度（1 月～12 月）

香川綾記念講師派遣事業実施状況一覧

【資料 1-2-5】 学園ウェブサイト>女子栄養大学大学院>

<http://www.eiyo.ac.jp/daigakuin/intro/brushupprogram.html>

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的（教育目標）及び教育目的については、毎年度見直しを行い、引き続き社会の変化に対応していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

「学校法人香川栄養学園 行動規範」【資料1-3-1】に則り、建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的により教育を行い、社会から求められる人材の育成に励んでいる。

【エビデンス集】

【資料1-3-1】 学校法人香川栄養学園 行動規範

1-3-② 学内外への周知

使命・目的は、学内外に多くの方法で公表されている。学内での周知は徹底しており、すべての学生は入学時に本学の使命・目的をよく認識し、目的を持って入学する。卒業後は、大学で修得した専門的な知識・技術・技能を活かした仕事に就いている。【資料1-3-2】

また、使命・目的の基本的な考え方である建学の精神を具現化し、確認する場として、「香川昇三・綾記念展示室」【資料1-3-3】がある。学園創立の経緯と歩み、建学の精神、そして社会への還元の事例を、企画展示などを通して、学生や教職員だけでなく、学外の見学者にも紹介している。学生は、例年は前期の授業で、1年生全員がこの展示室で学ぶ機会を持ち、学園の建学の精神、目的を理解し、一層深める場になっているが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、展示室見学は見送り、代わりに冊子を配布する予定である。

毎年、テーマを立てて企画展示に取り組んでおり、栄養学研究の発展の実践・普及に一生を捧げた創立者の思いを基盤として、わかりやすく展示するよう工夫している。現在の学生にも継承されている、栄養学を実践するためのツールの変遷なども紹介している。

【エビデンス集】

【資料1-3-2】 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021

【資料F-2-1】 p.47, p.55, p.63, p.71 参照

【資料1-3-3】 女子栄養大学 香川昇三・綾記念展示室

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の使命・目的及び教育目的は「教学の中長期計画書（2015年-2019年）」【資料1-3-4】の根幹をなしている。また、3つの方針【資料1-3-5】は使命・目的及び教育目的を十分に踏まえて作成されている。

学園全体の中長期計画については、平成28(2016)年3月29日の評議員会、理事会で中

期計画（平成 28(2016)～平成 32(2020)年度）を策定している。【資料 1-3-6】

【エビデンス集】

【資料 1-3-4】 女子栄養大学栄養学部

教学の中長期計画書（2015 年-2019 年）（案）

【資料 1-3-5】 学園ウェブサイト>学校法人香川栄養学園 3 つのポリシー

<http://www.eiyo.ac.jp/>

【資料 1-3-6】 平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度学園中期計画

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的、教育研究組織すべてが、建学の精神「食により人間の健康の維持・改善を図る」ためのものであり、整合性がとれている。

教育研究組織【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】は、すべて本学の使命・目的を達成するためのものとなっており、「食と健康」に対しさまざまな角度からアプローチできるようになっている。

【エビデンス集】

【資料 1-3-7】 学園ウェブサイト>学校法人香川栄養学園 情報公表>

■教育研究上の基本組織

<http://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/>

【資料 1-3-8】 学園ウェブサイト>大学・短期大学部紹介>

研究室・教員データベース

<http://www.eiyo.ac.jp/labandteachers/>

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の存在理由・存在価値について、今後さらに丁寧に広報し、将来にわたって本学の理想を社会で実践して具体的な成果を示すべく努力をしていく。多くの貢献をすることにより、建学の精神、使命・目的及び教育目的について発信し理解を深める。

【基準 1 の自己評価】

建学の精神、使命・目的及び教育目的は極めて明確であり、具体的でわかりやすい。学内外への周知徹底も十分なされている。教育・研究の実践においても、昭和 8(1933)年の建学以来、創立者の精神・理念に従い、その使命・目的に向かっていささかも変わることなく継続されている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者の受け入れ方針の明確化と周知

[大学]

アドミッションポリシーについては、「女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021」（以下、「大学案内」）【資料 2-1-1】、「女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 2021 年度 学生募集要項」【資料 2-1-2】や学園ウェブサイト【資料 2-1-3】を利用し、より明確に受験者へ伝えている。また、オープンキャンパスや進学相談会等においても受験生への周知を図っている。

その内容は、次の通りである。

[求める学生像]

- ①将来、栄養学に基づく食を通じて、疾病を予防し人々の健康を保持・増進し、豊かな食を推進したい人
- ②学んだ知識・技術を自らの生活で実践するとともに、リーダーシップをもって、人々のために役立てたいという情熱・意欲のある人
- ③高等学校までの履修内容のうち、「国語総合（現代文）」と「英語」等を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身につけている人
- ④高等学校までの履修内容のうち、食や健康について学ぶのに必要な基礎知識を身につけた人
- ⑤課題を分析して解を導く思考力や判断する力や経験がある人
- ⑥新たな課題に主体的に取り組み、知的好奇心・向上心をもって学ぶ力や自ら学んだ経験がある人
- ⑦学修に必要な基礎的な知識を身につけるための入学前教育プログラムに最後まで取り組むことができる人

なお、「大学案内」では、各学科のページに「教育の理念と目的」を筆頭に「アドミッションポリシー」を、ウェブサイトには「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」を明確に示している。【資料 2-1-4】

[大学院]

「女子栄養大学大学院 大学院案内 2021」（以下、「大学院案内」）【資料 2-1-5】、「2021 年度 女子栄養大学大学院 学生募集要項」【資料 2-1-6】、及び学園ウェブサ

イト「大学院の3つのポリシー」【資料2-1-7】にて、アドミッションポリシーを広く開示するとともに、オープンキャンパスや進学前の相談の中で受験生への周知を図っている。具体的には、以下の通りである。

栄養学研究科は、食と健康を統合する研究者養成および高度人材養成を目指し、人々の健康の増進と幸福な社会の実現に寄与することを目的とする。

求める学生像は、「自らの課題意識、問題関心が明確である人」、「大学院の研究等を進めるのに、必要な一般的ならびに専門的教養の基礎を有している人」である。

さらに、栄養学専攻においては、「栄養・食に関連した科学的根拠の探求、およびそれを活用した実践への熱意を有する人」、保健学専攻においては、「地域保健、学校保健、バイオ・メディカルの基礎的研究に深い関心を持ち、ヘルスプロモーションに意欲を有する人」の入学を求めている。

【エビデンス集】

【資料2-1-1】女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021

【資料F-2-1】p.27 参照

【資料2-1-2】女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 2021年度 学生募集要項

【資料F-2-1】p.6 参照

【資料2-1-3】学園ウェブサイト>学校法人香川栄養学園 情報公表>

アドミッションポリシー

<https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/>

【資料2-1-4】女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2019

【資料F-2-1】p.48-49, p.56-57, p.64, p.72 参照

学園ウェブサイト>学校法人香川栄養学園 情報公表>

アドミッションポリシー

<https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/>

【資料2-1-5】女子栄養大学大学院 大学院案内 2021

【資料F-2-2】p.3 参照

【資料2-1-6】2021年度 女子栄養大学大学院 学生募集要項

【資料F-4-2】表紙裏面 参照

【資料2-1-7】学園ウェブサイト>女子栄養大学大学院>大学院の3つのポリシー

<http://www.eiyo.ac.jp/daigakuin/intro/admission.html>

2-1-② 入学者の受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

[大学]

アドミッションポリシーに沿って、入学要件を定め、[図表2-1-1] (p.13)の入試を実施し、入学試験の多様化、多様な学生の受け入れを図っている。

なお、2021年度の入学者選抜では、文部科学省の大学入学者選抜実施要項の見直しにより、AO入試は「総合型選抜」、推薦入試は「学校推薦型選抜」、一般入試は「一般選抜」と入試区分の変更が行われている。また、大学入試センター試験に代えて、新たに「大学入学共通テスト」利用入試の実施を予定している。

2021年度入試（2020年度実施）は、総合型選抜アクティブ・ラーニング入試を皮切りに実施する。選抜方法は、前述の文部科学省の実施要項の見直しにより、総合型選抜の日程変更（出願時期：9月以降、合格発表：11月以降）に対応するため、一次選抜と二次選抜の2段階方式へ変更の上、実施を行う。まず、一次選抜では「自己PRおよび入学後の目標について」とプレゼンテーションのテーマをあらかじめ指定し3分程度で実施する。その後、2分程度の質疑応答、さらに5分程度の面接試験を行っていく。また、自らが課題を発見し解決策を見出す力を測るため、課題解決型レポートを40分間（400字程度）で実施する。これは、アドミッションポリシーにも則した食、健康、環境問題など直近のトピック等をテーマに出題する。次に二次選抜として、一次選抜の合格内定者を対象として「活動報告書及び学習計画書」の提出を求め、最終的な合格者を決定する。

次に学校推薦型選抜では、指定校推薦、公募推薦、卒業生子女推薦と従来の専願型に加え、併願型の「一般推薦」を新設した。選抜方法は基礎学力試験、面接、書類審査と、従来、公募推薦で実施していた小論文の代わりに基礎学力試験を設け、配点基準は基礎学力試験3、面接1、書類審査1と基礎学力試験に重点をおいた選抜とした。これにより、受験生の多様なニーズに応えられると期待している。

その他、一般選抜（1期・2期・3期）、大学入学共通テスト利用入試（1期・2期）などがある。入学者数の割合は、総合型選抜と学校推薦型選抜から50%程度、一般選抜と大学入学共通テスト利用入試から50%程度を目標に入学者を決定する努力をしている。

入学試験においても、それぞれの学科のアドミッションポリシーに沿って入学要件を定め、試験問題の作成は大学自らが行っている。

入学試験は、「入試委員会」【資料2-1-8】が主宰し、全学体制で実施している。入試委員会は、入学試験に関する基本方針の立案及び調整、学生募集業務に関する諸計画の立案および調整に係る事項、入学試験実施に関する業務の立案および調整に係る事項を審議する。

なお、総合型選抜アクティブ・ラーニング入試については、入試委員会の下にアドミッション・オフィスを置き、アドミッション・オフィス長（入試委員長）が、選抜試験の成績評価員を委嘱し業務に当たっており、多様な視点で選抜できるよう卒業生の社会人や事務職員などにも委嘱している。【資料2-1-9】

また、入学試験の円滑な実施を図るため、入学試験問題の作成及び採点ならびにそれに伴って生ずる具体的な諸問題を扱う「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部入試問題検討小委員会」【資料2-1-10】を設置している。

なお、アドミッションポリシーに沿って以下の入学者選抜を実施している。

- ① 総合型選抜アクティブ・ラーニング入試
書類審査、課題解決型レポート、プレゼンテーション+面接試験
- ② 学校推薦型選抜 指定校推薦
書類審査、小論文、学科説明会レポート
※2021年度入試ではWEB動画視聴における学科説明会レポートとした。
- ③ 学校推薦型選抜 一般推薦
書類審査、基礎学力試験、面接

女子栄養大学

- ④ 学校推薦型選抜 公募推薦
書類審査、小論文、面接
- ⑤ 学校推薦型選抜 卒業生子女推薦
書類審査、小論文、面接
- ⑥ 社会人特別入試
小論文、面接
- ⑦ 私費外国人留学生特別入試
日本留学試験、面接
- ⑧ 一般選抜 1期～3期
1期：2科目 2期：2科目 3期：2科目
- ⑨ 大学入学共通テスト利用入試 1期～2期
2科目

[図表 2-1-1] 女子栄養大学 令和 3 (2021)年度入試 募集人員

(単位：人)

学部・学科専攻		栄養学部				
		実践栄養 学科	保健栄養学科		食文化栄養学科	
			栄養科学専攻	保健養護専攻		
募集人員	入学定員	200	100	50	87	
	総合型選抜 アクティブ・ラーニング入試	—	12	8	25	
	学校推薦型 選抜	指定校推薦	40	25	7	21
		一般推薦	8	5	5	3
		公募推薦	35	3	4	3
		卒業生子女推薦	若干名	若干名	若干名	若干名
	一般選抜	1期	52	26	10	15
		2期	25	10	5	5
		3期	3	2	2	3
		大学入学 共通テス ト利用入 試	1期	35	15	7
	2期		2	2	2	2
社会人特別入試		若干名	—	—	若干名	
私費外国人特別入試		若干名	若干名	若干名	若干名	

女子栄養大学

〔大学院〕

アドミッションポリシーに沿って、入学要件を定め、[図表 2-1-2]の入試を実施し、入学試験の多様化、多様な学生の受け入れを図っている。

大学院については、一般入試のほかに本学の卒業見込者を対象とした修士課程推薦入学制度、社会人を対象とした修士課程社会人特別入学制度、学部成績と大学院入学試験の両方が極めて優秀な者を対象とした修士課程特別奨学生制度があり、一般入試では筆記試験と面接試験を課している。【資料 2-1-11】

[図表 2-1-2] 女子栄養大学大学院 令和 3(2021)年度 募集人員

(単位：人)

	栄養学専攻				保健学専攻			
	修士課程		博士後期課程		修士課程		博士後期課程	
募集人員	第 1 期	10	4 月入学	3	第 1 期	10	4 月入学	3
	第 2 期		10 月入学		第 2 期		10 月入学	

【エビデンス集】

【資料 2-1-8】女子栄養大学 入試委員会規程

【資料 2-1-9】女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部
アドミッション・オフィス規程

【資料 2-1-10】女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部入試問題検討小委員会細則

【資料 2-1-11】女子栄養大学大学院 大学院案内 2021

【資料 F-2-2】 p.25～26 参照

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生の定員管理については、教学及び法人との協議・合意に基づき行われており、入学受入数は、教育の質の確保、将来の組織改組などに影響することから、各学科の収容定員、入学定員、在籍学生数及び文部科学省、厚生労働省による指導などを総合的に勘案して慎重に決定している。[図表 2-1-3]

具体的には、総合型選抜、学校推薦型選抜の入学手続者数を踏まえて、一般選抜及び大学入学共通テスト利用入試の合格者数を入試委員会で検討した後、大学教授会で決定している。特に一般選抜と大学入学共通テスト利用入試においては、過去の歩留率や併願状況を勘案し合格者数を決定している。年度によって、入学予定者が入学定員に満たない可能性が生ずる場合については、補欠の繰上げ制度を実施するなど合格者決定にあたっては慎重に行っている。

なお、実践栄養学科、食文化栄養学科は、3年次の編入定員がそれぞれ 20 人、また保健養護専攻は、3年次の編入定員が 5 人となっている。【資料 2-1-12】

女子栄養大学

[図表 2-1-3] 2020 年度入試 入学定員及び在籍学生

(単位：人)

	入学定員	志願者	入学者	収容定員	在籍学生
栄養学部					
実践栄養学科	200	723	226	840	934
保健栄養学科					
栄養科学専攻	100	427	116	400	438
保健養護専攻	50	326	75	210	271
食文化栄養学科	87	219	83	388	460

	入学定員	志願者	入学者	収容定員	在籍学生
大学院研究科					
栄養学専攻	修士課程	10	13	12	17
	博士後期課程	3	4	4	14
保健学専攻	修士課程	10	2	1	5
	博士後期課程	3	0	0	1

※博士後期課程の志願者・入学者は、2020年4月入学分のみ計上

【エビデンス集】

【資料 2-1-12】 学部・学科の学生定員及び在籍学生数

データ編【表 F-4】 参照

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は栄養学の専門単科大学であり、化学、生物の 2 科目について重要な位置づけを担う。それに伴い、学校推薦型選抜の出願要件の中に、「化学基礎」と「生物基礎」または、「科学と人間生活」（食文化のみ）は必ず履修していることを大学案内や募集要項、及び受験生応援サイト(WEB)により広く明示している。

また、一般選抜、大学入学共通テスト利用入試においても、「化学基礎」または「生物基礎」を、選択受験できるよう整えている。

本学への理解と入学後のミスマッチを避けることから、指定校推薦出願者は、オープンキャンパスで実施される学科説明会に少なくとも 1 回は参加し、学科説明会レポートを小論文と合わせて提出することとなっている。このオープンキャンパスへの参加については、学科の十分な理解を目的としているため、指定校推薦に限らず本学への入学を希望する全ての対象者に向け促進を図っている。

なお、今年度はコロナ禍において当初予定をしていたオープンキャンパスが開催できなかったため、ウェブサイト上で学科説明会の動画配信を行い、その視聴において学科説明会レポートの提出を求めることとした。

また、アドミッションポリシーは、高校生の学力の 3 要素などを十分踏まえ、令和元(2019)年度より改定しており、全入試区分において、学力の 3 要素を考慮した入学者選抜

を実施する方向で準備を進めている。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

栄養学部の教育目的は、基準項目 1-1 に記載の通り、「女子栄養大学学則」（以下、「学則」）【資料 2-2-1】第 1 条に「本学は、食を通して疾病を予防し、健康を維持増進することに関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学術を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を養うことによって有能な専門家を養成し、以て我国文化の高揚と社会の発展に寄与することを目的とする。」と記されている。

「教育研究上の目的の公表等に関する規程」第 3 条において、栄養学部は、「幅広い教養教育を基礎に、『食』、『人々の心身の健康』、『健康を維持増進する』、及び『食文化』の各領域に関する幅広い知識と技術を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を養うことによって、食を通して疾病を予防し、人々の健康を保持・増進することに貢献できる有能な専門家を養成し、もって我が国の文化の高揚と社会の発展に寄与することを目的とする。」とされ、根幹として以下の 4 つの領域にわたって学修するよう構成している。これらは「2020 履修の手引 女子栄養大学 栄養学部」（以下、「履修の手引」）【資料 2-2-2】に明記し学生への周知を図っている。

①食物・食材・食料に関する分野

食材の種類や化学的・栄養学的特性に関する学び

食料生産や流通、分配などに関する学び など

②人体・栄養・健康に関する分野

栄養素・代謝・疾病・運動ほか心身の発達や健康に関する学び

医療や検査、健康増進、健康づくりに関連した学び など

③料理・食事・食文化に関する分野

食事様式や食文化、または食育を含む食の伝承・教育に関する学び

調理や食の演出、コーディネート、表現などに関する学び など

④食に関連した社会制度や産業・経済に関する分野

食や健康・福祉にかかわる政策・制度、組織や仕組みに関する学び

食や健康にかかわる産業や経済の仕組みや運営・実施に関する学び など

各学科専攻の教育研究上の目的と学びの体系は、広い分野にわたる学科共通の基礎・教養科目を基礎として、その上に学科独自の専門科目の体系が積み上げられて、教育目的に

適うよう編成されている。各専門分化した学科ごとの教育研究上の目的は[図表 2-2-1]の通りである。

1) 学科ごとの教育研究上の目的

[図表 2-2-1] 学科ごとの教育研究上の目的

学科名	教育研究上の目的
実践栄養学科	人、社会・環境、食べ物とのかかわりを基礎に栄養学を教授研究し、人々の生活の中でそれらを統合し生かすために「料理・食事」として展開できる実践栄養学の技能を養う。これにより、多様な個人や集団に対して食を通じて健康の維持・増進、疾病の予防・治療に貢献できる専門職としての管理栄養士・栄養教諭の養成を目的とする。
保健栄養学科 栄養科学専攻	栄養学を礎として、臨床検査学、家庭科教育、運動の科学、あるいは食の科学に関する専門的な知識と技能を教授研究し、それらを連携して応用できる実践力をそなえ、健康で幸福な人間・社会をめざして高い倫理観と市民性をもって行動する人間を育てる。これにより、現代社会の様々な場面やライフステージで「食による健康の維持・改善」を図ることができる「栄養士資格を有する専門家」を養成し社会的に寄与することを目的とする。
保健栄養学科 保健養護専攻	栄養学を礎として、子どもの健全な発育発達と健康の保持増進に関する専門的な知識技能を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を養うことによって、子どもを愛し尊重する豊かな人間性と高い倫理観を備え、常に時代の要請に応える実践的で専門性の高い養護・保健・看護を担う教育者を養成することを目的とする。
食文化 栄養学科	食文化と栄養への深い理解と幅広い知見、専門家として必要な調理理論・調理技術の修得のもとに、食品開発・メニュー開発・飲食店の企画・運営、食に関する情報発信、食育などに関する専門的な知識技術を体系的に教授研究するとともに、豊かで健康的な食生活の提案・実践を通じて、地域社会や食産業の発展を推進できる食の専門家を養成することを目的とする。

2) 学科ごとのカリキュラムの特徴

カリキュラムポリシー【資料 2-2-3】により、学科ごとにカリキュラムを編成している。

[図表 2-2-2] 学科ごとのカリキュラムポリシー

学科専攻	カリキュラムポリシー
実践栄養学科	<p><教育内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高大接続と広い視野を養う教育科目 <ol style="list-style-type: none"> ①能動的な学びを身につけるための科目を、初年次教育として1年次に配置する。 ②栄養学を学ぶうえでの基礎的な知識、豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力を身につけるため、人文科学・社会科学・自然科学・外国語の各分野から構成される選択科目群を配置する。 2. 体系的な専門基礎及び専門科目の配置 <ol style="list-style-type: none"> ①本学の食事法を自ら実践できるようになるための科目を、1年次に配置する。 ②栄養と健康に関わる理論と実践を身につけるため、管理栄養士学校指定規則に定められた3分野からなる専門基礎科目群と8分野からなる専門科目群を段階的に配置する。 3. 講義と実習、演習を組み合わせた実践的教育体系 <ol style="list-style-type: none"> ①食事づくり力を含めた栄養管理の理論と実践を修得するため、各分野に講義と実験・実習・演習科目を段階的に配置する。 ②管理栄養士業務の実際を学び、専門職としての視点と能力を身につけるため、臨地実習を3年次後期に配置する。 4. 専門領域を意識づけして深める教育 <ol style="list-style-type: none"> ①管理栄養士に求められる倫理観や使命感を養う専門科目を低学年から段階的に配置する。 ②学内外の実習等を通し、専門性をより深める選択科目としてプロフェッショナル科目（医療栄養系、福祉栄養系、地域栄養・食支援系、スポーツ栄養系、フードサービスマネジメント系、食品開発系）を、3年次後期から4年次に配置する。 ③栄養教諭免許取得を目指す学生に対しては、児童及び生徒の食に関する指導をより深める教職科目を段階的に配置する。 5. 総合化を促す科目の配置 <ol style="list-style-type: none"> ①課題発見・解決能力、プレゼンテーション能力等、管理栄養士として必要とされる技能を高め、4年間の学びを総合的に活用する科目を4年次に配置する。 ②科学的・論理的思考力を養い、生涯にわたり自らの専門性を向上させるための学修能力を身につける卒業研究を、3年次後期から4年次に配置する。

女子栄養大学

学科専攻	カリキュラムポリシー
実践栄養学科	<p><教育方法></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 講義と演習・実験・実習との往還や一貫性による知識の定着化や技術の修得 2. グループ討議を通じた課題解決型の学びによるコミュニケーション力の育成 3. プレゼンテーション・質疑応答形式による理論の構築や応用力の育成 4. 医療施設、福祉施設、学校、自治体、事業所等での学外実習を通じた管理栄養士としての実践力の修得と、倫理観、使命感、責任感の定着 5. プロフェッショナル科目による管理栄養士としての技能と専門性の強化 6. 学生への支援体制（担任制度、スチューデントアシスタント（SA）制度） <p><評価></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部委託した学士力調査により、1年次から3年次への成長を把握する。 2. 各授業における成績評価は、シラバスに明記された方法で行う。 3. 2年及び3年次終了時には、学則に定める進級制度により3年及び4年次への進級の可否を判断する。 4. 進級の可否は、各学年で必要とされる単位数あるいは管理栄養士国家試験受験資格必修科目の取得により判断する。 5. コミュニケーション能力や倫理観等の自己目標の達成についての評価は、履修カルテとe-ポートフォリオで行う。 6. 管理栄養士としての総合的な能力は、管理栄養士実践演習及び管理栄養士総合演習の成績により判断する。

学科専攻	カリキュラムポリシー
保健栄養 学科栄養 科学専攻	<p><教育内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高大接続と広い視野を養う教育科目 <ol style="list-style-type: none"> ①フレッシュマンセミナー（初年次教育）を必修として1年次に配置する ②基礎的な知識、豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力を身につけるため、基礎・教養科目を学年に応じて配置する 2. 体系的な深い専門科目の配置 <ol style="list-style-type: none"> ①本学の建学の精神に基づく食事法を学ぶ科目「実践栄養学」を、必修として1年次に配置する ②専門基礎科目と専門科目の楔形配置により、1年次から容易に体系的理解ができるようにする ③専門基礎科目で栄養士と各コースの学びを理解するための基礎知識を学ぶ ④専門共通科目で、栄養士に必要な専門知識と技術を学ぶ ⑤各コースの専門科目で、各分野の専門知識と技術を学ぶ 3. 講義と実習、演習を組み合わせた実践的教育体系 <ol style="list-style-type: none"> ①講義科目に対応する多くの実習・実験・演習科目を配置し、確実な知識定着と技術習得を促す ②栄養士教育は、校外実習を3年次に配置し、学びの集大成とする ③各コースの学内外の実習を通して実社会での多様な課題解決能力を身につけさせる 4. 低学年からのキャリア教育、専門領域を意識づけして深める教育 <ol style="list-style-type: none"> ①プレセミナー（初期体験学習）により自分らしさを生かしたコースを選択して各コースの学びへの動機付けを行う ②企業連携による1・2年次からのキャリア講座を開設する ③自治体や各種団体、企業と連携したインターンシップを2年次に開講する ④大学卒業後も見据えて、コースを主体的に選択し、専門性を深める教育体系を設ける 5. 総合化を促す科目の配置 <ol style="list-style-type: none"> ①栄養士実践セミナーにおいて、最新の知識を学び、それぞれの専門家としての使命感と倫理観をもって、多様で変化に富む社会に栄養学を活用できる力を養う。 ②卒業研究など、学びを総合的に活用する力や生涯学習力を高める科目を、3年後期から4年次にかけて配置する <p><教育方法></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 講義と演習や実験実習との往還や一貫性による、知識・技術の定着化、理論の根拠の理解 2. 実習・演習を中心とした課題解決型授業による、コミュニケーション力、調整力、論理的思考の涵養 3. アクティブラーニング、グループ討議やプレゼンテーションの多用を通じた実践型の学び

女子栄養大学

学科専攻	カリキュラムポリシー
保健栄養 学科栄養 科学専攻	4. 自治体や企業、諸団体などとの連携を活用した社会が求める能力の体験型、課題解決型学習 5. 学生への支援体制（担任、コース担当教員、相談時間（オフィスアワー）の設定等） <評価> 1. 外部委託した学士力調査により、1年次から3年次への成長を把握する 2. 2年次終了時には、学則に定める進級制度により3年次への進級の可否を判断する 3. 各学年で必要とされる単位の取得とGPAによる評価を行う 4. 3年次には栄養士実力認定試験により、栄養士に必要な知識の習得度を評価する。 5. 家庭料理技能検定により、本学の食事法に関する知識と技術の習得度を評価する。 6. eポートフォリオを用いた自己目標の達成や卒業時アンケートで評価する 7. 栄養士実践セミナーや卒業研究などの成績で判断する
保健栄養 学科保健 養護専攻	<教育内容> 1. 高大接続と広い視野を養う教育科目 ①初年次教育を必修として1年次に配置する ②人間・社会・自然の多様性を理解するため、基礎・教養科目を学年に応じて配置する 2. 保健・養護に関する体系的な深い専門科目の配置 ①本学の建学の精神に基づく栄養と食に関する科目を1年次に必修として配置する ②専門基礎科目と専門科目の楔形配置により、1年次から容易に体系的理解ができるようにする 3. 講義と実習、演習を組み合わせた実践的教育体系 ①講義科目に対応する多くの実習・実験・演習科目を配置し、確実な知識定着と技術習得を促す ②多様な臨地実習や教育実習を2年次から配置し、実社会での多様な課題解決能力を身につけさせる 4. 低学年からのキャリア教育、専門領域を意識づけして深める教育 ①1年次に初年次教育の一環として学校との連携による保健室訪問を開講する ②2・3年次に自治体や各種団体、教育委員会と連携したインターンシップや長期学校体験実習を開講する ③大学卒業後も見据えて、グローバル化、多様化、技術革新等に対応しうる専門性を深める教育体系を設ける

学科専攻	カリキュラムポリシー
保健栄養 学科保健 養護専攻	<p>5. 総合化を促す科目の配置</p> <p>①卒業研究や教職実践演習など、学びを総合的に活用する力や生涯学習力を高める科目を、3年後期から4年次にかけて配置する</p> <p><教育方法></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 系統的・基礎的知識の定着をはかるための授業形態 栄養学を中核とした学問的知識・技能の総合化・体系化をうながすために、講義・演習・実験等の授業に関連性をもたせる 2. 時代や社会の要請に応じた教育方法 専門的知識を生活（社会・自然・文化）と結びつけ生きた知識として内面化させ、世界観を描けるようにするために課題解決型・探求型授業方法を取り入れ、学生の興味・関心を引き出し、相互の学び合いを行う 3. 大学独自の専門的知識・技能を磨く教育方法 専門性を高め、科学的態度を修得し、専門家としての責任感・倫理感を養えるよう、調査・発表・討論・検証・報告（レポート・論文作成を含む）等の知的体験を取り入れる 4. 学生の自主的活動及び他機関との連携による体験学習 教員としての資質能力や高度な実践力をやしなうために、学生の自主的活動、および自治体・法人（企業、学校、その他）・NPO（市民団体等）等との連携を活用した体験型・課題解決型学習を取り入れる 5. 学生への支援体制 青年期特有の成長・発達の危機をのりこえるため、大学での学修・生活への適応をサポートし、外部機関との連携をはかり、資格取得を中心にキャリア支援をおこなう 学生自身が自己の学修成果を確認するため、学修評価の適正化に向け学内の自己点検機能を充実させる <p><評価></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ポートフォリオ等を用いて自己の学修経験の振り返りを行い、その成果で評価する 2. 各学年で平常の成績・試験等による評価を行い、単位の取得とGPAによる評価を行う 3. 2年次終了時には、学則に定める進級制度により3年次への進級の可否を判断する 4. 教職課程履修カルテや外部委託した学士力調査等を利用して、4年間の成長を把握する 5. 卒業研究や教職実践演習等の成績と各種資格取得で判断する

学科専攻	カリキュラムポリシー
食文化栄養学科	<p><教育内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高大接続と広い視野を養う教育科目 <ol style="list-style-type: none"> ①初年次教育を必修として1年次に配置する ②人間・自然・社会の多様性を理解するために、基礎・教養科目を、学年に応じて配置する 2. 体系的な深い専門科目の配置 <ol style="list-style-type: none"> ①本学の建学の精神に基づく食事法を学ぶ科目を、1年次に必修として配置する ②専門基礎科目と専門科目の楔形配置により、1年次から食に関する多分野の専門的知識と技術を体系的に修得できるようにする 3. 講義と実習、演習を組み合わせた実践的教育体系 <ol style="list-style-type: none"> ①講義科目に対応する多くの実習・実験・演習科目を配置し、確実な知識定着と技術習得を促す ②学内での営業調理実習や学外でのフィールドワーク実習を2・3年次に配置し、実社会での多様な課題発見・対応能力を身につけさせる ③企業や地域の課題に対応した実践的な実習を3・4年次に配置し、実社会での多様な課題解決能力を身につけさせる 4. 低学年からのキャリア教育、専門領域を意識づけして深める教育 <ol style="list-style-type: none"> ①企業連携による1・2年次からのキャリア講座を開設する ②自治体や各種団体、企業と連携したインターンシップや長期実習を2・3年次に開講する ③大学卒業後も見据えて、3年次でコースを選択し、専門性を深める教育体系を設ける ④コースの1つとして、香川調理製菓専門学校調理師科・製菓科での専門的知識・技術の修得機会を設ける 5. 総合化を促す科目の配置 <ol style="list-style-type: none"> ①食文化栄養学実習（卒業研究）等、学びを総合的に活用する力や生涯学習力を高める科目を、3年後期から4年次にかけて配置する <p><教育方法></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 講義と演習や実験実習との往還や一貫性による、知識・技術の定着化、理論の根拠の理解 2. 実習や演習を課題解決型授業ととらえ、コミュニケーション力、調整力、企画力・発信力、論理的思考の涵養 3. アクティブラーニング、グループ討議やプレゼンテーションの多用を通じた実践型の学び 4. 国内外へのフィールドワーク実習による実社会に対する深い学び 5. 自治体や企業、諸団体などとの連携を活用した社会が求める能力の体験型、課題解決型学習

学科専攻	カリキュラムポリシー
食文化栄養学科	<p>6. 学生への支援体制（学生サポーター、担任、相談時間（オフィスアワー）の設定等）</p> <p><評価></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部委託した学士力調査により、1年次から3年次への成長を把握する 2. 2年次終了時には、学則に定める進級制度により3年次への進級の可否を判断する 3. 各学年で必要とされる単位の取得とGPAによる評価を行う 4. 履修カルテ、eポートフォリオを用いた自己目標の達成や卒業時アンケートで評価する 5. 食文化栄養学実習（卒業研究）等の成績で判断する

さらに、特筆する点をまとめると、一部上記と重複するが、以下の通りである。

・実践栄養学科

国家試験合格を目指す科目の充実とともに、より高度の専門性をもつ管理栄養士養成を目的として、1年次から2年次にかけて管理栄養士プロフェッショナルリズム論を新設した。3～4年次には6つの系からなるプロフェッショナル科目群を配置し、いずれかの系を選択して学修できるようにしている。プロフェッショナル科目群（旧称6系）とは、医療栄養系・福祉栄養系・地域栄養・食支援系・スポーツ栄養系・フードサービスマネジメント系・食品開発系であり、各系ともに病院、福祉施設、行政機関、スポーツ競技団体、食品企業・研究機関等と連携し、実務家を非常勤講師とした講義および実地を伴う実習で組み立てている。

・保健栄養学科栄養科学専攻

栄養士教育をベースに4つの専門分化したコース制度を敷いている（臨床検査学コース、家庭科教職コース、健康スポーツ栄養コース、食品安全管理コース）。コース教育は2年次から本格的に始まるため、1年前期末にコース選択をさせる。これに向けて「初期体験学習」等を設け、早い段階からのキャリア教育を行っている。

・保健栄養学科保健養護専攻

低学年からのキャリア教育として、以前よりスチューデント・インターンシップとして小中学校でのインターン制度を導入してきたが、時間外であったため、平成26(2014)年度入学生より教育課程に位置づけ、2年次に「長期学校体験実習」(逆ギャップイヤー)

【資料2-2-4】とした正式の科目として導入し、後期の3カ月間に週3日連続して学校を体験させる。目的は、学校の風土や文化に触れ、子どもの実態や教職員の仕事を知り、教員になることの魅力や素晴らしさとともに厳しさを感じる体験を学習段階の早期に行うことにより、教職に就くことの動機づけを高め、その後の大学内外での学びに対し、自らが能動的且つ計画的に取り組む学生となるための契機とすることである。既に近隣市教育委員会との協定もでき、平成27年度後期より実施している。

・食文化栄養学科

平成18(2006)年度の大規模カリキュラム改訂により、学科教育の方向性を食産業や食文化伝承などにより明確化した。これを機に、学園内留学制度（学園併設の専門学校への

留学制度)【資料 2-2-5】を導入し、令和元(2019)年度までに 158 人が学び、その経験も生かした卒業後の進路選択を可能としている。令和 2(2020)年度には 15 人が学んでいる。

平成 27(2015)年度入学生向けにカリキュラムの改訂を行い、初年次教育(食文化栄養学総論 I)やインターンシップなどを単位化することで一層充実させ、高大連携ならびにキャリア教育を図っている。

平成 29(2017)年度の入学定員増に伴い、平成 22(2010)年度より導入した 3 年次から履修するコース制度を再編し、学園内留学も含めて 5 コースとした。

3) 教育活動点検評価協議会の開催

学部の教育課程の編成方針に関して、後述する社会連携を締結している自治体・企業の方々に参画してもらった仕組みとして、「教育活動点検評価協議会」を平成 29(2017)年度より立ち上げた。第 1 回を平成 30(2018)年 1 月、第 2 回を平成 31(2019)年 2 月に開催し、いずれも 8 団体・組織からの出席を得、3 ポリシーや教育方法、キャリア教育等についての説明を行い、おおむね高く評価をいただくとともに、関係機関の期待等について有意義なご意見をいただいた。【資料 2-2-10】

令和 2(2020)年は、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、参加団体・組織を絞ってオンラインでの開催を予定している。

大学院の教育目的は、「女子栄養大学大学院学則」【資料 2-2-6】第 1 条「本学の目的・使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」である。課程ごとに次の目的を設定している。

- ・ 修士課程：栄養学・保健学の幅広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度な能力を養うこと
- ・ 博士後期課程：専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと。

これらの教育目的を達成するために、学生自身の研究課題を深めると同時に、栄養学・保健学の幅広い研究領域の視野を得て、その中で自身の研究課題を位置づけ、研究の実施が可能となるよう、以下のカリキュラム編成を行っている。

1. 修士課程にあっては、個別の研究課題に取り組む前に、まず栄養学・保健学の学際性・多様性に触れる目的で、入学時に専攻毎に全専任教員による「総合講義」を開講。
2. その上で、さらに多様な知見を深める目的で多領域の特論科目を開講。栄養学専攻では、基礎栄養科学領域、実践栄養科学領域、生体科学領域、食文化科学領域、食物科学領域、教職領域の特論科目を、保健学専攻では、健康科学領域、臨床病態生化学領域、実践学校保健学領域の特論科目を開講。
3. 研究を進めるための方法論の修得を目的として、共通領域として研究手法に係る科目を開講。
4. 栄養学・保健学の学際性・多様性の中で、自身の研究課題を位置づけ、先行研究をふまえ、その意義と知見を他者に伝え議論するスキルを修得するための「総合演習」(学生全員によるセミナー)を開講。

5. 修士課程、博士後期課程ともに、学生自身の研究課題や実践課題を深めるため、指導教員による個別指導体制を充実すると同時に、多領域の教員から指導を受けられる機会（全教員参加の下での中間報告会等）を設置。

また、このカリキュラムポリシーにそった科目を開講している。これらのカリキュラムポリシーは、「大学院案内 2021」【資料 2-2-8】、「履修要綱 令和 2 年度（2020 年度）女子栄養大学大学院」（以下、「大学院履修要綱」）【資料 2-2-7】、学園ウェブサイト「大学院の 3 つのポリシー」【資料 2-2-9】にて、学内外に広く周知している。

【エビデンス集】

【資料 2-2-1】 女子栄養大学学則 【資料 F-3-1】 第 1 条 参照

【資料 2-2-2】 2020 履修の手引 女子栄養大学 栄養学部

【資料 F-5-4】 p. 70～72 参照

【資料 2-2-3】 学園ウェブサイト>香川栄養学園情報公表>カリキュラムポリシー
<http://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/>

【資料 2-2-4】 逆ギャップイヤー（長期学校体験実習）事業

【資料 2-2-5】 女子栄養大学 学园内留学に関する規程

学园内留学に関する運営細則

【資料 2-2-6】 女子栄養大学大学院学則 【資料 F-3-2】 参照

【資料 2-2-7】 履修要綱 令和 2 年度（2020 年度） 女子栄養大学大学院

【資料 F-5-5】 p.7 参照

【資料 2-2-8】 女子栄養大学大学院 大学院案内 2021

【資料 F-2-2】 p.3 参照

【資料 2-2-9】 学園ウェブサイト>女子栄養大学大学院>大学院の 3 つのポリシー
<http://www.eiyo.ac.jp/daigakuin/intro/admission.html>

【資料 2-1-7】 参照

【資料 2-2-10】 女子栄養大学教育活動点検評価協議会議事要録

2-2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び授業方法の工夫・開発

1) シラバスチェックと完全 Web 化、公開

大学設置基準第 19 条に基づき、授業内容を編成し、シラバスを作成してウェブ上でも公開している。【資料 2-2-11】

作成にあたり、ディプロマポリシーで定めている学士力の達成に向けて、科目間に重複や不足がないかを教員間で確認調整することとしている。平成 25(2013)年度より第三者によるシラバスチェックを制度化し、実施している。さらに平成 26(2014)年度より「女子栄養大学 シラバス作成要領（2020 年度版シラバス作成用）」（以下、「シラバス作成要領」）

【資料 2-2-12】を定め、チェックの観点を「シラバスチェック要領」として明確化し、2020 年度シラバスはこれに沿って作成されているかどうか確認した。

「シラバス作成要領」の中に、事前事後の学修内容の指示を必ず記載することとしており、自学自修を促すための工夫をしている。

学科ごとにカリキュラムマップ【資料 2-2-13】を作成し、学生の履修指導に活用して

いる。

平成 28(2016)年度より 27 年度からの準備を経て、シラバスは完全 Web 化した。【資料 2-2-11】これにより、印刷物では制限されていた文字数を大幅に拡大でき、また事前事後学修の指示の記述欄も設けることが可能になり、シラバス内容の充実とその公表を改善することができた。

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令により、授業開始が予定より遅れ、また登校しての完全対面授業の実施が困難であったため、遠隔授業を導入したことからシラバスの変更を余儀なくされた。シラバスが Web 化されていたため、変更の対応はスムーズに行われた。

2) 入学前学習、フォローアップ・プログラム

入学前のリメディアル学習と入学後の教育を連動させる形で、全新入生にフォローアップ・プログラム【資料 2-2-14】を実施しており、入学前に課題の回答を提出させ、入学時に理解度テストを実施し、標準点に満たない学生には当該科目の補習授業を行っており、専門教育への導入の円滑化を図っている。入学後にフォローアップ・プログラムの評価として理解度テストを実施しているが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、実施できなかった。フォローアップ・プログラムにより、入学前からメールアドレスを貸与し、個別の学習支援を行う仕組みが確立していたこともあり、入学式やガイダンスの中止にもかかわらず、新入生への連絡等はスムーズに実施できた。

3) 学部としての初年次教育の統一性と強化

各学科で独自にスタディースキルズ研修などに取り組んできたが、昨今の新入生の自学自修の意欲や学修スキルの低下に鑑み、学部としての統一性のある内容とし、教科目に引き上げて取り組むこととした。そのために「初年次教育検討ワーキンググループ」【資料 2-2-15】を平成 27(2015)年 3 月末に立上げ、平成 27(2015)年度前半には教授会へ提案し、平成 28(2016)年度より単位化して実施に至った。

開講方法や内容は、学部・学科により若干異なる点もあるが、基本的には学科での学びへの動機づけや自己目標設定、スタディースキルズ、卒業後のイメージ形成のためのキャリア教育などを含んでいる。

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入学式を取りやめ、新入生ガイダンス等の実施は 4 月段階では取りやめた。オンライン授業を導入し、初年次教育についても、開講時期、開講方法の変更を含め、実施した。

4) 学生による授業評価とその結果の授業内容・方法への反映

全科目(実験実習科目、非常勤講師担当科目も含む)についての学生による授業評価を、平成 22(2010)年度より実施している。この結果に基づき、特に評価が低い科目に関して、授業方法の改善策の検討を義務付けている。これに関しては基準項目 2-8 に記述した。

5) 産学連携や高大連携等によるアクティブラーニングの導入

各資格取得には従来から臨地訓練(各職種の事業現場での実習)が課せられ実務経験を

積む学修が行われているが、これに加えて、コースの実習科目やゼミ、卒業研究等を通して、公的協議会や企業、学校などにて、課題学習に取り組む機会を作っている。【資料 2-2-16】

内容はメニュー開発や商品開発、食教育教案開発、健康づくりイベント企画ほか多岐にわたっている。これらを通して実践力と共に、社会的課題や対象者のニーズ等への把握力が強化されることが期待されている。

6) 年間履修単位の上限設定

大学設置基準第 27 条の 2 に基づき、平成 27(2015)年度の科目履修登録より、年間履修単位の上限 (CAP 制) を導入した。

本学は、学科により各資格取得のための必修単位が多い。基本的には厚生労働省が指定している必要単位数の範囲に抑えているが、それでも実践栄養学科では管理栄養士国家試験受験資格で 124 単位、これに加えて栄養教諭を取得する場合の必要単位数は 147 単位、保健栄養学科栄養科学専攻で基礎資格としての栄養士に加えて臨床検査技師国家試験受験資格の取得を目指す場合は 181 単位が必要となる。同様に教員免許状 (家庭科) 取得では 151 単位である。保健栄養学科保健養護専攻でも類似の状況である。

またこれらの資格取得のためには 3・4 年次に学外実習も多く、その事前学修・課題学習も多いため、4 年間で均等に履修させることは現実的ではない。これらを勘案して、[図表 2-2-3] の通り、学科ごとの上限値を定めた。

[図表 2-2-3] 学科ごとの年間履修単位の上限値

学科専攻	年間単位数の上限	追加事項
実践栄養学科	1～4 年：48 単位 編入学生：48 単位	
保健栄養学科栄養科学専攻	1～4 年：56 単位	
保健栄養学科保健養護専攻	1～4 年：50 単位	年間単位数の上限について、編入生は適用せず
食文化栄養学科	1～4 年：48 単位 編入学生：48 単位	

また、これに関して、「履修の手引」【資料 2-2-17】に明示し、新学期ガイダンス時に趣旨説明と周知徹底を行った。履修登録時にチェックをし、履修指導を行い、徹底を図った。また CAP 制導入から 5 年が経過し、本制度導入後の履修状況を解析し、令和 2(2020)年度在学生から、各学年後期の累積 GPA=3.40 以上の学生は翌年の CAP を 4 単位緩和した。

7) e-learning を用いた授業前学修や復習への活用

平成 16(2004)年度より e-learning システム(CourseNavig)を導入し、その後、平成 22(2010)年度のバージョンアップにより、現在は Course Power を使用している。この Course Power は、ウェブ上に教材を置いて自主学修を促進し、課題の提示や提出、お知らせ

せ発信などの双方向学習に活用している。またアドレスを供与し入学前学習から連続したフォローアップ・プログラムでの課題学習にも用いており、e-learningでの学修習慣を身に付ける事を推奨している。

このために、教職員からなる「情報教育システム委員会」【資料2-2-18】を平成15(2005)年1月より立ち上げ、e-learningによる教育のためのシステムやマニュアル等の整備、活用説明会やサポートを行っている。【資料2-2-19】

CoursePowerシステムを用いて、授業前に講義教材や課題を提示し、事前学修をさせてから講義に出席させ、授業内ではディスカッションやプレゼンテーションを行う等の科目がいくつかある。学生の自学自修の促進につながっている。

平成27(2015)年度にCoursePowerの基幹システム改訂を行い、平成28(2016)年度より全面的な充実を図った結果、前述のシラバスの完全Web化、並びに下記e-ポートフォリオの導入を行うことができた。

令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の拡大からオンライン授業導入による授業運営を検討するなかで、CoursePowerシステムのみならず、MicrosoftOffice365のTeamsを用いたシステムを構築した。新たなシステムにより教材や録画した動画の視聴を可能とし、自主学習のさらなる促進につなげた。

8) e-ポートフォリオの導入

基幹システムの改訂に伴い、平成28年度からは、学生自身が毎学年毎学期に目標を立てて学習し、科目教員並びに担任との相互コミュニケーションにより、自学自修を推進する仕組みとしてweb上にe-ポートフォリオを構築した【資料2-2-20】。学期終了時に、学生自らが振り返りをし、次学期に向けた目標設定をする。「学生による授業評価」も平成27年度までは紙ベースでの実施であったが、平成28年度からはe-ポートフォリオ上で行うようガイダンスし、継続して令和2(2020)年度も実施している。

9) 科目等履修生・専修学校からの編入学

本学は以前より科目等履修生を受け入れて来ており、特に、専門性の高い科目や基礎的な栄養学領域でのリカレント教育を希望する者を受け入れてきている。また教員免許(家庭科)取得のための科目等履修生も多く受け入れており、在籍学生にとっても学びの刺激となっている。

編入学は、実践栄養学科・保健栄養学科保健養護専攻・食文化栄養学科で実施しており、2年制以上の専修学校卒業生の受入れも行っている。専修学校の栄養士課程卒業者が中心であるが、近年は調理師課程卒業者が入学し、人数は少ないものの多彩な専門職への栄養学教育を行っている。

10) 保護者への授業公開

平成26(2014)年度より、学部授業を保護者に公開している。令和元(2019)年度も実施し、前期・後期の各1週間を授業公開日としている(衛生面や危険性管理などの点でいくつかの実験実習科目は対象外とした)。

保護者からは全般に高評価を得ており、大学教育への理解の促進につながっている。同

時に教員も、より分かりやすい授業方法の工夫等もみられ、改善への効果が出ている。

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、授業公開を実施しないこととした。

11) 教員相互の授業公開

平成 30(2018)年度より、FD の一環として、自らの授業の改善や工夫のための参考点や気づきを得ることを目的に、教員相互の授業公開を実施している。前期・後期に各 1~2 週間を公開週として定め、聴講希望を募り、聴講後は、定められた様式の報告書提出を義務付けている。報告書の内容は集計結果を教授会で報告し、教員の相互の授業公開を推進している。【資料 2-2-21】

平成 29(2017)年度前後の特筆すべき学科ごとの取り組みは以下の通りである。

・実践栄養学科

管理栄養士国家試験受験資格取得に向けた動機づけと実際の合格を目指したカリキュラム編成に力点を置き、従来 3 年次末より模擬試験を課し、4 年次には個別指導なども行ってきているが、平成 26(2014)年度より低学年からのキャリア意識形成に関連付けた学修意欲動機づけをめざし、科目ごとの定期試験とは別に 1 年並びに 2 年次末に、各学年終了時までまでに修得しておくべき力を総合的に計る実力確認試験を導入した。この実力確認試験の結果、低得点の学生に対して、個別面接での指導及び自主学修を推進するとともに、高学年の学生によるスチューデントアシスタント (SA) 制度を導入している。

・保健栄養学科栄養科学専攻

平成 26(2014)年度に各コース別の詳細なカリキュラムマップを完成させた。学生や教員にも科目間の関係性や各科目により達成しようとする知識・技術や態度などが明確になった。コース制になってから 4 年以上経過したため、併修の見直しを行い令和 2 年度入学生からは食品安全管理コースも単独履修となった。

・保健栄養学科保健養護専攻

前述の通り平成 26(2014)年度入学生より 2 年次に「長期学校体験実習」(逆ギャップイヤー)を実施した。

また、実践力重視の観点から、養護実習に出る前の 3 年次に「養護教諭模擬体験(模擬保健室)」でのシミュレーション授業を開講し、成果を上げている。

「卒業必修科目が数回再履修となると学生および 2 年次に実施する学修の成果の把握(養護教諭教員採用対策試験養護専門問題および小論文問題)において著しく低得点であったものに対しては、個別面談や教員および高学年の学生ボランティアによる個別指導を実施し、学修支援を推進している。

また、平成 31・令和元(2019)年度より、3 年次編入が行われている。看護師資格を有する者が養護教諭免許や高等学校看護科教諭免許の取得を目指せるようガイダンス機能を強化している。

・食文化栄養学科

各コースの 4 年次科目として(一部 3 年後期集中開講で)総合化するような実習を入れており、個別科目の学びを総合化し、実地に体験・提案する内容としている。平成 29

年度入学生より、下記学部二部の定員を振替え、20名の入学定員増としたため、同年度入学生向けのカリキュラム改訂、コース再編を行った。これが令和2(2020)年度で完成年度を迎えるため、令和元(2019)年度からカリキュラムの評価と検討を開始し、令和2(2020)年度に令和3(2021)年度入学生向けのカリキュラムとコース再編を決定した。

大学院の科目編成や教育体制については、栄養科学の進歩や社会のニーズに応じて迅速に見直し、充実を図っている。

直近の例としては、平成26(2014)年度には、厚生労働省の研究・研修機関であり、地方自治体の保健・医療・福祉・生活衛生に関わる職員の養成訓練、及び関連の調査・研究を行っている国立保健医療科学院と、人材育成及び研究協力に関する協定【資料2-2-22】を締結したことが挙げられる。この協定により、本来は地方自治体職員のみが受講可能な国立保健医療科学院の長期研修及び短期研修の一部を、本学大学院生が受講できるようになった。また、指導教員と相談の上で、研究指導の一部を、国立保健医療科学院の研究官から受けることも可能とするなど、教育と研究の一層の充実を図ってきている。

また、研究の質の向上を目的に、修士論文の審査基準(ガイドライン)の明文化や、博士論文の提出要件や審査方法の見直しを行い、より公平かつ的確な教育体制の整備を図ってきた。

平成11(1999)年3月に最初の高度専門職業人養成(平成29年度より高度人材養成)の修了生を輩出した後、令和2(2020)年3月までの22年間に栄養学専攻35人、保健学専攻4人、計39人の修了生を社会に送り出してきた。【資料2-2-23】

さらに、学部新卒院生(ストレートマスター)、社会人を経て離職して入学した者、現職のままの入学生(現職学生)など多様な学生の学修を支援するため、土曜開講及び駒込校舎を利用した夜間開講を実施している。現職学生には、修士課程を3年かけて修了する「修士課程長期履修学生制度」【資料2-2-24】を、現職教員対象には「大学院修学休業制度」を設け便宜を図っている。

平成26(2014)年度より科目の開講状況や研究指導体制等に関する学生評価を実施し【資料2-2-25】、その結果を大学院研究科委員会で公表・周知し、教育体制の更なる改善・充実を図っている。

学生に対しても、年度初めのオリエンテーションで、修学状況や科目履修等の相談窓口を明確に伝えるなどの改善を図った。

平成28年度より、大学院の履修証明プログラムとして、文部科学省「職業実践力育成プログラム(BP)」認定の「健康寿命延伸のための食環境整備に関わる高度人材養成プログラム」を開設している。

【エビデンス集】

【資料2-2-11】学園ウェブサイト>WEBシラバス

<http://syllabus-pub.jp/eiyo-ac/index.html>

【資料2-2-12】女子栄養大学 シラバス作成要領(2020年度版シラバス作成用)

【資料2-2-13】2020履修の手引 女子栄養大学 栄養学部

【資料F-5-4】p.73~80, p.81~97, p.98~104, p.105~114, p.115

～117 参照

- 【資料 2-2-14】 入学前学習 フォローアップ・プログラム 2020
- 【資料 2-2-15】 初年次教育検討ワーキンググループ 第 2 回会議 議事要録
- 【資料 2-2-16】 女子栄養大学 主な産学官連携での学生の活動
- 【資料 2-2-17】 2020 履修の手引 女子栄養大学 栄養学部
【資料 F-5-4】 p. 126～127 参照
- 【資料 2-2-18】 女子栄養大学 情報教育システム委員会 規程
- 【資料 2-2-19】 CoursePower 学生マニュアル
CoursePower 教員・TA マニュアル
新 e-learning システム CoursePower の講習会 手順書
- 【資料 2-2-20】 平成 26 年度第 1 回 FD 会議のお知らせ
平成 26 年 第 3 回情報教育システム委員会 議事録
第 4 回情報教育システム委員会
- 【資料 2-2-21】 平成 30 年度第 7 回 FD 運営委員会議事要録
- 【資料 2-2-22】 女子栄養大学大学院と国立保健医療科学院との人材育成及び研究
協力に関する協定書
- 【資料 2-2-23】 栄養学専攻 高度専門職業人養成の概要と実績
- 【資料 2-2-24】 女子栄養大学大学院修士課程 長期履修学生に関する規程
- 【資料 2-2-25】 平成 29 年度女子栄養大学大学院修士課程の授業と研究指導に関する調査報告
平成 29 年度女子栄養大学大学院博士後期課程の授業と研究指導に関する調査報告

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

・ 教学の「中長期計画」に基づく改革

平成 27(2015)年 3 月より、学園改革推進会議教学部門大学部会に「教学の中長期計画検討ワーキンググループ」を立ち上げ、5 月 1 日段階で「教学の中長期計画書（2015-2019 年）」【資料 2-2-26】のおよその枠組みを検討し、同年 9 月教授会にて承認した。これに基づき今後 5 年間で取り組む課題を体系的に整理して、順次改善に取り組んできた。この計画には、学士教育としての質の向上・確保のための多岐にわたる領域がカバーされている。【資料 2-2-27】

令和 2(2020)年度には、学園の 100 周年に向けた将来構想委員会の下部組織である教育・研究中期計画作業部会の大学部会において、中期計画のアセスメント、次期達成目標、評価指標等の検討を開始する。

・ 学部としての初年次教育の強化

平成 27(2015)年度に検討し平成 28(2016)年度から内容のある程度の統一性と単位化を図り、平成 29(2017)年度に簡単な振りかえりを行ったが、3 年間実施してきた効果を今後評価し、PDCA を念頭に置いて一層の改善に取り組む予定である。

・ 年間履修単位の上限数設定の評価と低減

平成 27(2015)年度より年間履修単位数に上限を設け、平成 28 年度に若干低減した学

科があるが、数値としてはまだ高いと認識している。この低減のためには科目の学年配置の再検討や科目削減が必要であり、各学科で継続した検討を行う。教員養成のコアカリキュラム改定等もあり、現状では削減は困難であるが、可能性を模索する。

・カリキュラムマップとナンバリング設定に向けた取り組み

カリキュラムマップによりカリキュラム体系を明確化することで、教員は科目間連携を意識した授業計画や授業方法の工夫がしやすくなり、学生の履修選択を適切なものに行うことができる。平成 27(2015)年度から平成 28(2016)年度にかけて、さらに内容を整備したが、今後、科目ナンバリング制導入の検討に着手する予定である。

・FD の取り組みの一環としての教員相互の授業公開

平成 30(2018)年度より導入しており、その効果を確認しつつ、より一層有意義なものとして継続する。

・ティーチング・ポートフォリオの作成

教員の授業改善や研鑽、より客観的な自己評価のために平成 31・令和元(2019)年度に制度を整え実施している。学部長を責任者とし FD 運営委員会の協力及び学部教務課の事務取扱により運営されており、結果を FD にも活用していく。

・「教育活動点検評価協議会」

自治体や企業に参画いただき本学のポリシーや教育課程編成等について意見を伺う協議会を継続し一層充実したものとする。

・大学院部会としての新たな取り組み

本学大学院の特徴は、食と健康に特化した分野で、研究者養成のみならず、管理栄養士や養護教諭等の専門性を有する高度人材養成を実施している点にある。この特徴を一層強化し、少子超高齢化が進展する社会のニーズに対応するため、常に教育課程や教授法の見直し、改善を進めている。

具体的には、平成 26(2014)年度より、大学院将来構想クロスファンクショナルチーム(CFT)【資料 2-2-28】を立ち上げ、2 専攻の垣根を超えて、教員が大学院の課題や改善策を議論する場を設けた。前述の修士論文審査基準の明文化や、博士論文提出要件及び審査会のあり方の見直しは、この CFT の議論から生まれた成果である。

平成 26(2014)年 2 月に、学園改革推進会議の教学部門改革推進委員会の中に大学院部会を設置した。現在は、大学院部会の中に CFT のメンバーと役割を組み入れ、更なる議論と改善を続けている。

また、平成 26(2014)年度から開始した学生への授業内容及び研究指導体制等に関する調査を継続し、結果を教員や施設整備にフィードバックをしつつ、更なる改善につなげていく。

【エビデンス集】

【資料 2-2-26】 女子栄養大学栄養学部
教学の中長期計画書 (2015 年-2019 年)

【資料 1-3-4】 参照

【資料 2-2-27】 学部の教学部門 『中長期計画ツリー』
(2015 年～2019 年の取り組み案)

【資料2-2-28】大学院将来構想クロスファンクショナルチーム(CFT)メンバー一覧

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 教員と職員の協働

さまざまな点で教員と職員の協働を推進し、円滑な学習支援に向けての取り組みを行っている。

- ・前述Course Power等のシステム運営のために、各学科教員と情報系職員とで構成される「情報教育システム委員会」【資料2-3-1】を組織し、主体的学修の支援を行っている。
- ・本学の特徴である各種の専門職養成のために、学外実習・臨地訓練・インターンシップなどを実施しているが、その運営・指導のために、管理栄養士臨地実習・栄養士校外実習センター【資料2-3-2】、管理栄養士国家試験対策委員会、教職課程センター【資料2-3-3】などを設置している。教員と事務職員、実験実習助手（事務系）が協働して円滑な実施並びに学生相談窓口となり、学生の事前事後学習の支援をしている。
- ・学科会議【資料2-3-4】には学部教務課長らがメンバーとなり、学生教育に関して、提案等をおこなっている。

2) オフィスアワーの設置

栄養学部・栄養学部二部担当教員全員について、各人オフィスアワーとして曜日や時間帯を定め、ウェブの教員公開情報にて公開し、学生の質問対応や相談・面談などに対応している。【資料2-3-5】

3) TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

平成9(1997)年度より、大学院生を対象に制度化し、「女子栄養大学大学院 ティーチング・アシスタントに関する規程」【資料2-3-6】に基づきTAを運用している。科目担当教員の監督のもとに、実験、実習、演習（卒業研究、卒業演習を除く）の教育的補助業務に従事させ活用している。過去5年間（平成27(2015)年度～令和元(2019)年度）の応募・採用状況は、各年度とも25科目程度となっており、全大学院生の半数ほどがTAとして採用されている。

大学院生がTAを務めることで、学部生にとっては先輩からの補助でより質疑等の理解を深めることにつながっている。また、院生自身も将来の研究教育者としての経験と自覚を積むことに役立っている。平成30年度より、年度初めに、TAの役割と意義等について学部長と研究科長による研修を行い、TAの資質向上に努めている。

4) SA (Student Assistant) を活用した自学自修の促進

実践栄養学科では、平成 27 年度より、定期試験成績の悪い学生や希望する低学年学生に対して、上級生がスチューデントアシスタント (SA) として下級生を支援する制度を導入した。教えられる科目を上級生が申し出て、「学びサポートセンター」が仲介してマッチングし、任意の時間・場所で個別指導する。これにより学習支援がより円滑になった。平成 30 年度は授業期間中に実施している。

5) 中途退学者及び留年者への対応策

出席不良の学生に関しては、連続 3 回欠席すると科目担当教員から教務課へ連絡が入り、本人への注意喚起と共に、担任や学科長に通知される制度を敷いている。担任等は学生の状況把握に努め、出席できない事情に応じた適切な生活指導等を行っている。精神心理面で通院しているなどの課題を抱えた学生である場合もあり、必要に応じて学内保健センターや保護者とも連絡を取りつつ慎重な対応をしている。

成績不振で留年、中途退学の懸念がある学生には、担任が毎セメスターの成績返却を担当学生に行う際に、不振原因の把握に努め、学修に向けたアドバイスを行う。学力や志向性が原因である場合には、転学科や方向転換等のアドバイスを行う。中途退学希望者や留年確定者については、保護者も交えて、教務課同席のもと担任や学科長が面談を行い、意思確認や再入学などについても説明している。

6) 学生からの授業支援に関する意見聴取と改善への反映

授業や学修支援に関する意見も併せて基準項目 2-7 に記載した「KOE」で聴取している。説明することで対処できることは速やかに回答し、改善が必要と判断される場合には、関係部署や役職者、当該教員等の話し合いにより解決し、その対応を学生に通知している。

7) ガルーンのスペースを用いた学生の学修状況等の共有

平成 30(2028)年度より全学的に導入されたサイボウズ社のグループウェアであるガルーンのコミュニケーションツールを用い、平成 31・令和元(2019)年度より学生の個別情報を入力するシステムの活用を開始した。これにより、履修・欠席状況やその背景等の情報を、学科長、担任、保健センター所長並びに所員、学部長、学部教務課及び学生生活課職員との間でリアルタイムに共有できるようになった。履歴として蓄積されるので、入学から卒業までの情報把握と共に、一貫した個別の対応や指導を適切に実施することが可能となった。

8) 情報教育システムの強化

令和 2 年(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、密をさけるために、一部

の講義を遠隔授業とし、また実験・実習においては対面と遠隔授業を併用している。遠隔授業実施のために、MicrosoftOffice365 の Teams を使い、授業科目ごとにチームを作り授業運営を行うという本学独自のシステムを構築した。この新たなシステムにより得られた教育効果を検討、デジタル化の導入を推進するために情報教育システム委員会を強化し、新たなルール作り着手する。

【エビデンス集】

【資料 2-3-1】 女子栄養大学 情報教育システム委員会 規程

【資料 2-2-16】 参照

【資料 2-3-2】 女子栄養大学 管理栄養士臨地実習・栄養士校外実習センターの設置に関する規程

【資料 2-3-3】 女子栄養大学 教職課程センター規程

女子栄養大学 教職専門教育部会 運営規則

女子栄養大学教職課程・家庭科教諭委員会規程

女子栄養大学教職課程・養護保健看護委員会規程

女子栄養大学教職課程・栄養教諭委員会規程

女子栄養大学教職課程・介護体験委員会規程

【資料 2-3-4】 女子栄養大学教授会運営規程

【資料 2-3-5】 学園ウェブサイト>大学・短期大学部紹介>研究室・教員>研究室・教員データベース

<http://www.eiyo.ac.jp/labandteachers/>

【資料 1-3-8】 参照

【資料 2-3-6】 女子栄養大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員の協働並びにTAの活用については、今後も継続して取り組む。現在組織されている協働に関連した委員会について、「教学の中長期計画」にも位置づけられており、一層の活性化を図る。

また平成 27(2015)年度より開設された学長室内に学園改革推進会議 IR 専門部会事務局を置いて、教学に関連した情報収集と分析、提言等を行っていく。責任者を教員としつつも事務職員との連携において任務を遂行することになっており、学修支援の戦略作りにおける協働が行われる体制が整ったと期待している。【資料 2-3-8】

ガルーンのスペースを用いた学生の学修状況情報の共有について、継続して活用するとともに、リアルタイムで把握できる状況を考慮して、学生対応・保護者対応のタイミングやあり方等についてより有意義な学生サポートにつながる仕組みを検討したい。

【エビデンス集】

【資料 2-3-8】 学園改革推進会議 IR 専門部会に関する内規

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位認定

単位修得の認定については「女子栄養大学学則」【資料 2-4-1】第 12 条で、卒業・修了認定については第 8 条で、それぞれ明確に規定されている。

また「女子栄養大学試験規程」【資料 2-4-2】にて、履修した科目の単位を認定するために行われる定期試験等の実施に関する細目、および成績評価の基準を明確に示しており、厳正な適用をしている。[図表 2-4-1]

[図表 2-4-1] 成績評価の基準（100 点満点として）

評 価	得 点
S	90 点以上
A	80 点以上 90 点未満
B	70 点以上 80 点未満
C	60 点以上 70 点未満
D	60 点未満

注) Dは、単位取得は不可

さらに、GPA 制度を平成 21(2009)年より導入し、取得単位数が極端に少なく、また GPA が低い学生には、担任や学科長が面談を行い、原因の解明や指導、場合によっては退学勧告ができる制度をとっている。【資料 2-4-3】

また、各学年後期の累積 GPA=3.40 以上の学生は、翌年の CPA を 4 単位緩和する。(翌年後期の累積 GPA が 3.40 未満であった場合は元に戻す。なお、緩和は 4 単位までとし、翌年以降の累積が 3.40 以上であった場合でも、加えての緩和は適用しない。令和 2(2020)年度在学生より実施する。)【資料 2-4-4】

2) 学位授与の方針

卒業を認める学位授与の方針（ディプロマポリシー）を定めており、学園ウェブサイトにも掲載している。【資料 2-4-5】

すなわち、次の通りである。

栄養学を基礎として、以下に挙げる具体的な能力を身につけ、4 年以上在籍し、所定の単位を取得した学生に卒業を認定するとともに、学士（栄養学）の学位を授与する。

（知識・理解）

1. 人間・社会・自然の多様性を広く知り、理解し、自らの専門分野の意義と位置づけを説明できる
2. 栄養学を基礎として食と健康に関する専門的な知識をしっかりと身につけている
(汎用的能力と専門的技術・実践力)
3. 食と健康に関連する課題を、論理的思考に基づき把握・分析し、有効な解決策を講ずることができる
4. 栄養学に基礎をおく食と健康の専門家として、関係職種や組織との円滑に連携できるコミュニケーション力、調整力がある
(倫理観・使命感・社会的責任)
5. 豊かな人間性と高い倫理観を持ち、社会的に責任ある行動ができる
6. 人々の健康の維持・増進のために、自らの果たすべき役割を理解し、リーダーシップを発揮できる
(総合力と生涯学習力)
7. これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用する力がある
8. 生涯に渡り新しい知識・技術を学び続ける意欲をもち、食と健康に関わる社会的課題の変化に応える力をもっている

3) 学科ごとのディプロマポリシー

上記の大学共通のディプロマポリシーに沿って、各学科で [図表 2-4-2] のように定めている。

[図表 2-4-2] 学科ごとのディプロマポリシー

学科専攻	ディプロマポリシー
実践栄養学科	<p>栄養学の知識・技術を、人々の健康の維持・増進のために活用し、生涯に渡って広く社会に貢献する意欲のある人材を育成する。以下に掲げる能力を身につけ、4年以上在籍し、所定の単位を取得した学生に学士（栄養学）の学位を授与する。</p> <p>(知識・理解)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養学の基礎的な知識・技術を修得し、本学の食事法を自ら実践できる。 2. 人々の健康の維持・増進、疾病の予防・治療における食と栄養の役割を理解している。 <p>(汎用的能力と専門的技術・実践力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 対象の課題を診断し、食事づくり力等を生かして栄養管理を実践できる。 4. 多様な価値観や社会的背景を理解し、円滑なコミュニケーションを図ることができる。 <p>(倫理観・使命感・社会的責任)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 管理栄養士に求められる倫理観や使命感、責任ある行動について理解している。 6. 人々の QOL 向上のために、健康の維持・増進、疾病の予防・治療に貢献する意欲がある。 <p>(総合力と生涯学習力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 大学での学びを総合的に活用し、社会において栄養学を実践する意欲がある。 8. 管理栄養士としてのキャリアを積み重ね、生涯に渡り学び続ける意欲がある。
保健栄養学科 栄養科学専攻	<p>栄養科学専攻の教育理念は「栄養士教育を基盤とした幅広い能力を有する専門家の養成」である。栄養士教育を基盤に、臨床検査学、家庭科教職、健康スポーツ栄養、食品安全管理の各コースに分かれ学修し、幅広い能力を有し、現代社会の様々な場面やライフステージで「食による健康の維持・改善」を図ることができる「栄養士資格を有する専門家」を養成する。4年以上在籍し、栄養士教育を基盤とした本専攻独自の卒業必修科目と各コースの所定の単位を修得し、到達目標を達成した学生は当該コース修了とし、学士（栄養学）の学位を授与する。</p> <p>(知識・理解)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会と自然と人間の多様性を広く知り、理解し、栄養士を基盤とした専門家として臨床検査学、家庭科教育、運動の科学、あるいは食の科学に関する専門分野の意義と位置づけを説明できる 2. 現代社会の様々な場面やライフステージにおける食と健康に関する専門的な知識と技術を修得し、本学の食事法を自ら実践できる <p>(汎用的能力と専門的技術・実践力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 食と健康に関連する課題を把握・分析し、論理的思考に基づき、専門的技術を用いて有効な解決策を立案し実践することができる 4. 関係職種や組織と円滑に連携できる協調性、コミュニケーション力、調整力がある

女子栄養大学

学科専攻	ディプロマポリシー
保健栄養 学科栄養 科学専攻	<p>(倫理観・使命感・社会的責任)</p> <p>5. 健康で幸福な人間・社会をめざすための豊かな人間性と高い倫理観をもち、社会的に責任ある行動ができる。</p> <p>6. 人々の健康の維持・増進のために、自らの果たすべき役割を理解し、リーダーシップを発揮する力を身につけている。</p> <p>(総合力と生涯学習力)</p> <p>7. 栄養士を基盤とした専門家として臨床検査学、家庭科教育、運動の科学、あるいは食の科学に関する知識・技能・態度等を総合的に活用する力がある</p> <p>8. 生涯に渡り新しい知識・技術を学び続ける意欲をもち、食と健康に関わる社会的課題の変化に応える力がある</p>
保健栄養 学科保健 養護専攻	<p>本学に4年以上（編入生は2年以上）在籍し、本専攻が指定する卒業必修科目と指定の科目群から124単位以上を修得して、下記に記す5つの目標達成をもって学位授与基準とする。</p> <p>(知識・理解)</p> <p>1. 人間・社会・自然の多様性を広く理解し、自らの専門分野の意義と位置づけを説明できる</p> <p>2. 栄養学を基礎として、食・健康・教育に関する専門的な知識がしっかりと身につけている</p> <p>(汎用的能力と専門的スキル・実践力)</p> <p>3. 子どもを理解し、心身の健康や発育発達上の課題を見極め、それを論理的思考に基づき解決する能力を身につけている。</p> <p>4. 健康管理と健康教育を推進する知識や技能を獲得し、それらを生かし企画・実行・調整・評価できる能力を身につけている</p> <p>5. 栄養学に基礎をおく食・健康・教育の専門家として関係職種や機関と円滑に連携できるコミュニケーション力がある</p> <p>(倫理観・使命感・社会的責任)</p> <p>6. 豊かな感性や人間性を備え、子どもを愛し尊重する姿勢や態度、グローバルで自立した市民としての倫理観を持ち、専門家としての責任ある行動ができる</p> <p>7. 子どもを中核とした人々の健康の保持増進のために、自らの果たすべき役割を理解し、リーダーシップを発揮できる</p> <p>(総合力と創造的思考力)</p> <p>8. これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用できる</p> <p>9. 生涯を通じ専門性を追究し向上できる能力を身につけ、常に時代の要請に応えられる創造的思考力をもっている</p>

学科専攻	ディプロマポリシー
食文化 栄養学科	<p>食文化と栄養への深い理解のもとに、豊かで健康的な食生活を提案し、地域社会や食産業の発展を推進できる専門家を養成する。栄養学を基礎として、以下に挙げる具体的な能力を身につけ、4年以上在籍し、所定の単位を取得した学生に卒業を認定するとともに、学士（栄養学）の学位を授与する。</p> <p>(知識・理解)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本および世界の食文化を学問的に理解し、多様性を尊重する精神を修得している 2. 栄養学の正しい知見、ならびに専門家として必要な調理理論と調理技術を修得している <p>(汎用的能力と専門的技術・実践力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 食品開発・メニュー開発・飲食店の企画・運営をするための理論、方法論、技術を修得している 4. 食に関する情報発信や食育の基本的な理解と技術を修得している 5. 国内外の食生活や地域社会の現代的課題を抽出し、解決方法を構想・提案できる 6. 関係職種や組織と円滑に連携できるコミュニケーション力、調整力がある <p>(倫理観・使命感・社会的責任)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 食の専門家としての倫理観を持ち、社会的に責任ある行動ができる 8. 人々の健康の維持・増進と豊かな食生活の実現のために、自らの果たすべき役割を理解し、リーダーシップを発揮する力を身に付けている 9. これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用する力がある <p>(総合力と生涯学習力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 10. 生涯に渡り 新しい知識・技術を学び続ける意欲をもち、食と健康に関わる社会的課題の変化に応える力をもっている

4) 編入生の単位認定とその上限値

また、編入生が入学前に他大学・短大等で履修した科目の修得単位の認定について、平成 27(2015)年度編入生より、原則 70 単位を上限とする規定を設けた。【資料 2-4-6】

文部科学省からは 124 単位の半分以下、すなわち 62 単位未満との指導もあるが、前述の通り、本学は卒業に要する必要単位数が多いため、概ねその半分の単位数として上限値を設定した。認定にあたり、既履修科目の内容を確認して認定している。

5) 入学前の既修得単位の認定

「女子栄養大学学則」【資料 2-4-7】第 8 条五に示す通り、編入生以外で、入学前に他大学や短期大学、修業年限 2 年以上の専修学校で履修した科目の修得単位について、科目内容の一致性を確認の上、30 単位を限度として卒業要件の単位数として認定している。

6) 進級制度

平成 28(2016)年度より検討を開始し、教授会、理事会の審議を経て、平成 29(2017)年度入学生より、進級制度を導入した。全学科で、2 年次から 3 年次への進級にあたり一定条件にて審査する制度である。【資料 2-4-8】

本学は資格取得関連科目も多く、低学年科目を未履修のまま上学年に進むことで、学びの体系的性が担保できなくなり、学外実習にも差支える。低学年から学修への動機づけを図ることを目的としている。

大学院のディプロマポリシーは以下の通りである。これらは、「大学院案内」【資料 2-4-9】、「大学院履修要綱」【資料 2-4-10】、学園ウェブサイト「大学院の 3 つのポリシー」【資料 2-4-11】にて公開し、広く周知徹底している。

・修士課程

修士課程にあつては、所定の単位を修得し、修士論文（高度人材養成コースの場合は、高度人材養成研修成果報告書）の審査及び最終試験に合格し、栄養学または保健学の幅広い視野に立って精深な学識を有する者、専攻分野における研究能力または高度な専門性を有する職業人として必要な能力を修得したと認められる者に、修士（栄養学）または修士（保健学）を授与する。

・博士後期課程

博士後期課程にあつては、博士論文の審査及び最終試験に合格し、栄養学または保健学の専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を修得したと認められる者に、博士（栄養学）または博士（保健学）を授与する。

以上のディプロマポリシーに基づき、修士論文及び学位申請論文の審査は適正かつ厳密に実施されている。【資料 2-4-12】

また、成績評価については、「大学院履修要綱」の中で成績評価の方法と基準を明示し、学生に周知徹底を図っている。成績の判定は、学部と同様に「女子栄養大学 試験規程」【資料 2-4-2】の定めにより、S、A、B、C、D の 5 段階で実施している。

【エビデンス集】

【資料 2-4-1】 女子栄養大学学則 【資料 F-3-1】 第 8 条、第 12 条 参照

【資料 2-4-2】 女子栄養大学試験規程

【資料 2-4-3】 女子栄養大学学則 【資料 F-3-1】 第 47 条第 2 項 参照

【資料 2-4-4】 2020 履修の手引 女子栄養大学 栄養学部

【資料 F-5-4】 p.116 参照

【資料 2-4-5】 学園ウェブサイト>香川栄養学園 情報公表>ディプロマポリシー
<http://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/>

【資料 2-4-6】 2020 履修の手引 女子栄養大学 栄養学部

【資料 F-5-4】 p.56 参照

【資料 2-4-7】 女子栄養大学学則 【資料 F-3-1】 第 8 条五 参照

- 【資料 2-4-8】 女子栄養大学学則 第 8 条の 2、2020 履修の手引 p.48
- 【資料 2-4-9】 女子栄養大学大学院 大学院案内 2021
【資料 F-2-2】 p.3 参照
- 【資料 2-4-10】 履修要綱 令和 2 年度（2020 年度） 女子栄養大学大学院
【資料 F-5-5】 p.6 参照
- 【資料 2-4-11】 学園ウェブサイト>女子栄養大学大学院>
大学院の 3 つのポリシー
<http://www.eiyo.ac.jp/daigakuin/intro/admission.html>
【資料 2-1-7】 参照
- 【資料 2-4-12】 女子栄養大学大学院学位規則 【資料 F-3-3】 参照

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27 年度に検討した結果、大学全体及び全学科・専攻のディプロマポリシーを教授会の審議を経て整え、平成 28 年度から実施した。しかしながら、カリキュラムポリシー同様に中央教育審議会答申の「策定及び運用に関するガイドライン」に必ずしも沿っていないため、ガイドラインに沿って学部全体並びに各学科の一貫性を持たせるべく、平成 30（2018）年度内に改定を行った。

進級制度については、平成 29 年度入学生より導入するため、学生への明確で丁寧な説明と、進級に向けたサポートを行う必要がある。

大学院のディプロマポリシーについては、研究のさらなる質の向上に向けて、随時、見直しと改善を行っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) 就職・進学に対する相談・支援体制

卒業後の進路、キャリアプランについては、授業等を通じて或いは卒業研究・演習担当教員が折に触れて直接指導している。関係教職員で構成する「就職委員会」【資料 2-5-2】で年間計画を策定し、坂戸就職課が学生支援サービスや求人先対応を行っている。3 年次には課職員が学生全員と面談を行い、個々の状況に応じたきめ細かい対応を実施している。

また、拠点として坂戸就職課は専用のスペースを有している。プライバシーにも配慮し

た相談スペースや個別面談室を備えるなど、学生が利用しやすい環境を整え、例年、年間延べ 9,000 件程度の窓口利用がある。また、コロナ禍においては三密回避を心がけ、対面の他、web やメール、電話での進路相談、応募書類作成、面接対策などで学生支援を行っている。

2) 就職資料室、情報等の提供方法

就職資料室には求人票、企業等資料の他、公務員採用試験実施要項、採用試験受験報告書、参考書籍・雑誌、パソコン等を設置、原則毎日（日曜日、祝日を除く）7時から21時まで開放している。【資料 2-5-3】

加えて、大学に寄せられた求人はもちろん企業情報や過去の受験実績などをデータベース化した「求人情報・企業情報検索システム」【資料 2-5-4】により、学生が場所と時間の制限を受けずに必要な情報が得られる環境を提供している。

3) 就職対策講座、学内企業セミナー、インターンシップなど進路支援体制の整備

3年次に年3回の就職ガイダンスを実施するほか、キャリア形成のために次のようなプログラムを企画・運営している。

- ①就職活動の基礎理解講座
- ②アセスメントテスト
- ③キャリアデザイン講座
- ④コミュニケーション&マナー講座
- ⑤インターンシップ講座
- ⑥自己PRと志望動機講座
- ⑦筆記試験（適性検査を含む）対策講座
- ⑧エントリーシート対策講座
- ⑨就活フォーラム（卒業生との懇談を通して仕事の内容等について理解を深める）
- ⑩就活UIJターンフォーラム（主に地元・地方就職希望者を対象とした就職支援プログラム）
- ⑪就活報告会（就職活動を終了した4年生から効率的な就職活動の方法を学ぶ）
- ⑫模擬面接会
- ⑬学内業界・企業説明会
- ⑭公務員試験受験対策講座

※令和2（2020）年3月以降は、オンライン（オンデマンドまたはライブ配信）等での実施。

キャリア教育の一環としてインターンシップを取り入れている。

食文化栄養学科では平成28年度から食文化栄養学特論Ⅱ（インターンシップ）を開講しており、平成31(2019)年度からは食文化インターンシップ実習として時間数を増やした。実社会での学習体験を通じ働くことの意味を理解すると共に、自己の適性を確認する一助としている。坂戸就職課においても求人先や卒業生が在籍する企業団体を中心にインターンシップ受入先を開拓しており、より多くの選択肢の中から働く意味を感じ取り、自らキャリアを描いていく力を得られるようサポートしている。

また、養護教諭、家庭科教諭や栄養教諭など教員志望者を対象に坂戸市立小・中学校の教育活動補助（「坂戸市スチューデント・インターンシップ」）を選択授業の一つに組み入れて実施しており、平成 24(2012)年度からは、県主催の「埼玉県スチューデントサポーター」事業も活用している。

それぞれ参加状況は〔図表 2-5-2〕の通りである。事前研修を実施し、研修終了後には報告書や活動記録簿の提出を義務付けている。【資料 2-5-5】

なお、平成 28(2017)年 3 月卒業者より経団連会員企業を中心に採用スケジュールが変更され、〔3 年生 3 月：採用広報活動開始／4 年生 6 月：選考活動開始／10 月：正式内定〕となった。

これにより、企業・学生双方にとっての活動がより短期間に集中することとなり、本格的な就職活動を前にして実施する企業のインターンシップは近年活発化している。特に目前に迫る就職活動を意識した 1day 仕事体験に対する学生の関心は高い。

〔図表 2-5-2〕 インターンシップ参加状況 単位：人

インターンシップ名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
坂戸市スチューデント・インターンシップ	109	67	52
埼玉県スチューデントサポーター	2	1	9
食文化インターンシップ実習	53	115	60
その他（自己開拓・大学紹介）	55	56	69
合 計	219	239	190

平成 26(2014)年度より U ターン希望者支援プログラムとして「就活 UIJ ターンフォーラム」を新たに企画し、地元就職をした卒業生講師から、学生時代の過ごし方や働き方についての講演・パネルディスカッションを実施している。

また、平成 27(2015)年度からは LO 活（Local+就活）など、若者の地方還流・地元定着を支援する外部機関に協力を要請し、ガイダンス・相談会を行うなど内容の充実を図っている。

4) 就職・進学指導と学生の就職満足度

就職ガイダンス、就職対策講座、模擬面接会、卒業生との懇談会（就活フォーラム）、就職模擬試験の実施などの就職支援体制は充実していると考えている。特に 3 年生全員の個人面談はきめ細かい就職支援を行う上で効果を上げている。さらに坂戸就職課職員と就職委員会教員、クラス担任、卒業研究・演習担当教員等との情報交換も効果的である。

結果、多くの学生が希望通りの進路決定を実現し、高い満足度に繋がっている。

〔図表 2-5-3〕 就職先決定時の満足度

選択肢	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
満 足	90.2%	88.8%	88.9%
どちらとも 言えない	9.6%	11.2%	10.4%
不 満	0.2%	0%	0.7%

栄養学部では、入学時から自己の適性を客観的に捉える適性検査等を実施し、キャリア形成意識の喚起に努めている。就職活動で自身のデザインしたキャリアに対して自覚的に行動し、多くの学生が希望の進路を得ている。インターンシップは掲示、求人情報・企業情報検索システム掲出、就職ガイダンス等により情報を提供している。

また、高度かつ専門的な知識や技術の探求及び習得を目指し大学院生に対しても学部生同様の就職サポートをしている。

5) 低学年次のキャリア支援

学生が将来を見据え自らキャリアを考える力を養ううえでも就職担当部署におけるキャリア支援が今後ますます重要になってくる。大学では、殆どの講座を就職該当年次だけでなく、広く学生に開放している。

そのような中で、平成28年度は埼玉県が推進する「大学生のための県内企業魅力発見事業」に応募し採択された。同事業は、県協力のもとで行う低学年向けのキャリア教育に関する取り組みで二つの授業で構成されている。

①キャリア講座（企業参加型）

実際の企業が授業に参加し、会社が直面している様々な経営上の課題を提示。学生はグループでその問題に対峙し、解決する為の案や打開策を練り発表する。企業の実務担当者からは着眼点、コスト、実現の可能性に至る部分までに必要な指導やアドバイスを受ける。

更に、ディスカッションやフィールドワークを通じて完成度を高めていく。この授業には「正解」はなく、正に主体的に考え行動する力が求められる。また、授業の導入部分では仕事をするうえでの物の捉え方や行動を起こすうえでのルールについても学べ、社会人になる為の基礎力も高める。

なお、平成28年度は「大学生のための県内企業魅力発見事業」として埼玉県の支援を受け開講したが、平成29年度から大学の自主運営となり、実社会で企業が抱えている課題をテーマにグループで問題に対峙し、打開策をまとめプレゼンするという独自性を持った内容となっている。

②キャリア講座（社会人訪問型）

①のキャリア（企業参加型）同様に埼玉県事業としてスタートした。①同様に、平成29(2017)年度からは大学の自主運営後、独自の展開をしてきている。

内容は、企業等で働く「社会人インタビュー」が核となるプログラムである。

学生2～3名が一つのグループを作り、1社以上の企業を訪問し、現役社員に働くことの意味や社会人としての心構え等についてインタビューを行う。

そこで得られた情報をグループ毎にまとめ、最終的には発表会で報告することにより他者と職業観の共有を図る。

また、企業訪問時の事前学習では、グループ内で、ディスカッションを行いながら業界・業種・職種についての理解を深めると共に、社会人としてのマナーや常識を身に付けていくことも狙いとする。

6) 既卒者対応について

本学に寄せられる求人の中には管理栄養士や臨床検査技師の経験を有する者を対象とする場合があり、同時に転職希望の卒業生も多くいるため所定の手続（求職登録）をとった卒業生には大学に届いた求人情報を大学ウェブサイトの卒業生向けページを利用して提供している。併せて卒業生からのキャリアアップの相談にも適宜対応している。なお、求職登録をしている卒業生は現在 70 人程度である。

7) 保護者への情報提供

当年 3 月卒業生の進路状況をまとめた「就職データブック」【資料 2-5-1】の全学年保護者への送付に加え、3 年生の保護者には最近の就職状況や就職活動の時期、方法等について解説した「保護者のための就活ステップガイド」【資料 2-5-6】を作成送付し、学生の就職活動への理解と協力を求めている。また、大学や地方会場で実施される保護者会においても、就職の現状等をお知らせするとともに個別の相談に対応している。

また近年、学内合同企業セミナーなど就職関連行事の一部を開放しており、自らの世代とは異なる実態を知ること、より現実に即した就職活動環境への理解に繋がるよう努めている。

8) 就職・進学状況

景気回復基調の中、引き続き企業の採用意欲も非常に高かった。本学に届いた求人票件数も年間 1,500 件程あり、就職情報サイト経由のネットエントリーが大勢を占めるなかでも安定している。

特に、病院及び福祉施設などからの採用情報は求人票によるものが多く、その数から本学学生への信頼と期待を寄せる大きさが伺える。

実際、平成 31(2019)年度栄養学部卒業生中の就職希望者に対する就職率も令和 2(2020)年 3 月 31 日現在で 97.6%と高い水準を維持しており新卒者を取り巻く良好な雇用情勢を反映している。【資料 2-5-1】

また、4 月 1 日以降も就職活動が続ける者もあり、令和 2(2020)年 5 月 1 日時点での就職希望者に対する就職率は 99.59%に達し、就職先の業種は、「宿泊業・飲食サービス業」「医療、福祉」「卸売・小売業」「製造業」の順となっている。新型コロナウイルス感染拡大による内定取り消しは 0 件だった。採用職種については、[図表 2-5-1] の通りである。本学の特徴として、大学で取得した資格・免許や専門性を活かした職に就く者が多い。なお、学部二部（令和元(2019)年度を以て廃止）は有職学生が多かったため、就職希望者は少なかった。

平成 31(2019)年度栄養学部の進学状況は、自大学院 5 人、都養成所 1 人である。栄養学部二部は、他大学 1 人、他大学院 1 人が進学している。

女子栄養大学

[図表 2-5-1] 平成 31(2019)年度卒業生就職状況

単位：人

職 種	栄 養 学 部					栄養学部 二部
	実践栄養 学科	保健栄養 学科 栄養科学 専攻	保健栄養 学科 保健養護 専攻	食文化 栄養学科	栄養 学部 合 計	保健栄養 学科
管理栄養士	104	0	0	0	104	0
栄養士	25	28	0	6	59	3
臨床検査技師	0	32	0	0	32	0
家庭科教諭	0	6	0	0	6	3
栄養教諭	4	1	0	0	5	0
養護教諭	0	0	45	0	45	0
総合職	39	14	0	42	95	1
営業・販売員	17	5	0	30	52	2
食品技術者	10	5	0	2	17	0
一般職・事務員	9	8	4	7	28	1
助手・実験実習助手	1	1	1	0	3	1
スポーツインストラクター	2	0	0	0	2	0
システムエンジニア	0	0	0	5	5	1
調理	2	0	0	2	4	0
パティシエ	0	0	0	1	1	0
その他	7	5	6	7	25	8
合 計	220	105	56	102	483	20

9) 就職先の卒業生評価【資料 2-5-7】

就職後 1 年を経過した卒業生について就職先に協力を求め、卒業生評価を実施し、[図表 2-5-4] の結果を得ていたが、令和元年度から 3 つのポリシーに基づく学習成果の獲得状況を確認するための項目に変更して調査を行った [図表 2-5-5]。期待する業務遂行上の能力やスキルの有否についての評価収集により、就職指導の方向性を策定する要素としている。

[図表 2-5-4] 卒業生評価

選択肢	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
能力を有している	88.5%	87.3%	90.7%
どちらとも言えない	5.7%	8.8%	7.2%
能力を有していない	1.1%	1.0%	1.0%
不明	4.6%	2.9%	1.0%

〔図表 2-5-5〕 卒業生評価（令和元(2019)年度）

選択肢	問一	問二	問三	問四	問五	問六	問七	問八	問九	問十	問十一
	一般的な知識・教養	専門的な知識	問題解決能力	協調性	仕事への適応能力	リーダーシップ能力	創造性	自主性	コミュニケーション能力	礼儀・マナー	総合評価 (採用に満足している)
ある/満足	52.3%	50.3%	31.4%	70.6%	62.1%	16.3%	20.3%	49.7%	62.7%	68.0%	64.1%
ややある/やや満足	40.5%	43.1%	51.6%	22.2%	33.3%	60.8%	60.8%	39.9%	30.1%	28.1%	30.1%
ややない/やや不満	6.5%	5.9%	14.4%	5.2%	3.3%	19.6%	15.7%	8.5%	5.9%	2.0%	5.2%
ない/不満	0%	0.7%	2.6%	1.3%	1.3%	3.3%	3.3%	2.0%	1.3%	1.3%	0.7%
無回答	0.7%	0%	0%	0.7%	0%	0%	0%	0%	0%	0.7%	0%

【エビデンス集】

【資料 2-5-1】 就職データブック（2019 年度）

【資料 2-5-2】 女子栄養大学 就職委員会規程

【資料 2-5-3】 CAMPUS HANDBOOK 2020 【資料 F-5-1】 p.50～51 参照

【資料 2-5-4】 学園ウェブサイト>就職・進路>

求人情報・企業情報検索システム

<https://cpweb-sv.eiyo.ac.jp/top.php>

【資料 2-5-5】 スチューデント・インターンシップ事業 活動の手引書（学生用）

令和元年度 スチューデントサポーター募集要項

【資料 2-5-6】 2020 保護者のための就活ステップガイド

【資料 2-5-7】 女子栄養大学卒業生に関する調査について（学校用、企業用）

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 就職活動支援プログラム、セミナー等の充実

採用活動の早期化、就職活動スケジュールの形骸化を受け、企業と学生への接触時期は、年々早まる傾向にある。

そのような背景の下、企業と大学との結びつきも今後更に重要となる。3 年次支援プログラムの充実を図るほか、学内業界・企業研究セミナーを随時開催するなどし、より多くの学生・企業の出会いの機会を更に充実していく。

また、アセスメントテストを活用し、満足度の向上に努める。

- ・ 地方出身者就職先の開拓と支援

地方各自治体が「県外に出た若者を出身地へ戻す」Uターン推進の取り組みは年々積極的となっている。同時に学生のみならず保護者からも本件に関する要望は高まっている。

大学では、自治体担当者との連絡を密に行い、就職・採用活動における企業との連携を深めることで着実な関係を構築し、Uターンの為のより良い環境を整えていきたい。

また、学生のニーズを的確に把握したうえで利便性も勘案し、学内での関連講座やイベントを強化していく予定である。

・低学年次キャリア支援講座等の拡充

働くことに不安を持つのではなく、将来への期待を持って就職活動を迎えられるような講座や対策、また自身のキャリアを自らの手で描いていけるような取り組み（キャリア授業・講座、インターンシップ参加支援）を継続的に実施していく。

大学として学生自身が考え、行動できるようなキャリア支援が目指すステージである。

・コロナ禍での学生支援

従来の対面での対応が難しくなり、学生からの不安の声も大きくなってきている。今後はDX（Digital Transformation）等を推進し支援を行っていく必要がある。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 自己学習時間調査

平成 30(2018)年度に学生の自学自修時間調査を実施した。【資料 2-6-1】

授業時間以外での（平均的な）一週間の合計勉強時間は、3.5 時間（1 日あたり 30 分）未満が最も多く 36.5%であった。これを「少ないと思う」のは 40.8%に及び、「とても少ないと思う」11.5%を加えると 5 割を超えるが、6 割余りだった前年度よりは改善の傾向が見られる。本学は資格取得に要する単位数が大変多くまた課題やレポート量も多い。さらにキャンパスの立地条件から通学時間の長い学生も多いことも要因として挙げられている。出された課題を通した教育目的の達成はあるものの、それ以外の自主的な学修に取り組んでいる学生は少なく、この促進が課題である。

2) 履修カルテ並びに e-ポートフォリオの導入

平成 24(2012)年・平成 25(2013)年度頃より、自学自修を進めるための取り組みとして、カリキュラム構成を明確にし、これに基づく「履修カルテ」【資料 2-6-2】を導入している。

「履修カルテ」を用いて、学生がどの科目を履修しなければならないか、選択科目としてどれを履修するか、これを通してどのような力を付けていくのか、を自己確認でき

るよう指導している。

「履修カルテ」の活用は、学生自身による取得単位数や卒業・資格要件の確認のためでもあるが、毎学期の成績表返却の際に、担任教員も確認し、学修指導の参考としている。

先述のe-ポートフォリオは、学生自身による各学年・学期毎の学修目標の設定およびその達成状況を自己評価することとしており、また各科目に対して自分自身が取組んだ積極性や理解度を自己評価する。担任あるいは科目担当教員は、これに対してアドバイス等をし、双方向で学生の学修を支援するシステムとなっている。これらの数値などから、教員も授業改善に活かすこととしている。

3) 「学生基礎力調査」等による学士力の成長の把握

教育支援企業が全国規模で実施している学士力を把握する調査を全学科に導入し、1年次に実施し、平成30(2018)年度からは3年次にも実施することとしている。学生の基礎力とその成長を把握している。これらデータと学業成績等を突き合わせ、課題となる能力・スキルを明確にし、学生指導や教育方法等の改善に活かしている。【資料2-6-5】

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大により4月に本調査を実施できなかったため、あらたなインターネット経由によるCBTの方式での調査への変更を検討、予備的に実施する。

4) 外部試験による学習成果の評価

実践栄養学科並びに保健栄養学科栄養科学専攻では、管理栄養士あるいは栄養士養成を行っており、日本栄養士養成施設協会が全国レベルで実施している「栄養士実力認定試験」を平成27(2015)年度より受験することを指導している。

実践栄養学科は4年次末に管理栄養士国家試験があり、それ自体が一つの評価であるため、「栄養士実力認定試験」の受験者数は多くはない。栄養科学専攻では3年生の大半が受験をしており、Aランクが大半を占めている。【資料2-6-3】

5) 就職先企業アンケート

就職先に対し本学卒業生に対する評価調査を毎年、実施している。「本学卒業生は貴社(就職先)が期待している職務上のスキルを有していますか」という問に、約80%が「はい」という回答をよせている。【資料2-6-4】

平成25(2013)年度以降は企業だけでなく、家庭科教諭、養護教諭、栄養教諭についての評価調査を実施している。

大学院では、入学した大学院生のほぼ全員が、学修期間内に修士論文あるいは学位論文を完成し、審査に合格して学位を取得していることから、大学院の教育目的は達成されているものと評価する。

【エビデンス集】

【資料2-6-1】2018年度前期 女子栄養大学自学自修アンケート調査結果

- 【資料 2-6-2】 実践栄養学科 履修カルテ
保健栄養学科栄養科学専攻 共通履修カルテ
教職課程履修カルテ（保健養護専攻）
食文化栄養学科 履修カルテ
- 【資料 2-6-3】 平成 30 年度 栄養士実力認定試験結果
- 【資料 2-6-4】 女子栄養大学卒業生に関する調査について（学校用、企業用）
【資料 2-5-7】 参照
- 【資料 2-6-5】（1 年次）大学生基礎力レポート I（結果報告書）
（3 年次）キャリアアプローチ（結果報告書）

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1) 学修時間確保に向けた対策

自主学修時間が少なくなる要因の 1 つとして、レポート課題が時期的に重複して多科目から出されることが指摘されており、科目間での課題のすり合わせや時期的な調整を行うこととした。実践栄養学科では平成 26(2014)年に教員からのヒアリングにて実情が把握されており、平成 27(2015)年度には調整した。

2) 実力試験の結果に対する対策

基準項目 2-2 でも記載した通り、実践栄養学科では平成 26(2014)年度より 1・2 年次から実力試験を実施しているが、その成績下位の学生に対して個別面接を行い、学びが確実に自らの力になるよう、教育指導している。

3) 教育内容・方法の改善

学生の授業評価については、e-ポートフォリオを活用し教員自らが担当科目の評価結果を活用しているが、その活かし方には個人差がある。そのため、全体の結果を集計し、一定の水準以下の評価であった教員については、具体的な改善計画を学部長に提出する仕組みとしている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

・学修時間調査と学修時間確保に向けた対策

学修時間調査は継続して前期・後期にウェブ調査の形式で実施する。スマートフォンからでも回答できるようにしている。また、自習が習慣づいていない学生が多いため、e-learning を用いた事前学修を活用する授業形式の拡大を図る予定である。レポート課題の日程調整等についても引き続き実施する。

・「履修カルテ」や e-ポートフォリオによる自己目標や自学自修指導の一層の改善

数年前から着手している「履修カルテ」が学部全学科に導入され、これを活用した自学自修指導を一層行っていく予定である。各学科での議論を基礎として学科長会議などの場で検討し、「履修カルテ」の記入状況の確認等を通して、平成 27(2015)年度に効果を把握し、指導方法や内容の改善につなげる。平成 28(2016)年度から導入した e-ポートフォリオでは、学びの自己目標設定や振り返りについておおむね記入され共有されてい

るが、一層の活用を検討する。

・教育目標の達成度を計る指標の検討

教育目標達成状況のフィードバックとして、学科や科目ごとでの改善の取組は行われているが、平成 29(2017)年度当初現在、学科横断的な教育方針や Semester 制度や時間割編成の見直しにまでには至っていない。全学的な把握に向けて改善するため、平成 30(2018)年度から、1 年生に実施している「大学生基礎力レポート I」の 3 年次版である「キャリアアプローチ」調査を実施し、学士力としての向上を把握・分析している。毎年、実施機関より、本学学生の学修目標の明確性などの特徴や課題点などについての報告会を実施しているが、継続する予定である。

大学院修了後の博士論文の公開状況は随時報告を求め把握してきたが、今後は修士論文の公開状況（論文発表）についても調査し把握する予定である。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織の設置と機能

学生支援はクラス担任を中心に教務学生部その他関係する部署が連携して対応している。さらに学生生活上の諸問題については学生生活委員会で基本的な方針を協議する体制である。

① クラス担任制度

担任は「食により人間の健康の維持・改善を図る」という建学の精神に則り、学生が誇りを持ち、4 年間健全な学生生活を過ごすことができるよう助言、指導、相談対応にあたっている。特に、学生個々の学生生活上の課題に応じた支援に努めている。

担任は学生が記入した「学生個人カード」【資料 2-7-1】により家庭環境等を把握し、大学貸与の e-mail アドレス、携帯電話番号などにより緊急時の連絡、対応に備えている。

授業の一環として行われるフレッシュマンアドベンチャーツアーほか学科・専攻ごとに設定した新入生対象の交流企画に 1 年生のクラス担任は全員参加としている。またクラス懇親会等により親睦を深めることを目的に担任学生面接費を補助している。【資料 2-7-2】

② 学生生活委員会

「女子栄養大学学生部長の職務及び選出に関する規程」【資料 2-7-3】に基づき、大学学生部長を議長とし、学科長・専攻学科長、クラス担任代表、坂戸教務学生部長等

により構成される。学生生活に係わる諸問題の把握及び調整を通じて、学生生活の環境整備・改善、その指導に関して大学の基本方針を協議し定めることを目的とし、原則として前期・後期各2回開催する。

大学学生生活に関わる指導の基本方針は〔図表2-7-1〕の通りである。

③大学学生食堂委員会

学生・教職員に適切な食事を供するとともに実践的学習・指導に資することを目的として「大学学生食堂委員会」【資料2-7-4】が置かれている。委員会は、大学学生部長を委員長とし、委員長が委嘱した教員と関係職員等により構成する。委員会では学生食堂のサービスの向上及び学生の学びの場としてのあり方について協議し、提案する。管理、衛生面については「学校法人香川栄養学園 坂戸カフェテリア衛生管理委員会」【資料2-7-5】が行っている。

また、喫食者の声を反映するため、委員長が指名した数名の委員と学生による「給食委員会」を設置することができる。

委員会の活動により、設備やメニュー内容等の改善とサービスの向上に努めている。

④学生食堂（カフェテリア）

学生食堂では「おいしく食べて健康に」をコンセプトに本学の四群点数法に基づいたレシピによる2種類の日替わり定食、麺類、おにぎり、カレー、小鉢、サラダなどが提供されている。食堂の席数は坂戸キャンパス624席である。

また各種の伝染性疾患の予防、および病原菌・ノロウイルス等による食中毒発生を予防する観点から、喫食者が利用する手洗い設備（石鹸・水・消毒液）を自動化し手ふき用のペーパータオルを設置する設備改善、学生食堂内での両替の廃止を行って、衛生管理の対応向上を図っている。

⑤学生ホール

憩いの場、グループ打合せ・懇談、昼食等に利用されている。テーブル数は大小あわせて48個、椅子214脚である。開放時間は7時～21時、日曜日・祭日も開放している。学生ホール内に軽食を販売する席数90の学生食堂も併設している。

⑥学生寮（若葉寮）【資料2-7-6】

大学に近接して設置。5階建ワンルームマンション形式。各室ユニットバス、洗濯機、キッチン、冷蔵庫、ベッド、机、椅子、本棚、冷暖房、インターネット配線等を設置。共用スペースには、多目的和室、談話室、ゼミ室がある。寮の外壁には侵入者感知の赤外線センサーを配置、そのほかにオートロックシステム、電気鍵による在室確認、自動火災報知器、非常音声警報装置、屋内消火栓設備、管理人室から警備保障会社や校舎守衛室への通報システム等を完備している。

入寮期間は原則として2年間、遠方の地方出身学生を優先する。寮則により寮長・副寮長・各フロアリーダーなどの役員を決め、各行事を開催し、親睦を図っている。

なお、委託の管理人夫妻が常時居住し、学生の対応に当たっている。

⑦学内売店サムシング

本学出版部発行の雑誌・書籍の他、授業で使用する教科書、調理器具、参考書等の学用品その他を学生割引価格にて販売している。

⑧オフィスアワーの設定

教員が学生の質問や種々の相談に応ずることのできる時間帯を設けている。オフィスアワーは学園ウェブサイトに掲載し周知している。【資料2-7-7】

⑨ハラスメント対策委員会【資料2-7-8】

坂戸キャンパス5人、駒込キャンパス7人の相談員を置き、いつでも相談ができる体制をとっている。「CAMPUS HANDBOOK 2020」【資料2-7-9】には相談員の所属・氏名・電話番号・E-mailアドレスを掲載している。

⑩アパートの紹介【資料2-7-6】

毎年秋にアパートリストを作成し、希望者に配付している。学生各人が、直接大家や不動産会社と交渉する。アパートリストでは令和元(2019)年度187件の物件を紹介している。

⑪アルバイトの紹介

随時、求人を掲示している。学生各人がアルバイト先と連絡をとり決定する。掲載するアルバイトの勤務時間は21時までとし、授業に差し障る時間帯や飲酒を主とする接客業などは除外している。令和元(2019)年度は39件である。

⑫事務窓口

坂戸キャンパスに学生生活課、学部教務課、坂戸就職課、大学院教務課があり、それぞれ学生に関する業務にあたっている。

学生生活課：学生証発行、弔辞、個人情報管理、学納金、各種奨学金、住居関係、各種保険、学生相談室、学割、各種変更届、落とし物管理、ロッカー管理、自転車（通学・実習）管理、災害等による被害調査、学園祭（若葉祭）、学生県人会、アルバイト、クラブ・サークル関係、学内集会、学内掲示、卒業アルバム、卒業パーティ、学生寮（若葉寮）管理

学部教務課：入学、卒業、休・退学、復学、転学科などの学籍管理全般、資格取得（栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、家庭科教員免許、養護教員免許、栄養教諭免許）、単位修得、教室使用、各証明書

坂戸就職課：就職相談、求人情報提供、求職登録、就職講座・セミナー・模試、インターンシップ

大学院教務課は所属する学生の教務学生業務全般にあたっている。

⑬オリエンテーション

大学生活に早く順応できるよう、入学時に実施。「CAMPUS HANDBOOK 2020」【資料2-7-10】を配付し、施設案内、諸届・願一覧、緊急時の対応、悪徳商法、携帯トラブル等について説明している。特に一人暮らしを始める学生に対しては防犯について注意し、防犯意識を高めるように努めている。

[図表2-7-1] 大学学生生活に関わる指導の基本方針

女子栄養大学学生部長の職務及び選出に関する規程(平成19年1月17日)第6条に基づき、以下の大学学生生活に関わる指導の基本方針を設定する。

(参考)規程第6条
 学生生活委員会は、学生部長を議長として、学生生活に係わる諸問題の把握及び調整を通じて、学生生活の環境整備・改善、その指導に関して大学の基本方針を協議し定める。



2) 経済的支援

①奨学金制度等【資料2-7-11】 【資料2-7-12】

経済的理由で修学困難な学生に学資を貸与・給付し、支援する目的で、大学独自の奨学金、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方公共団体、民間団体等の奨学金を取り扱っている。大学独自の奨学金には、創立者香川綾の母・横巻のぶの名を冠した「横巻のぶ記念奨学金」及び本学卒業生の寄付により平成21(2009)年に創設された「北郁子奨学基金奨学金」がある。修学の途中で学納金の納入に著しい困難を来たした者に対し、学納金の一部を貸与（無利子）している。なお、令和2(2020)年度後期より、「北郁子奨学基金奨学金」を貸与型から給付型に変更する。

平成25(2013)年度には卒業学年の学生を対象に二つの給付型奨学金が創設された。一つは株式会社DNPファシリティサービスとの連携協力に基づく「DNP奨学金」で、卒業前年次までの学業成績が優秀な学生に対して年額10万円を授与する。平成30(2018)年度は8人、令和元(2019)年度も8人に授与した。もう一つは経済的理由により卒業に支障がある学生を支援する目的で設立された「野口医学研究所奨学金」である。米国財団法人野口医学研究所・NPO野口医学研究所〔浅野ファンド〕が学校法人香川栄養学園との連携協力に基づき提供する資金を原資にあて、月額2万円を基準とし年間総額24万円を上限に学納金に充当して給付する。令和元(2019)年度、令和2(2020)年度は共に10人に給付した。

平成27年4月入学者より女子栄養大学大学院入学生奨励「浅野嘉久賞」奨学金の給付を開始した。

また、香友会（同窓会）が専門性を生かした社会活動を志向して学業向上に意欲を持って取り組んでいる学生に費用を助成（授与）する「香友会わかば奨学金」がある。

その他学業成績優秀者で、学内外の活動に積極的に参加し、常に自分自身の向上に努力する学生を表彰・奨励する「香川綾・芳子奨励賞」がある。平成30(2018)年度は大学院3人、学部16人の19人、令和元(2019)年度は大学院3人、学部16人の19人が表彰された。

②授業料減免制度

人物、成績優秀な大学院博士後期課程在學生（1年次後期以降）には、学園独自の授業料特別減免制度を設けており、令和元(2019)年度は大学院生15人（新入生5人、在學生10人）、令和2(2020)年度は大学院生12人（新入生4人、在學生8人）が適用された。【資料2-7-12】

なお、災害救助法適用地域被災者及び災害に伴う経済的支援が必要と認められた者を対象に、入学検定料の免除、入学金・授業料・実験実習教育研究費・施設費について罹災状況に応じた減免等の措置を実施している。令和元(2019)年度は8名、令和2(2020)年度は4名に対して支援を行った。

3) 課外活動に対する支援

①クラブ活動への支援

令和2(2020)年度は公認クラブ25団体、登録サークル17団体がある。クラブには顧問を置き、課外活動補助費の支給、クラブハウスの貸与を行っている。クラブは体育系8団体、文化系17団体。活動は授業終了後、日曜、休暇中、春休み・夏休みを利用している。学内設置テニスコート3面には夜間照明設備があり、20時まで使用可能である。

課外活動補助費は令和2(2020)年度より一律で8万円を支給する。年度末にはクラブ活動費報告書及び領収書を学生生活課に提出する。

各クラブ代表によるクラブ委員会を組織。新入生対象クラブオリエンテーションの運営や施設の使用について協議する。

②学園祭（若葉祭）

毎年5月末の土曜日、日曜日に開催。学生の実行委員会（令和元(2019)年度は1～3年生の総数184人）が企画・運営し、教職員がサポートしている。学生参加団体は20団体、学生外団体（香友会（本学園同窓会）、保護者会、本学と連携を結ぶ秋田県、福井県、埼玉県坂戸市、埼玉県川島町、群馬県嬭恋村、あみ印食品工業株式会社、株式会社サンメリー等、外部企業や他大学、本学内部署等）が計39団体、研究室関係では発表企画に8研究室、ポスター企画に28研究室が参加した。テーマを「食の祭典～笑顔の花火を打ち上げよう～」と題し、学長講演会、料理講習会、公開講座、研究室企画、野外ステージ企画、お笑いライブ、コンサート、お菓子コンテスト、フリーマーケット、骨密度測定、模擬店等の催しを行った。一般の来場者数は2日間合わせて9,329人、学内外の参加団体を含めた総参加者数は11,468人であった。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

③クラブハウス等

平成25(2013)年9月に学園創立80周年記念事業の一環として新クラブハウスが落成した（13号館）。2階建、部室27室、若葉祭実行委員会室1室、倉庫3室（うち1室は運動用具倉庫）があり、エレベーターも設置。

11号館（防音棟）は、楽器練習用防音装置室4室、集会室6室を備えている。防音装置室は、軽音楽部やハルモニアオーケストラおよびギター部等のクラブ練習や個人練習等に有効に利用されている。

④学生表彰

「女子栄養大学・同短期大学部 学生表彰規程」【資料2-7-13】により、本学における課外活動の成果が顕著であり、本学の課外活動の推進・発展に功績があった者、社会活動等において優れた評価を受け、女子栄養大学の名を著しく高めたと認められる者、その他、上記と同等の表彰に値する行為等があったと認められる者に対し授与される。平成30(2018)年度は4人、令和元(2019)年度は3人を表彰した。

4) 健康相談、心的な支援、生活相談等

①学生相談室【資料2-7-14】

学生の精神的支援のため、坂戸キャンパスでは、臨床心理士2人が学生相談室で対応している。令和元(2019)年度の相談件数は97件であった。相談内容は1位が対人・心理関係、2位が健康面、3位が修学相談であった。

②保健センター

学生の心身の悩みに対応し、坂戸キャンパスはベッド6台、専任スタッフ3人（医師1人、看護師2人）、非常勤の医師、看護師、養護教諭各1人で運営。令和元(2019)年度、保健センターへ処置・休養・相談等で学生が訪れた件数は769件であった。そのうち、健康相談・カウンセリング等に関する相談件数は96件であった。

保健センターは、授業・行事開催時には職員が待機し、緊急時に備えている。

また、コンピュータによるデータ処理が可能な健康調査票【資料2-7-15】を導入したことで、授業開始時点で把握しておくべきアレルギーなどの健康情報を担当教員には早期に提供できるようになった。

5) 学修困難及び心身に問題を持つ学生へのサポート体制の充実

近年の学修困難者の背景には、単なる低学力だけでなく、家庭環境や社会環境の多様化・複雑化があると考えられている。主に担任が見守る施策には限界がある。そこで、基幹システム等を活用して学生に関する情報共有を行い、教員、保健センター、学生相談室、事務職員らが連携を持ちながらそれぞれの立場から学生をサポートする体制を構築している。

6) 危機管理の手引き作成・配布

様々な場面で発生する恐れがある危機から学生の生命と安全を守るために、学生と教職員の対処方法（緊急連絡先一覧・緊急通報の仕方、危機への事前対応、危機への対応、事後対応等）を示すことを目的に令和2(2020)年4月に発行し、学生・教職員へ配布した。

【エビデンス集】

【資料2-7-1】 学生個人カード 女子栄養大学（担任用）

【資料2-7-2】 担任学生面接費を使用する際の注意点について

【資料2-7-3】 女子栄養大学学生部長の職務及び選出に関する規程

【資料2-7-4】 大学学生食堂委員会規程

【資料2-7-5】 学校法人香川栄養学園 坂戸カフェテリア衛生管理委員会規程

【資料2-7-6】 入学手続要項 令和2年度（2020年度）

【資料2-7-7】 学園ウェブサイト>大学・短期大学部紹介>

研究室・教員データベース 【資料1-3-8】 参照

【資料2-7-8】 ハラスメントの防止に関する規程

【資料2-7-9】 CAMPUS HANDBOOK 2020 【F-5-1】 参照

【資料2-7-10】 CAMPUS HANDBOOK 2020 【F-5-1】 参照

【資料2-7-11】 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 2021 Guide Book

【資料F-2-1】 参照

【資料2-7-12】 女子栄養大学大学院 大学院案内2021

【資料F-2-2】 参照

【資料2-7-13】 女子栄養大学・同短期大学部 学生表彰規程

【資料2-7-14】 CAMPUS HANDBOOK 2020 【F-5-1】 参照

【資料2-7-15】 女子栄養大学大学院・栄養学部・女子栄養大学短期大学部・
香川調理製菓専門学校 健康調査票

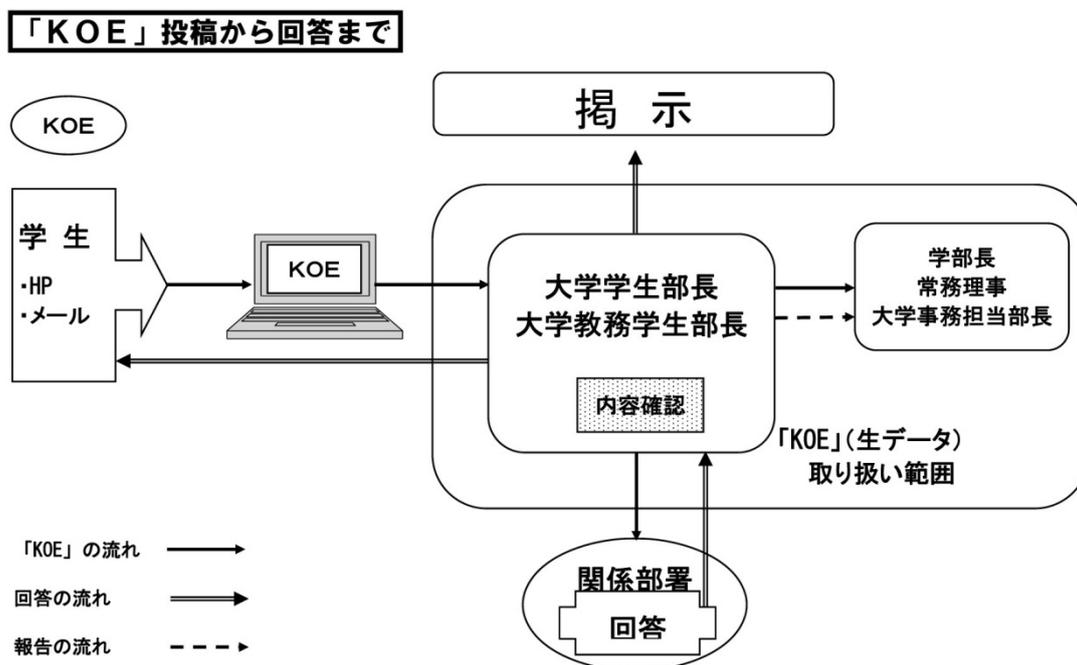
2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

担任や学生生活委員が学生からの相談等により把握した情報に加えて、インターネット

投書システム「KOE」により e-mail 等で学生から意見、希望、要望、改善策等を直接汲み上げている。〔図表 2-7-2〕

さらに、全学生(1年～4年)を対象に実施した「平成30年度学生満足度調査」の回答【資料2-7-16】、卒業時のアンケート回答【資料2-7-17】、学生からの窓口への申し出等により、学生の要望を把握することに務めている。要望のうち必要性が認められ、部署間の調整で実現可能なものについてはできる限りその都度対応した。実現に検討を要するものは「学生満足度向上プロジェクトチーム」及び学生生活委員会が中心となって協議している。

[図表 2-7-2] インターネット投書システム「KOE」



【エビデンス集】

【資料2-7-16】 「平成30年度学生満足度調査」結果報告書

【資料2-7-17】 令和元年度 卒業アンケート 集計表

令和元年度 卒業・就職関係アンケート

令和元年度 卒業後の連絡先及び進路に関する調査

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

- 各種トラブルの被害防止対策の強化

学生を取り巻く社会環境の変化は大きく、学生が直面する問題・トラブルも変化している（SNSトラブル、アルバイトトラブル等）。これらの問題・トラブルから学生を守るために、これまで行ってきた注意喚起・啓蒙の手法に留まらず被害防止対策を多面的に実施する。

- 経済支援策の拡充

経済的な理由による学業不振者・退学者を生まないためには経済支援策のうち、給付型奨学金制度の拡充のため、令和2(2020)年度後期より、「北郁子奨学基金奨学金」を貸与型から給付型に変更する。

- 学園祭の安全管理

学園祭（若葉祭）は来場者数10,000人を超える大きな催しであり、不慮の事故防止や対応のためにも開催中の安全確保が課題となっている。運営面では学生の自治を前提とするが、事故防止や防犯および近隣の対策については警備員の増員など大学として必要な予算措置を講じて対応する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

大学設置基準別表第一（理学関係）及び別表第二に定める必要専任 62 人を十分満たし、学長を除く 73 人を配置している。また本学では資格（管理栄養士、臨床検査技師、教員免許等）取得に対応した必要専任教員数を確保配置するなど、教育目的及び教育課程に即した対応を行っている。具体的には、栄養学部で教授 36 人、准教授 23 人、専任講師 9 人、助教 3 人及び助手 2 人、合計 73 人を配置している。そのほか女子栄養大学栄養科学研究所所属の教員として教授 2 人、准教授 1 人、専任講師 1 人、合計 4 人を配置し、大学全体では 77 人が教員として、教育目的の達成に取り組んでいる。なお、大学院の教員は、栄養学部の教員がこれを兼ねている。相対的に本学の教員が多いのは、本学は、設置時に理学系関係学部基準を適用したこと、各種資格取得のために授業科目を多数配置し、基礎教養科目や専門選択科目も単科大学としては比較的多数配置している。また教員のほか授業の補助要員として実験実習助手を 25 人配置し、円滑な授業運営、引いては教育目的の達成を図っている。

2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任などについて

専任教員の採用人事は、欠員補充を原則とし、定年退職者、死亡退職者、自己都合退職による後任補充として行っている。平成 26(2014)年度までは教授会の承認を得て公募を開始していたが、平成 27(2015)年 4 月 1 日付で改正学校教育法が施行されるのに伴い、学長の承認を要することとして「女子栄養大学教員人事委員会規程」【資料 2-8-1】の改正を行った。昇任人事は学長が必要と認めた場合に教授会に報告して学内公募を行う。

さらに、平成 28(2016)年度より「教員等の人事手続きに係る規程」【資料 2-8-2】を制定し、教員等の人事の発議に当たり、まず常任理事会の承認を得てから公募に着手することとしている。

採用・昇任の選考は、「女子栄養大学教員選考規程」並びに同規程の「第 11 条・第 12 条運営細則」及び「第 13 条（昇任人事）運営細則」【資料 2-8-3】に基づき、栄養学部長を委員長として当該人事対象教員の専門分野ないしは専門近接分野から選任された数名の選考委委員で構成される選考委員会さらには教授会の議を経て、最終的には学長の承認

を得て実施される。公募方法は、主にメールによる学内通知となっており、JREC-IN も併用しているが、より多くの人材の中から優秀な人材を採用できる公募方法の検討が課題となっている。また、平成 29(2017)年に「女子栄養大学教員選考規程」を改定して教員定員（大学 71 人。ただし学部二部廃止後の令和 2 年度発効）を策定した。現状は定員を超過しているが、今後はこれを目途に採用を行うこととする。

2) 教員評価について

平成 26(2014)年度より新たな教育研究業績のデータベースを構築し、平成 27(2015)年度からは学園ウェブサイトでの教員情報公開への運用を開始した。教員の履歴書、教育研究業績書を集積し、公開している。その記載内容などを評価基準とする教員評価の実施に向けて検討した結果、「女子栄養大学教員評価に関する内規」【資料 2-8-4】を制定し、平成 28(2016)年度より実施している。さらに平成 29(2017)年度には、学生による授業評価への e-ポートフォリオ導入に伴い評価項目を一部改定した。

3) 研修、FD をはじめとする教員の資質・能力の向上への取り組み

FD 委員会は、教育方法の向上や教育の質や評価の改善を目的に平成 15(2003)年度より短期大学部と共同で設置され、これに取り組んできた。平成 26(2014)年度に大学と短期大学部が分離、さらに平成 28(2016)年度からは FD 運営委員会に改組し、学部長指名により選出された教員等で構成している。【資料 2-8-5】

FD 運営委員会でテーマの設定と講師の選定を行い、教員への研修の場として教育、研究、学生サポートに関する FD 研修会を開催しており、令和 2(2020)年度は年間 4 回の開催を計画している。【資料 2-8-6】

学生による授業評価【資料 2-8-7】は、平成 16(2004)年より実施しており、評価項目等を適宜見直して実施してきた。結果はその科目担当教員、FD 運営委員長に通知され、学長、副学長、学部長、大学院研究科長は、すべての結果を閲覧できる。また、平成 26(2014)年度より委員会が定める基準を下回った得点の教員に関しては、当該教員の結果に基づく改善計画を作成し、指定の期日までに学部長に提出の上改善に取り組むものとした。

【エビデンス集】

【資料 2-8-1】 女子栄養大学教員人事委員会規程

【資料 2-8-2】 教員等の人事手続きに係る規程

【資料 2-8-3】 女子栄養大学教員選考規程

女子栄養大学教員選考規程 第 11 条、第 12 条運営細則

女子栄養大学教員選考規程 第 13 条（昇任人事）運営細則

【資料 2-8-4】 女子栄養大学教員評価に関する内規

【資料 2-8-5】 女子栄養大学 FD 運営委員会規程

【資料 2-8-6】 2019 年度第 8 回 FD 運営委員会議事要録

【資料 2-8-7】 授業についての調査 A（基礎・教養科目）

授業についての調査 B（専門関係・演習科目）

授業についての調査 C（実験・実習科目）

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

基礎・教養教育の方針や開講科目等については、教授会のもとに基礎・教養教育会議【資料 2-8-8】を設置して検討している。各学科長と基礎・教養科目担当教員がメンバーとなり、一般教育関係科目の問題全般を協議し必要に応じ教授会に報告提案している。

【エビデンス集】

【資料 2-8-8】 女子栄養大学教授会運営規程 【資料 2-3-4】 参照

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に対応した教員の確保・配置については、設置基準などで定める専任教員数を上回り確保されている。ただし、課題は、教員構成の年齢分布において高齢化傾向がみられることである。また、専門分野の教員数にばらつきがあり、専門分野ごとにおける教員数の調整を行うと共に、若手教員の採用により若返りを図り、中長期的な人事計画を策定する必要がある。その一環として、今後の財務情勢などを踏まえ、大学全体をスリム化する必要があることから、教授会協議会及びこれを後継する学長室会議では、平成 27(2015)年度以降、大学全体の教員定員の策定、分野ごとの教員配置の適正化、開講科目のスリム化検討、担当時間数の均等化を図る必要があるなどの人事に関する現状課題の認識がなされ、それらの解決に取り組むことが議論されている。

教員評価については、主として学園改革推進会議教学部門大学部会で、いわゆる教育面に加えて、研究業績や学校運営、社会貢献など多面的な視点で評価項目を検討し、共通理解することで教員評価制度を導入した。評価項目や評価基準の設定は実現したものの、基本は客観指標を伴う自己評価の方式であり、自己評価としての評価者教育や、学部としての評価結果の活用・フィードバックなどが課題である。これらの課題をクリアして公平公正な評価ならびに教員の資質向上の動機づけにつながるあり方の検討をしていく。

FD については従来計画的な研修ではなくアドホックに開催していたが、前述の通り、平成 27(2015)年度からは FD 会議（現：研修会）の年間計画を立てており、これに基づき取り組む。

学生による授業評価については、平成 27(2015)年度より結果の公開を進め、現在は全科目の集計結果は教授会等で公表、科目ごとの集計結果は教員名を伏せて閲覧できるようにしている。従来の授業評価は、教員側の授業方法についてが中心であったが、自学自修を進めるために、教員の授業方法に関する質問と、学生自身がどのように授業に取り組み自学自修したのかに関する質問も加えることとしている。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理教育目的を達成するため、校地校舎等の施設設備の整備は十分に行われ、快適な環境確保に努めている。また、施設設備の安全管理にも十分配慮している。

キャンパスは、東武東上線若葉駅から徒歩3分の交通至便な場所（埼玉県坂戸市千代田三丁目）に位置している。校舎敷地と運動場、実習農園がそれぞれ少し離れた団地を形成し、校地専用総面積は 55,228.9 m²（寄宿舍敷地 3,139.7 m²除く）である。校舎は1号館から12号館と、目的に応じて独立した建物を有しており専用総面積は 39,293.1 m²（体育館・学生クラブハウス棟除く）である。

現有校地面積及び校舎面積は、それぞれ設置基準校地面積 18,130.0 m²（収容定員 1,813人）、同じく校舎面積 16,877.05 m²を十分に満たしており、教育研究に必要な施設設備が整備され、有効に活用されている。

基準項目 2-7でも述べた通り、「KOE」システムを通して、学生からの施設・設備に対する意見も汲み上げるようにしている。

1) 校地の概要

- ①昭和 55(1980)年に、東京都豊島区駒込地区に一部残っていた大学部門を、埼玉県坂戸市に全面移転して校舎敷地を現在の坂戸キャンパスに集中した。その後はニーズに対応しながら施設設備の拡張を図ってきた。
- ②運動場は、キャンパス近接地（東武東上線若葉駅近く）にある多目的コート（1,668.6 m²）と、近在の鶴ヶ島市藤金地区の運動場（9,008.0 m²）を所有している。
- ③栄養学の実践の場として、野菜等の種まき、発育、収穫等、育成過程を自ら直接実践学習する施設として農園（3,026.0 m²）を有しており、職員を配置し、学生の体験学習の場として教育効果を上げている。

2) 教育研究の施設設備の概要

- ①栄養士・管理栄養士・臨床検査技師・養護教諭・家庭科教員・栄養教諭等の養成をする本学では、関連する法規所定の施設設備、教育研究機器等の整備をミニマムとし、本学独自の教育目標達成のための施設の拡充を図っている。特に実験・実習施設は、実践面にも配慮し、本学ならではの教育環境の充実に努めている。教育研究施設は教育研究目的に沿って適切に整備され、有効に活用されている。
- ②女子栄養大学図書館は、キャンパスのほぼ中央に位置する4号館にある。蔵書数は、約11万冊。「食」、「健康」、「食の文化」に関連する分野を中心に資料を揃えている。蔵書の検索、電子ジャーナルやデータベースなどの利用は、学園ホームページの図書館トップ画面と「女子栄養大学 蔵書検索 OPAC(Online Public Access Catalog)」画面から利用することができる。OPAC画面は、新着資料や開館カレンダー・開館時間などの情報も得ることができる。

図書館の面積は書庫を含め 1,504 m²。3 層のフロアとなっており、2 層の書庫にも一人用デスクを置いている。図書館内には、学生、教員などの利用者が必要な情報を入手できるように、検索用パソコンを設置している。グループ学習室においては、レポート作成のためのパソコン利用や、少人数のディスカッションやゼミなどに、パソコンとホワイトボードの利用が可能となっている。静かに勉強するエリアとアクティブな活用ができるエリアは、参考図書コーナーの書架スペースを挟んで、話し声が他の利用者の妨げにならないよう配慮している。

開館時間を平日 9 時 00 分から 21 時（土曜日は 17 時）までとしているため、学生は授業終了後も図書館で学習することができる。駒込キャンパスの図書館も同じように利用ことができ、開館時間は平日 8 時 30 分から 19 時 30 分（土曜日 9 時から 14 時）である（但し新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2(2020)年 3 月 2 日より閉館中である）。

③大学の教育研究施設として、坂戸キャンパスに「女子栄養大学栄養科学研究所」を設置しており、健康に関わる研究活動を行っている。さらに食と健康に関する講演会、研究会、企業などへの講師派遣、栄養・調理指導、企業からの受託研究などにも積極的に取り組み、活発な研究開発、普及活動を行い、大学での研究情報発信の場となっている。なお、駒込キャンパスには付置施設である「栄養クリニック」を置いている。

④キャンパス内の研究施設として、生活習慣病研究センター（メタボリックユニット）がある。日常生活を反映した代謝研究ができるように、厨房、宿泊施設も完備しており、栄養素の出納試験などを行うことができる独立した代謝実験棟である。人工気候室、二重 X 線吸収法(DXA : dual-energy x-ray absorptiometry)による身体組成測定室も備え、身体組成と基礎代謝、運動代謝などの関係についても研究を進めている。

なお、本施設は、平成 11(1999)年に文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業として建築されたものである。

⑤コンピュータ施設としては、坂戸キャンパスに学生がパソコンを自由に利用出来る i パークがあり、パソコン 137 台、プリンタ 4 台、スキャナ 2 台を設置している。平成 16(2004)年にパソコン台数を 28 台から 100 台へ増設したが、パソコンの需要増加に伴い、平成 18(2006)年には施設を増築すると共に座席数を 100 席から 137 席へ拡充した。開館時間は、平日は 9 時～20 時 30 分、土曜日は 9 時～15 時で、技術スタッフが常駐しており、学生のパソコン操作におけるサポート体制を整えている（但し新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2(2020)年 2 月 29 日より閉館中である）。ソフトウェア環境としては、オフィス統合ソフトウェアの他、「栄養 Pro」並びに「エクセル栄養君」を導入しており、栄養価計算や献立作成等、本学の学習環境に即した整備を行っている。平成 26(2014)年には Adobe の画像処理系ソフトウェアや統計処理用ソフトウェアを追加し、ソフトウェア環境を充実させた。駒込キャンパスにも i パーク（パソコン 20 台、プリンタ 2 台、スキャナ 1 台）があり、平日 9 時～21 時まで自由に利用することが出来る。

また平成 27(2015)年 3 月より、学生の個人所有のパソコンにオフィス統合ソフトウェアを無償でダウンロードできるサービスを開始した。各教室に設置した無線 LAN ネットワークを通し、学生の個人所有のパソコンでも学習出来る環境を整えている。

学生にはメールアドレスを割り当てているが、学外から届く添付ファイル付きのメールについては一旦サーバ内に留め置く仕組みとし、サイバー犯罪に巻き込まれるリスクを低減している。

- ⑥アクティブ・ラーニング型教室として、従来 LL 教室だったところを全面改修し、グループ討議や作業、プレゼン等の使用に適した、可動式机と椅子を整備した教室を設置した。さらに壁面4面をホワイトボード並びにスクリーン仕様にして、平成 27 年 10 月後期より、演習型授業等、活発なプレゼンと討議に用いている。平成 28 年度からは企業参加型・社会人訪問型のキャリア教育の教室としても使用している。Web にて使用登録を可能にし、通常授業以外でも、ゼミや学生同士の使用ができるようにしている。
- ⑦学生支援施設は平成 25(2013)年に学園創立 80 周年記念募金事業の一環として学生クラブハウス (748.4 m²) を竣工し、部活動に活用されている。さらには、音楽関係サークルの活動施設として全館防音により近隣対策も完備した 11 号館がある。栄養士養成施設として必置施設である学生ロッカーも整備充実している。
- ⑧平成 17(2005)年度に新築した 12 号館には、給食管理実習施設、共同機器室、講義室、保健センター、大学院専用の講義室や個人専用の研究ブースをはじめ情報交換や交流ができる大学院専用のコモンスペースなども完備されている。
- ⑨学生食堂 (カフェテリア) は、学生の憩いの場であるとともに食に関する教育の場であり、本学の特徴的な教育支援施設のひとつである。平成 22(2011)年 8 月に増築工事を行い、108 席を増設し拡充 (624 席) を図った。

3) 教育環境の整備

各施設設備とも専門の保守管理会社に依頼して細部に点検確認を実施している。故障や異変に素早く対処できる体制をとり、絶えず安全確保に努めている。

毎年度、施設整備審議委員会【資料 2-9-1】により全学から改修改善要望を収集し、学生・教職員の安全確保、教育研究での有用度などにより優先度を勘案し計画的に維持改善を行っている。

平成 22(2010)年度には、各号館を繋ぐ全ての連絡橋 (4 箇所) の調査補強を実施し、また、各号館の出入口におけるバリアフリー用通路並びにキャンパス内通路も順次整備を行っている。平成 23(2011)年 3 月 11 日発生した東日本大震災において建物自体の被害はなかった。平成 25(2013)年度には 6 号館の外壁補強、塗装なども行い、安全確保に努めている。令和元(2019)年度には 12 号館外壁全面塗装、令和 2(2020)年度には 1 号館耐震補強工事を実施し 9 月竣工予定である。

維持管理及び活用面においては、管理部が適切な整備と管理運営を行っていると評価する。

【エビデンス集】

【資料 2-9-1】 学校法人 香川栄養学園 施設整備審議委員会規程

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は管理栄養士・栄養士、及び臨床検査技師の各資格養成施設として認可されている

が、その養成施設の条件として1学級あたりの学生数が50人と規定（本学は旧法適用）されている。ただし、厚生労働省の解釈改定で2クラス合併授業（100人）が可能となり、各科目の教育内容を考えながら50人から100人授業を厳格に実施しているため、基準を満たしていると考えている。なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、さらに少人数での対面授業も行っている。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理については中長期的な計画に基づいたメンテナンス等を継続し、安全かつ機能的施設として活用するよう維持管理を徹底する。経年により校舎の老朽化が進む中、耐震対策等も視野に入れた施設設備の維持・安全管理、建て替え、新築等やこれらに伴う資金調達も含めた中長期的な検討が喫緊の課題である。平成17(2005)年度の12号館完成で、ハード面の教育研究環境整備は一段落した。今後は現在の施設設備の耐久年数を勘案し、いかに安全に維持管理していくかが課題であるため、平成31(2019)年度に実施した建物診断を踏まえ整備を進めていく。

学園では、学生支援施設として平成25(2013)年に学園創立80周年記念募金事業の一環として学生クラブハウスを竣工し、学生に供している。今後一層のアメニティの拡充を図り、さらには、直接的な教育環境整備と並んで学生の憩いの空間を確保し、快適な環境作りを目指したい。

【基準2の自己評価】

「食により人間の健康の維持・改善を図る」という建学の精神を踏まえ、アドミッションポリシーを明確化しており、これを学園ウェブサイト等で公開し、受験生・保護者等への周知は徹底している。

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを明確化し、これに沿って科目と履修体系を構成し、学生自身が教育目的を明確に持って専門性を深められるような教育課程を設けている。これにより、就職率も高く、専門性を活かした卒業のキャリアにつながっている。

きめ細やかな学生サービスを実施しており、ICT(Information and Communication Technology)などの教育環境も整備され、自主的な学びを推進する体制が整えられている。

様々な調査を行い、学生の意見や要望の把握と分析に努め、学生生活の支援と教育環境の充実を図っていると判断している。

3つのポリシーについては、平成30(2018)年度中に、全学的にガイドラインに沿った適切でより有効性の高いものにするべく、常に改善を試みている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人香川栄養学園は女子栄養大学、女子栄養大学短期大学部、香川調理製菓専門学校を設置している。その目的は「学校法人香川栄養学園 寄附行為」（以下、「寄附行為」）

【資料 3-1-1】第三条に「この法人は、故香川昇三の遺志に基づき、国民の栄養生活改善を通じて生活の合理化を図り、もって日本文化の振興に寄与するため、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする」旨定められている。

また、組織倫理に関する規程として「学校法人香川栄養学園行動規範」（以下、「行動規範」）【資料 3-1-2】を定め、学園の適切な運営を行っている。

【エビデンス集】

【資料 3-1-1】 学校法人栄養学園 寄附行為 【資料 F-1】 参照

【資料 3-1-2】 学校法人香川栄養学園 行動規範 【資料 1-3-1】 参照

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

現在、法人では大学、短期大学部、専門学校を擁する他に、生涯学習センター、出版部、栄養科学研究所、栄養クリニック、臨地実習施設として松柏軒（レストラン）、プランタン（菓子工房）などを運営、これらの各部門が複合的効果を発揮するよう管理運営体制を整備している。【資料 3-1-3】

毎年度「事業計画」【資料 3-1-4】を策定し使命・目的の実現に向けて努力している。

【エビデンス集】

【資料 3-1-3】 事務組織図

【資料 3-1-4】 令和元年度香川栄養学園事業計画 【資料 F-6】 参照

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

大学の質の保証を担保するための関連法令等を遵守している。

「寄附行為」【資料3-1-1】、「女子栄養大学学則」「女子栄養大学大学院学則」【資料3-1-5】、諸規程【資料3-1-6】等は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に基づいて作成されており、大学の設置、運営に関連する法令を遵守している。

届出、申請等についても法令に定められた通り遅滞なく正確に行なっており、大学の設置、運営に関しては規則、法律を遵守して取り進めている。

また、理事長直轄の公的研究費内部監査委員会により「学校法人香川栄養学園 公的研究費に関する内部監査細則」【資料3-1-7】のもと公的研究費の使用状況など監査及びモニタリングを円滑かつ効果的に実施している。

【エビデンス集】

【資料3-1-1】 学校法人香川栄養学園 寄附行為 【資料F-1】 参照

【資料3-1-5】 女子栄養大学学則 【資料F-3-1】 参照

女子栄養大学大学院学則 【資料F-3-2】 参照

【資料3-1-6】 学校法人栄養学園規程集 目次一覧 【資料F-9-1】 参照

学校法人香川栄養学園学務規程集 目次一覧

【資料F-9-2】 参照

【資料3-1-7】 学校法人香川栄養学園 公的研究費に関する内部監査細則

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

法人が行なう諸活動については「行動規範」【資料3-1-2】に則り、環境保全や人権への配慮を行っている。

CO₂削減、節電などの省エネルギー対策、ゴミの分別等は、管理部が中心となって行っている。その他、総務部が中心となり、クールビズ等を推奨している。

ハラスメントに起因する問題に関しては「ハラスメントの防止に関する規程」【資料3-1-8】が制定され、必要な事項を定めている。また、個人情報の取扱いについては「学校法人香川栄養学園 プライバシーポリシー」【資料3-1-9】、「学校法人 香川栄養学園 情報保護管理規程」【資料3-1-10】により適切な対応をしている。

災害予防および災害発生時の人的・物的損害を軽減するために、防災管理の確立を目的として「学校法人香川栄養学園 防災対策管理規程」【資料3-1-11】、「防災行動等 管理マニュアル」【資料3-1-12】を整備し、防災訓練等を実施して避難路の確認等を行い、災害時の対策を講じている。

学生に対しては携帯用の「大地震初動マニュアル」【資料3-1-13】、「CAMPUS HANDBOOK 2020」【資料3-1-14】等にも「緊急時に備えて」といタイトルで防火対策、震災対策、緊急避難についての基本情報を掲載するとともに避難訓練の実施、注意喚起を行なっている。

自動体外式除細動器(AED: Automated External Defibrillator)を坂戸キャンパス5箇所、駒込キャンパス3箇所に設置し、学園イントラネットにAED取扱マニュアル「～あなたはAEDを使えますか?～」【資料3-1-15】を掲載している。また積極的に講習会等を実施している。

【エビデンス集】

- 【資料 3-1-2】 学校法人香川栄養学園 行動規範 【資料 1-3-1】 参照
- 【資料 3-1-8】 ハラスメントの防止に関する規程 【資料 2-7-8】 参照
- 【資料 3-1-9】 学校法人香川栄養学園 プライバシーポリシー
- 【資料 3-1-10】 学校法人 香川栄養学園 情報保護管理規程
- 【資料 3-1-11】 学校法人香川栄養学園 防災対策管理規程
- 【資料 3-1-12】 <坂戸校舎>防災行動等 管理マニュアル
<駒込校舎>防災行動等 管理マニュアル
- 【資料 3-1-13】 大地震初動マニュアル 坂戸キャンパス
大地震初動マニュアル 駒込キャンパス
- 【資料 3-1-14】 CAMPUS HANDBOOK 2020 【資料 F-5-1】 p. 59～60 参照
- 【資料 3-1-15】 「～あなたは AED を使えますか?～」

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

学園ウェブサイトにより、教育研究活動等の状況（授業内容、卒業認定等）、自己点検・評価報告書、教育情報及び財務情報の公表をしている。

学園の情報公表については、法令遵守はもとより公的な教育機関としての社会への説明責任を果たすために毎年、見直しを行い情報公表の充実を図っている。【資料3-1-16】

【エビデンス集】

- 【資料3-1-16】 学園ウェブサイト>学校法人香川栄養学園 情報公表
<http://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/> 【資料1-1-6】 参照

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び教育目的達成のため、特徴ある教育研究に注力し、社会のニーズに応えることを意識して管理・運営を強化する。使命・目的の実現のために建学の精神に基づいた教育研究、健全な経営、法令遵守とこれらの情報を適切に公表することが不可欠と考えており、一層の充実・向上を目指していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園では、使命・目的達成に向け以下の通り、戦略的意思決定を行っている。理事会は学園運営上、法人の最高決議機関であり、「寄附行為」【資料 3-2-1】第六条に基づき、法人の業務を決し理事の職務の執行を監督する。

理事は「寄附行為」に従い 10 人以上 16 人以内の範囲内かつ、選任区分は 1 号理事「女子栄養大学長」、2 号理事「評議員のうちから 8 人以上 14 人以内」、3 号理事「学識経験者 1 人」となっており、現在数は 10 人である。また、理事長は理事総数の三分の二以上の議決により選任される。【資料 3-2-2】

理事会・評議員会は、3 月（予算）、5 月（決算）に定期開催され、その他、年に 2～3 回臨時に開催し、重要案件を審議する。

「寄附行為」第七条により理事会のもとに「常任理事会」を置き、理事会の機能を補完している。理事会の委任により、「学校法人香川栄養学園常任理事会規程」【資料 3-2-4】に則り経営の基本方針、全般的業務執行方針、並びに重要な業務の計画・実施に関し協議し、決定する。理事中の 6 人で構成し、監事 2 人は出席し意見を述べるができる。原則、毎月開催し、必要により臨時開催している。【資料 3-2-5】

毎週 1 回、役員会を開催し、日常業務の円滑な執行のため必要な意見交換・調整、各部署の状況報告並びに常任理事会及び理事会・評議員会に諮るべき案件の事前協議の場としている。常任理事会メンバーが中心となり、学園・大学の運営に関わる事項について情報交換し、議論する。

平成 31・令和元(2019)年度中に開催された 7 回の理事会の委任状出席を除く実出席率は平均 72.8%であり、出席状況は適切である。【資料 3-2-6】

欠席時の委任状については、議事ごとに意思表示を求めている。

【エビデンス集】

【資料 3-2-1】 学校法人香川栄養学園 寄附行為 【資料 F-1】 参照

【資料 3-2-2】 評議員・理事・監事の選任区分等

【資料 3-2-3】 学校法人香川栄養学園将来構想委員会規程

【資料 3-2-4】 学校法人香川栄養学園常任理事会規程

【資料 3-2-5】 平成 31 年度 役員会・常任理事会 開催予定表

【資料 3-2-6】 理事会 開催状況（平成 31・令和元年度） 【資料 F-10-2】 参照

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事長が学園の将来構想についてリーダーシップを十分発揮できるような体制作りとして、学校法人香川栄養学園将来構想委員会を設置している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性およびその機能

平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の学校教育法第 92 条、93 条の改正で、大学運営における学長のリーダーシップ確立と、副学長、教授会等の役割見直しが実施された。

これに伴い学内では学則や学長に関する規程、副学長に関する規程、教授会運営規程など内部規程の見直しを行い、教育研究に関する重要事項の最終判断はすべて学長に集中させ、学長のリーダーシップの下、大学の運営ができるように学長の権限を強化するとともに、副学長の職務の見直し、学長補佐体制の強化を図った。【資料 3-3-1】

法改正の趣旨を踏まえて、本学の教育研究に関する事項の決定は、法改正以前は教授会が最終意思決定機関となっていたが、法改正後は学長が最終的に判断できるように学長の権限と教授会の役割を明確化した。

したがって、学長は教授会をはじめ学内の会議では発言権を有するが議決権を有しないとするいわゆるオブザーバーとしての出席者になり、最終判断を行うにあたって教授会等から参考意見を徴するとして、「女子栄養大学教授会運営規程」【資料 3-3-2】「女子栄養大学大学院研究科委員会」【資料 3-3-3】の改定を行った。

以上の通り学長の権限が明確化されることに伴い、学長はすべての校務について包括的かつ最終的に責任者としての権限を有するとともに、その前提のもとに大学運営における判断について責任を負うことになった。

学長業務を補佐する役割として、「女子栄養大学副学長の職務、選任等に関する規程」【資料 3-3-4】に基づき 2 人の副学長を置き、学長が告示により校務の分担を命じている。研究担当の副学長は、本学の使命・目的を実現するため本学の研究成果の社会・地域への還元を推進しており、教育・大学運営担当の副学長は、学部長等教学運営の経験を活かし学修者の要求に適切に対応している。

【エビデンス集】

【資料 3-3-1】 学務関係規程集（目次）※新設、改定、廃止一覧

【資料 3-3-2】 女子栄養大学教授会運営規程 【資料 2-3-4】 参照

【資料 3-3-3】 女子栄養大学大学院研究科委員会運営規程

【資料 3-3-4】 女子栄養大学副学長の職務、選任等に関する規程

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

「女子栄養大学学長の職務、選考等に関する規程」【資料 3-3-5】第 4 条に学長は、「人格が高潔で学識が優れ、建学の精神を顕揚し、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められる者」でなければならないと規定しており、その選考は学長選考委員会及び教授会の意見を十分考慮し理事会が決定し、理事長が任命する。

本学の学長は、その責任において教育研究に関する重要事項について教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。

さらに学長は、大学院、大学、短期大学部の一体的運営を図るため「学長室会議」【資料 3-3-6】を招集し、自ら議長となって学則で定められた審議事項のうち大学院、大学、短期大学部の二者以上に共通する事項、その他の重要事項について協議を行い、その結果は教授会等に報告して周知を図っている。

学長は教学系の会議に出席する権限を有しており、現状、問題点を常に把握して教学と法人のバランスを取りながらリーダーシップを発揮し、適切な教学運営を図っている。

また、平成 27(2015)年度に教育改革に取り組む教職員又は組織を財政的に支援する「教育改革支援経費」【資料 3-3-7】、平成 29(2017)年度に学生による学術・芸術活動、課外活動又は社会活動等の顕著な成果を顕彰する「学長奨励賞」【資料 3-3-8】を設け、教職員と学生双方の意欲向上を図っている。

【エビデンス集】

【資料 3-3-5】 女子栄養大学学長の職務、選考等に関する規程

【資料 3-3-6】 香川栄養学園学長室会議に関する規程

【資料 3-3-7】 香川栄養学園教育改革支援経費に関する規程

【資料 3-3-8】 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部学長奨励賞規程

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法の改正に伴い、大学運営における学長のリーダーシップ強化によるガバナンス改革を今後推し進めるにあたり、これらに関する教職員の意識改革の周知徹底をいかに図るかが今後の改善課題の一つである。すなわち、学長権限と教授会の位置づけ、学長権限と副学長の任務などを学内に周知させ、権限と責任の不一致が生じないように学長のリーダーシップが有機的かつ効果的に発揮できる環境づくりの強化に努めていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人としての意思決定において、理事会と評議員会は「寄附行為」【資料 3-4-1】に基づいて適切に運営されており、教学としての意思決定においては、教授会も基準項目 3-

3 で記載したように学校教育法の改正趣旨に基づいて見直しを行い、学長と教授会の関係も適切に運営されている。

また、副学長 1 人が理事であることで、人的な方法においても理事会と教授会意思疎通がスムーズに行えるようにしている。常任理事会では構成員である各理事が規定に従って役割を分担している。【資料 3-4-2】

【エビデンス集】

【資料 3-4-1】 学校法人香川栄養学園 寄附行為 【資料 F-1】 参照

【資料 3-4-2】 常任理事会構成員

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

学長は、理事会・評議員会に出席し、教学部門の運営状況を毎回報告している。また、教学部門からの提案議案についても、学長より説明をしている。

監事は「寄附行為」【資料 3-4-1】第十二条の規定に従い選任されている。

監事は理事会及び毎月開催される常任理事会に出席し、業務及び財産の状況について把握している。また、決算期には会計監査人（監査法人）並びに内部監査委員会委員長との意見交換を実施している。

平成 31・令和元(2019)年度の監事の出席状況は [図表 3-4-1] の通りであり、適切であると判断する。

[図表 3-4-1] 平成 31・令和元(2019)年度 監事出席状況

開催日	監事 A	監事 B	開催日	監事 A	監事 B
4 月 23 日常任理事会	○	○	10 月 26 日常任理事会	○	○
5 月 21 日常任理事会	○	○	11 月 26 日常任理事会	○	○
5 月 28 日理事会	○	○	12 月 3 日理事会	○	○
6 月 18 日常任理事会	○	○	12 月 24 日常任理事会	○	○
7 月 23 日常任理事会	○	○	1 月 21 日常任理事会	○	○
7 月 30 日理事会	○	○	3 月 10 日常任理事会	○	○
9 月 3 日常任理事会	○	×	3 月 24 日理事会	○	○
9 月 24 日常任理事会	○	○	3 月 31 日理事会	○	○

評議員は「寄附行為」【資料 3-4-1】第二十四条に基づき理事会において選任されている。選考規程については理事と同様に整備中である。評議員会の運営は「寄附行為」に基づいて適切に行われており、意見聴取等が行われ学園運営に反映されている。

評議員の出席状況は [図表 3-4-2] の通りである。

[図表 3-4-2] 令和元(2019)年度 評議員出席状況

開催日	現在数	出席者 () 内は委任状出席者	実出席率
5 月 28 日評議員会	31 人	24(7)人	77.4%
7 月 30 日評議員会	31 人	22 (8)人	70.9%

12月3日評議員会	31人	17(13)人	54.8%
3月24日評議員会	31人	16(14)人	51.6%

【エビデンス集】

【資料 3-4-1】 学校法人香川栄養学園 寄附行為 【資料 F-1】 参照

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

平成 27(2015)年 4 月から新理事長が就任し、それまでの学長が理事長を兼務する体制から理事長専任の体制となったが、平成 28(2016)年 3 月に学長が辞任して学園長となったため、4 月から理事長が学長に選任され、再び理事長が学長を兼務する体制となった。しかし、理事長には、副理事長と常務理事が業務執行においてサポートする体制が取られており、新理事長がリーダーシップを発揮することができるようにしている。

理事長と各事務部長等との業務連絡会として部長会を設置し、現状・課題の把握に努め直接意見交換を実施すると共に、理事長の考えも指示伝達し直轄プロジェクトの立ち上げを行っている。【資料 3-4-3】

【エビデンス集】

【資料 3-4-3】 部長会スケジュール

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

ガバナンス体制のチェック機能として内部監査・業務監査については理事会・評議員会活動及び公的研究費の研究活動関係では実施しているものの、全体としてはまだ十分な制度整備に至っていない。法人及び教学の適切な運営のため、また監事の機能を高めていくために令和 2(2020)年 4 月に学校法人香川栄養学園監事監査規程を制定した。今後は、学校法人香川栄養学園内部監査規程の改定施行が課題である。

本学園の運営においてリーダーシップとボトムアップはバランスよく機能していると判断しているが、本学園がより発展していくためにはボトムアップでの改革提案がより活発になることが必要であると考え。そのためには教職員一人一人が本学園の建学の精神を踏まえて将来を考える方向性を合わせていく必要があり、今後の将来構想委員会の活動の一つの柱に据えていくことを計画し、推進している。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学園においては、平成 6(1994)年から「部・担当制」を取ってきており、職位呼称も「部長心得」「部長待遇」「担当責任者」「担当責任者心得」「担当責任者心得待遇」としてきた。このことは学外から見たときに名称が分かり難いだけでなく、職位と身分が混在しどの役職がラインの責任者なのか分かり難い状況にあった。

このことを解消するために、平成 26(2014)年 7 月から学園改革推進会議のもとに事務部長数名によるワーキンググループを立ち上げて検討を重ね、平成 26(2014)年 9 月に身分と職位を分け部課長制を導入することの報告書【資料 3-5-1】を提出、その後総務部を中心に整備を進め、平成 27(2015)年 4 月から実施した。これに伴い、部・担当も部・課とすることとし併せて実施し、業務遂行のための責任の明確化と組織制度の再整備の第一歩を踏み出した。【資料 3-5-2】

また、この部・課制実施に伴い若干事務組織の見直しも行い、学校教育法改正の趣旨を踏まえ学長のサポート体制を強化する観点から、学務部を改組転換し学長室を設置した。今後も継続して役割と責任を明確にするための改組および部、課単位の見直し、人員の再配置を計画立てて実施してゆきたい。

本学園においては、年齢構成等に偏りが生じ、将来の人事構成が課題となっている。そのことを少しでも解消するために、平成 26(2014)年度から職員の公募を行い、平成 27(2015)年から 29(2017)年の 3 年間で 8 人の新入職員を採用した。今後 10 年間は人件費抑制との調整をはかりながら若干名の新入職員の公募を行い、年齢構成の是正と後継者養成を行っていくことを計画している。【資料 3-5-3】

【エビデンス集】

【資料 3-5-1】 報告（部長会ワーキング・グループ）

【資料 3-5-2】 学校法人香川栄養学園事務組織分掌規程

【資料 3-5-3】 学校法人香川栄養学園 事務職員 募集要項

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行については、副理事長 1 人と常務理事 1 人となり、前者を教学業務担当とし、後者を法人業務担当として、管理体制を構築している。

上記 3-5-①で述べたように管理職呼称の再整理を行い、管理体制の再構築に着手したところである。ライン職、スタッフ職についても整備し、部課内での指示命令系統を明確にして、事務業務を強化した。[図表 3-5-1]

[図表 3-5-1] 資格職位改正表

平成 27 年 3 月まで	改正後		
	資格	職位	
		ライン職	スタッフ職
部長	参事	部長	
部長心得			
部長待遇	参事補		次長
担当責任者	主事	課長・料理長	
担当責任者心得	副主事	課長	
担当責任者心得待遇	主事補		課長代理

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

今後の学園発展のためには職員力（資質・能力）を高める必要があるとの認識に立ち、平成 22(2010)年度から組織的に SD(Staff Development)研修会に取り組んでいる。平成 26(2014)年度は、定例で行っている外部講師を招いての新入職員研修、一般職研修、管理職研修は予定通り実施した。SD 研修については、平成 30(2018)年度は、東京女子体育大学と「大学間連携 SD 研修会」を共催で 2 回（7 月、11 月）に実施した。この SD 研修では、他大学の状況を知る機会となり、また業務上の情報交換を通じ業務改善や業務改革につながる研修となった。令和元(2019)年度は初めての試みとして海外危機管理シミュレーション研修を実施した。これは、実際に学生が海外研修先で事故に遭遇した状況をシミュレーションした研修で、全員が一丸となってそれぞれの役割と責任を果たし対応する事の重要性を確認した。【資料 3-5-4】

【エビデンス集】

【資料 3-5-4】SD 研修会開催一覧

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

部・担当制から部・課制への事務組織の変更において、混乱を避けるために基本的には担当を課に置き換えることにより実施した。その為、学園の規模から見たときに業務単位として細分化され過ぎている部分も見受けられる。今後は、事務分掌を再点検しながら学園規模に合った効率的な事務組織を策定し、整理していく。

管理職の呼称整理は行ったが、職務権限については見直しを行っていない。今後の課題としては、事務組織と共に職務権限の見直しを行い、より効率的な事務運営のあり方を検討する。

今までの外部講師を招いての SD 研修は、事務職員としての資質向上に視点があつた。このような SD 研修は継続していくこととしているが、平成 28(2016)年度からは若手教職員による課題解決型研修を実施し、「タブレットを使用したペーパーレス化」を具体化して、30 年度 4 月より導入することができた。今後は、FD 委員会との共同開催研修など教職員一体となった研修を計画している。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中長期的計画として検討開始となる案件や留意事項は以下の通り。

- ① 平成 28(2016)年 4 月からの専門学校調理師科入学定員 40 人増員。
- ② 平成 29(2017)年 4 月からの栄養学部二部募集停止（同 32(2020)年 3 月廃止）、及び栄養学部二部入学定員 20 人の食文化栄養学科への振替（収容定員 80 人増）。
- ③ 従来から続けている駒込キャンパス近隣土地建物の購入と活用の継続。
- ④ 坂戸キャンパス隣接地の有効活用。

専門学校増員は増収。一方、栄養学部二部募集停止は収入減だが入学定員を食文化栄養学科に振替えることで、同学科教育充実のための追加経費を考慮しても学費格差により差し引き一定の増収を見込む。

駒込キャンパス近隣土地建物購入は予てより必要資金の第 2 号基本金の組入れと連動して時間をかけて計画的に進め、実際の校舎整備開始までは購入物件を賃貸や駐車場として安定収入を得ている。坂戸キャンパス隣接地は過去に財務省からグラウンドとしての使用を条件に購入を受けたが、10 年に亘る用途制限が既に外れたことで賃貸に供することになり、収入増に寄与している。

令和元年の消費増税に際し経費自然増として 4 千万円程度見込まれたが、消費増税分を学費に転嫁できないことを理解して頂きながら、各予算部署の工夫と努力で吸収することを目指した結果、学園全体では経費の削減に成功した。

中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立するには、安定した学生確保が最重要であるが、今後 18 歳人口が減少していくため、大幅なコストの削減が避けられない状況であると考えている。従来以上に学生確保のリクルート面での努力と、その基盤になる教育の質の向上に積極的に取り組むことに加えて、教職員の協働により急減する補助金を挽回することも喫緊の課題である。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により令和 2(2020)年度は、想定外の支出が発生し補正予算を組むことが必至の状況だが、支出の一部に寄付金を充てると同時に、当初予算で予定していた大型支出案件を先送りにするなどにより収支のバランスの確保に努める。今後も新型コロナウイルスの影響は想定を超える可能性があるため、今後の予算策定においては予備費の額を従来よりも大きくとることが必要であると考えている。

女子栄養大学

平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度までの 3 年間、大学の事業活動収支の推移は [図表 3-6-1] の通りである。

女子栄養大学

[図表 3-6-1] 大学の事業活動収支の推移

事業活動収支の推移

(単位:千円)

		科 目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	3,847,888	3,869,365	3,894,634
		手数料	51,557	46,518	43,168
		寄付金	1,375	0	70
		経常費等補助金	191,457	184,131	151,509
		付随事業収入	132,879	131,297	121,697
		雑収入	6,462	6,224	8,497
		教育活動収入計(1)	4,231,618	4,237,535	4,219,574
	事業活動支出の部	人件費	1,754,937	1,684,635	1,698,923
		教育研究経費	1,102,316	1,052,658	1,040,132
		管理経費	323,475	299,551	357,127
		徴収不能額等	0	0	△ 1,257
教育活動支出計(2)		3,180,729	3,036,844	3,094,925	
教育活動収支差額(3) = (1) - (2)			1,050,889	1,200,690	1,124,649
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	161,389	162,272	101,735
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計(4)	161,389	162,272	101,735
	事業活動支出の部	借入金等利息	3,765	2,466	1,314
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計(5)	3,765	2,466	1,314
	教育活動外収支差額(6) = (4) - (5)			157,624	159,806
経常収支差額(7) = (3) + (6)			1,208,513	1,360,497	1,225,070
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額			
		その他の特別収入		229	2,060
		特別収入計(8)		229	2,060
	事業活動支出の部	資産処分差額	9,580	20,119	17,880
		その他の特別支出	1,289	1,002	306
		特別支出計(9)	10,869	21,121	18,186
	特別収支差額(10) = (8) - (9)			△ 10,869	△ 20,892
基本金組入前当年度収支差額(12)*			1,197,644	1,339,604	1,208,943
基本金組入額合計(13)			△ 130,746	△ 116,427	△ 188,419
当年度収支差額(14) = (12) - (13)			1,066,897	1,223,177	1,020,524
前年度繰越収支差額(15)			10,312,547	11,379,444	12,602,621
基本金取崩額(16)					
翌年度繰越収支差額(17)*			11,379,444	12,602,621	13,623,145
事業活動収入計(18) = (1) + (4) + (8)			4,393,007	4,400,036	4,323,368
事業活動支出計(19) = (2) + (5) + (9)			3,195,363	3,060,432	3,114,425
人件費比率(人件費/経常収入)			39.9%	38.3%	39.3%
教育研究経費比率(教育研究経費/経常収入)			25.1%	23.9%	24.1%

女子栄養大学

基本金組入前当年度収支差額は1,197百万円から1,339百万円で推移し、当年度収支差額は1,020百万円から1,223百万円といずれも毎年度収入超過となった。支出の主要3項目、人件費、教育研究経費、管理経費はいずれも概ね安定傾向で推移した。人件費比率は40%前後、教育研究経費比率は23.9%から25.1%で推移した。

このように大学の財務運営は順調だが、本学園は「食と健康」に関する教育研究・人材育成・普及啓発の分野で多彩な活動を創設以来展開している。

学校法人全体の過去3年間の実績を見ると、[図表3-6-2]の通りである。

女子栄養大学

[図表 3-6-2] 法人全体の事業活動収支の推移

事業活動収支の推移

(単位:千円)

		科 目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	4,865,197	4,867,221	4,831,226
		手数料	62,800	56,402	52,237
		寄付金	39,633	146,993	32,057
		経常費等補助金	276,800	237,813	208,704
		付随事業収入	436,726	387,364	367,867
		雑収入	70,775	64,254	105,349
		教育活動収入計(1)	5,751,931	5,760,046	5,597,440
	事業活動支出の部	人件費	3,009,773	3,012,566	2,963,328
		教育研究経費	1,639,358	1,555,965	1,497,427
		管理経費	812,360	826,925	845,082
徴収不能額等		△ 2,189	△ 580	△ 1,097	
教育活動支出計(2)		5,459,302	5,394,875	5,304,739	
教育活動収支差額(3) = (1) - (2)			223,846	357,056	292,700
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	221,638	214,253	140,397
		その他の教育活動外収入	21,000	21,000	18,000
		教育活動外収入計(4)	242,638	235,253	158,397
	事業活動支出の部	借入金等利息	10,541	8,670	4,979
		その他の教育活動外支出	0	0	
		教育活動外支出計(5)	10,541	8,670	4,979
教育活動外収支差額(6) = (4) - (5)			232,097	226,583	153,418
経常収支差額(7) = (3) + (6)			455,943	583,639	446,118
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	0	0	
		その他の特別収入	4,791	0	3,648
		特別収入計(8)	4,791	0	3,648
	事業活動支出の部	資産処分差額	40,061	18,920	18,924
		その他の特別支出	0	1,811	483
		特別支出計(9)	40,061	20,731	19,407
特別収支差額(10) = (8) - (9)			△ 35,270	△ 20,731	△ 15,759
基本金組入前当年度収支差額(12)*			420,673	562,908	430,359
基本金組入額合計(13)			△ 603,696	△ 302,950	△ 362,848
当年度収支差額(14) = (12) - (13)			△ 183,023	259,958	67,510
前年度繰越収支差額(15)			366,644	206,621	542,446
基本金取崩額(16)			23,000	0	100,000
翌年度繰越収支差額(17)*			206,621	466,579	709,956
事業活動収入計(18) = (1) + (4) + (8)			5,930,577	5,987,184	5,759,485
事業活動支出計(19) = (2) + (5) + (9)			5,509,904	5,424,277	5,329,126
人件費比率(人件費/経常収入)			50.8%	50.3%	51.5%
教育研究経費比率(教育研究経費/経常収入)			27.7%	26.0%	26.0%

基本金組入前当年度収支差額は 420 百万円から 562 百万円で推移したが、当年度収支差額は 183 百万円のマイナスから 259 百万円のプラスという推移結果だった。支出は、人件費と管理経費は横ばい、教育研究経費は減少傾向で推移している。

この 3 年間は全学的努力により学生生徒確保が順調で学生生徒等納付金が安定して増加したが補助金は減少傾向がみられる。

支出削減の努力は必須であり、人件費の抑制はアルバイト、派遣職員、超過勤務の効率化、教職員数の見直しや若返りなど、計画的逡減や伸びの抑制を基本とする。教育研究及び管理経費は、特に経費を要する施設・設備の充実につき校舎整備審議委員会【資料 3-6-1】で教職員が厳密に審議し、計画的に実施する、執行段階では相見積りや競争入札等で予算以下の支出となる努力をしている。こうした運営で事業活動収入は 6,000 百万円近くとなる一方で、支出削減の努力も効果がみられている。

このような推移を踏まえ、今後も 6,000 百万円以上の事業活動収入を目指すと同時に支出は抑制することで、中長期的にも収支バランスを改善し続けることが安定した財務基盤に向けた課題である。【資料 3-6-2】

【エビデンス集】

【資料 3-6-1】 学校法人 香川栄養学園 校舎整備審議委員会規程

【資料 2-9-1】 参照

【資料 3-6-2】 収支予算書

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

「2018 年問題」に突入し、18 歳人口減少の中、学生確保はさらに重要性を増すので、増員後の食文化栄養学科の定員確保にまずは注力する。人件費では、団塊世代職員（65 歳）と教員（70 歳）の定年退職を通じて、計画的に量的な厳選と若返りを図る。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠した「学校法人香川栄養学園経理規程」【資料 3-7-1】及び「学校法人香川栄養学園資産運用細則」【資料 3-7-2】、「事務職員職務権限規程」【資料 3-7-3】、「固定資産及び物品管理規程」【資料 3-7-4】等諸規程が整備され、これらに

則り適切に会計処理がなされている。処理上で不明な点は、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士、税務署等に問合せ、適切な指導を受け業務を遂行している。

なお、当初予算の大科目に大きな数字の変動が発生することが明らかになった場合には補正予算を作成している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-1】 学校法人香川栄養学園経理規程

【資料 3-7-2】 学校法人香川栄養学園資産運用細則

【資料 3-7-3】 事務職員職務権限規程

【資料 3-7-4】 固定資産及び物品管理規程

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査法人（興亜監査法人）の会計監査は、毎年 14 日程度、概ね 3 人体制で実施され、平成 31・令和元(2019)年度は 15 日実施された。監査内容は、台帳、証憑書類、契約書等の厳正な照合が中心で、終了後に公認会計士と会計担当者が必ず意見交換する。

学園監事は 2 人、毎月末に開催の常任理事会に出席し、財務及び学務運営全般の状況を把握している。毎年 5 月中旬までに理事長が学園監事に決算概要を報告し、監査法人・学園監事・学園代表者による意見交換を実施する。【資料 3-7-7】

その後、理事会・評議員会において学園監事が運営状況の適正につき監査報告する。【資料 3-7-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-5】 監査予定表

【資料 3-7-6】 監事監査報告書

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

諸法令の改正動向に留意し、関連諸規程の見直し、改訂を適宜行う。事務職員の会計知識の向上を図るとともに、公認会計士、税理士及び監事との連絡を密にとり、継続して適切な会計処理を行っていく。

【基準 3 の自己評価】

本学園は使命・目的を果たすため法令、寄附行為、諸規程などに基づいて適切に運営されるよう、継続的に努力しており、今日の急激に変化する社会情勢に対応出来得る体制づくりが求められている。また、情報公表も適切に行われている。理事会・評議員会も適切に機能し、法人運営を行っている。

第二次中期計画策定を令和 3(2021)年度に公表すべく、法人内のそれぞれの部署でワーキングチームを起ち上げ、策定を行う予定であり、PDCA サイクルを継続してその実現に取り組んでいく。

大学の意思決定において、学長のリーダーシップが発揮できるように補佐体制も整備しており、教学としての意思決定が円滑に行われている。また、法人と教学の意思疎通につ

いても、本学の特質を考慮しながらの仕組みを作っており、コミュニケーションも適切に行われている。

法人の財産、理事等の役員の業務遂行状況については、監事監査規程を制定し、監事の役割を明確にすることで、理事会とともに適切に状況を把握し、法人運営をチェックしている。また、評議員会と理事会の関係も適切に機能している。

財務については、収支バランスを確保し安定した財務基盤を構築しているが、今後については、18歳人口の減少、他大学の参入による競争激化等、不透明要因が多く、中長期計画に基づく財務運営を行うことで、更なる基盤の拡充を図る必要がある。

会計処理については、関連諸規程を遵守している。学園監事及び監査法人の指導を受けながら適切に業務を遂行していると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に則した自主的・自立的な自己点検・評価

本学園全体としては、自己点検・評価を推進するため平成 4(1992)年 6 月に理事長提案により自己点検・評価委員会を設けたことに始まった。その後、学校教育法の改正により認証評価の受審が義務化されたことを受けて平成 17(2005)年に「学校法人香川栄養学園自己点検・評価委員会規程」【資料 4-1-1】を設け、自己点検・評価組織の見直し等を行っている。

メンバーについては、発足当初から一貫して全員参加型の組織を目指していたが、規程制定の機会に、委員会のもとに各学校・法人の部会を作り小回りの効く組織に組み替えて迅速・柔軟な対応を可能にした。

本規程の第 1 条第 2 項で「委員会は、建学の理念・目的、教育・研究内容及び管理・運営内容の全般の状況につき、学校教育法第 109 条に基づく認証評価に関わる評価領域及び項目をも踏まえて、学園独自の自己点検・評価を実施することを任務とする」と規定しており、大学・短期大学部・専門学校がそれぞれの評価項目で自己点検・評価を実施している。

大学については、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準を踏まえた点検・評価を行っている。

【エビデンス集】

【資料 4-1-1】 学校法人香川栄養学園自己点検・評価委員会規程

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価体制については、「学校法人香川栄養学園 自己点検・評価委員会規程」に定められており、委員会に置かれた大学部会・大学院部会・法人部会が自己点検・評価における具体的な点検作業を行っている。【資料 4-1-2】

部会は大学部会長を栄養学部長、大学院部会長を大学院研究科長、法人部会長を総務部長が務め、規程で定められたメンバーの他、部会長が指名した教職員が加わることになっている。

また、各部会長は点検・評価作業の取りまとめ他、必要に応じて他の部会との調整を行い、結果を自己点検・評価委員会に報告する。委員会は報告を受け、建学の理念・目的に

照らして教育・研究、管理・運営等の点検・評価を行ない、改善が必要な場合は、理事会に改革・改善を求めることができる。

なお、部会のメンバー、点検の進め方については、それぞれの部会規程で定めており、適切に運営されている。

【エビデンス集】

- 【資料 4-1-2】 自己点検・評価委員会「女子栄養大学部会」規程
- 自己点検・評価委員会「女子栄養大学大学院部会」規程
- 自己点検・評価委員会「女子栄養大学短期大学部会」規程
- 自己点検・評価委員会「専門学校部会」規程
- 自己点検・評価委員会「法人部会」規程

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価については、平成 18(2006)年度から規定により、毎年度、実施している。認証評価については 7 年ごと、次回は令和 4(2022)年度の受審を予定している。【資料 4-1-3】

【エビデンス集】

- 【資料 4-1-3】 学園ウェブサイト>大学認証評価 評価結果 自己評価報告書
<http://www.eiyo.ac.jp/daigaku/information/jihe.html>

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も各部会間での連携を密にし、さらにきめ細かい自己点検・評価を行っていく。引き続き毎年度、実施していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価報告書作成時には、エビデンスに基づいた報告書作成を行なっている。エビデンスデータについては、透明性、正確性を期すために学内で集積しているデータを基準に作成している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

平成 2(1990)年から平成 27(2015)年まで理事長の提案で毎年「学園動向データ」として各部署の数値化できるデータを集積していたが、IR(Institutional Research)への展開について別途検討を進めているところである。学内には「学園動向データ」を始め、「学校基本調査」等の調査、「事業報告」、「情報公表」、自己点検・評価「エビデンス集」等のデータがある。整合性に配慮し、自己点検・評価を作成するにあたっては正確なデータの収集と検証を心がけている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「香川栄養学園 自己点検・評価委員会規程」で「自己点検・評価は原則として学校ごとに毎年実施し、その結果につき自己点検・評価報告書を作成するものとする。」としている。本規程が制定された平成 17(2005)年度より平成 19(2007)年度までは報告書は印刷して冊子にし、全教職員、他大学等に配付していたが、平成 20(2008)年度以降は、規程を「学園ウェブサイトにより公表するものとする。」と改定し、学園ウェブサイトでの掲載に変更し学内共有と社会への公表を図っている。【資料 4-2-1】

【エビデンス集】

【資料 4-2-1】 学園ウェブサイト>大学認証評価 評価結果 自己評価報告書

<http://www.eiyo.ac.jp/daigaku/information/jihe.html>

【資料 4-1-3】 参照

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では「学園動向データ」を集積してはいるが、データベースとして構築されていないこともあり、IR(Institutional Research)の機能としては発展途上である。

今後は、大学の公共性、質保証の観点からも、情報分析、情報発信等が重要であるという認識から、平成 27(2015)年 4 月に学園改革推進会議に「IR 専門部会」【資料 4-2-2】を立ち上げ、現在のデータの整理統合、新たな課題の提起に取り組み、IR としての機能を整備して大学の意思決定に貢献することを目指している。その活動の一端として、入試区分と卒業時状況との関連性の検証、自学自修アンケートの実施等を行っている。

【エビデンス集】

【資料 4-2-2】 学園改革推進会議 IR 専門部会に関する内規

【資料 2-3-7】 参照

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

評価の方法に関しては、「学校法人香川栄養学園自己点検・評価委員会規程」【資料 4-3-1】で「委員会は各部会から報告を受け、建学の理念・目的に照らして教育・研究、管理・運営等の点で、本学園の教育・研究の水準の向上ひいてはこれが十分社会的に機能しているかどうかにつき点検・評価を行なう。」と定められ、改善の推進に関しては「委員会は、自己点検・評価報告書を理事会に報告し、必要ある場合は理事会に改革・改善を求めることができる。」と定めている。

実際の運用としては、各部会が自己点検・評価の基準項目ごとに現状の点検・評価を行ない、改善の必要があれば改善計画を策定する。この結果については次年度の自己点検・評価報告書作成時に実施・評価・改善についてチェックし、計画どおり実施されていなければ、改善方策を立てるが、学園全体におよぶ内容となれば規程により理事会に改革・改善を求める。

【エビデンス集】

【資料 4-3-1】 学校法人香川栄養学園自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-1】 参照

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

従来から自己点検・評価委員会を中心として自己点検・評価報告書を作成する過程で PDCA を回すよう努力しているが、平成 28(2016)年 3 月 29 日の理事会・評議員会において平成 28(2016)年度からの 5 年間を対象とした「学園中期計画」が承認されて以降それに基づく達成度の把握や未達の原因分析、改善策立案ができるようにしている。

なお、令和 3(2021)年度からの 5 年間を対象とする「第 2 期学園中期計画」は、令和元(2019)年 7 月に設置された学校法人香川栄養学園将来構想委員会【資料 4-3-2】において策定が進められている。

【エビデンス集】

【資料 4-3-2】 学校法人香川栄養学園将来構想委員会規程

【基準 4 の自己評価】

本学は「食と健康」に特化した単科大学であり、「食により人間の健康の維持・改善を図る」という建学の精神のもと、教育・研究に邁進すると共にこの礎となる経営の健全化に努力している。

毎年、自己点検・評価を実施することは、建学の精神に基づいた教育の質保証を検証す

るものであり、報告書を公表することで社会への説明責任を果たしていると自負しており、評価に値すると考える。

　　今後は更なる教育の質向上に資するため、PDCA サイクルを強化し、自己点検・評価に反映させていく。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

栄養学の実践を標榜する本学は、建学の理念である「食を通じ人間の健康の維持・改善を図る」ことの具体化を目指し、理念の共有、発展的な相互補完、社会貢献にかなう連携、協力を推進している。このことにより

- ・大学の知的成果（財産）を社会に還元する
- ・社会の発展に寄与する
- ・社会ニーズへの応答感度を高め、大学における知的生産性（研究能力）の向上を図る
- ・実学教育の場における学生への「生きた教材」の取得を図る

ことの実現に努めている。

近年、食や健康への社会的ニーズの高まりとともに、それらをめぐる課題が多様化・複雑化する中で、本学園が取り組む社会連携活動への要請も増し、その内容も多岐にわたっている。こうした様々な要請に対応できるよう、また、誰一人取り残さず、食を通して健康になれる社会の実現に寄与できるよう、本学ならではの社会連携活動の拡大・強化を図ってきた。その結果、平成 19(2006)年に初めて包括連携の協定を結んで以降、令和元(2019)年度末までの産官学連携協定数は 126 件、個別の契約での取組を含めると 217 件にのぼり、それに伴い、様々な形で物的・人的資源の社会への提供が進んでいる。

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

大学施設の開放においては、「知」の集成体である図書館を、埼玉県坂戸市、鶴ヶ島市在住の市民に開放し、書籍閲覧のほか、複写、IT 端末等各種サービスの利用も認めている。また女子栄養大学の学生食堂では、衛生管理の観点から手洗いの実践とともに、四群点数法に基づいた栄養バランスのとれた食事の体験の機会をイベント時や大学訪問の高校生等を対象に提供している。

リカレント教育に関しては、管理栄養士、栄養教諭や養護教諭等、専門職として働き続けるための様々な学びの機会を提供している。

外食などで健康的な商品選択に資する食環境整備を推進するための人材育成としては、大学院の履修証明プログラムを利用した食環境整備に関わる高度人材育成プログラムを平成 28 年度から開始し、令和元(2019)年度は 12 名が受講した。

これまで取り組んできた栄養教諭や養護教諭の人材育成の実績を生かし、平成 21(2009)年から導入された教員免許更新制に伴う免許状更新講習（必修領域 1 講習、選択必修 1 講習、選択領域 2 系統〈食・養護〉各 3 講習）については毎年開講し、令和元(2019)年には延べ 772 人が受講した。

また、東京都教職員研修センターとの連携による講座は、平成 21(2009)年度から実施し（現在は隔年での実施）、令和元(2019)年度には都内公立学校の家庭科教員約 70 名が参加した。

平成 23(2011)年に協力協定を締結した埼玉県教育委員会の依頼により、毎年実施している県立高校教員を対象とした研修は、令和元(2019)年度には全国的な家庭科実践研究会の一環として実施し、家庭科教員約 40 名が参加した。また、平成 30(2018)年度より本学は長期派遣研修の外部機関となり、埼玉県立学校教育指導向上推進教員養成研修として養護教諭を受け入れ、研究に取り組む環境も整えている。

大学が関与する公開講座に関しては、専門性の高い内容から日常生活に役立つ内容まで、社会のニーズや対象者の状況に応じて様々な講座を展開している。本学栄養科学研究所主催の専門的公開講座は、年 2 回（春・秋）、通常 100 人の定員で開催する。一般向け公開講座は、大学所在地の坂戸市を中心とした地域の住民を対象に 20 年以上にわたり開講しており、令和元(2019)年度は約 300 人が受講した。また、埼玉県内 15 大学で結成する「彩の国大学コンソーシアム」、駒込キャンパスのある豊島区と区内 7 大学が協働で取り組む「としまコミュニティ大学」では各大学の特色を活かした講座が、毎年企画・開催され、本学教員が講師として参加している。

栄養学をいつでも、どこでも、誰でも学べるよう、通信教育による講座も展開している。「栄養と料理講座」は、昭和 39(1964)年に開講し、現在では、本学が開発した食事法「四群点数法」を使ってなにをどれだけ食べたらよいかの基本を学ぶ「一般講座」と専門料理や治療食などを学ぶ「専門講座」からなる内容に発展しており、令和元(2019)年度は、一般講座と専門講座をあわせ、630 人が受講した。管理栄養士を目指す方々を対象にした管理栄養士国家試験対策基礎力養成講座は、試験対策に役立つ基礎力をつけることをねらいに全 15 回の講座により開講し、令和元(2019)年度は 70 人が受講した。

さらに、高校生を対象に、建学の理念のもと、栄養学の実践を通して健やかな成長を支えていくことを目的に、「香川綾記念講師派遣事業」を平成 11(1999)年に立ち上げ、全国各地の高校からの依頼により、希望テーマに沿って講師を派遣する事業を展開している。令和元(2019)年度は、328 件の実施となり、受講者数は 1 万 7 千人に達した。現在では、中学校や専門団体、自治体など高校以外からの派遣依頼も増え、様々な要望に応じる形で実施している。また、近年、部活動を行う高校生の身体づくりや健康づくりのための基本となる食事についてのニーズも高まっていることから、平成 18(2006)年より、高校生アスリートとクラブマネージャーを対象にしたスポーツ栄養セミナーを実施している。年々、開催地域が地方へと広がり、令和元(2019)年度は、盛岡、水戸、仙台、横浜会場及び坂戸キャンパスで開催し、約 900 人が受講した。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会的要請に応える形で積極的に取り組むことで、協働するパートナーが増え、物的・

人的資源の提供とも、提供の機会が増加するとともに、提供方法や内容に関する質の向上にも取り組むことができている。今後は、コロナ禍など社会状況が大きく変化する中でも、安全で安心できる提供環境を確保しつつ、多様なニーズに応えられる体制が一層強化されるよう、社会提供を推し進めていく計画である。

A-2 教育研究上の企業や他大学との適切な関係の構築

《A-2の視点》

A-2-① 教育研究上の企業や他大学との適切な関係の構築

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 教育研究上の企業や他大学との適切な関係の構築

企業からの受託（共同）研究は、栄養科学研究所が仲立ちして契約を締結し、年平均 30 件を超える研究が実施されている。研究領域は食材の基礎研究、食材の身体に及ぼす影響、栄養改善、機能性評価、骨密度変化など多岐にわたっている。

テーマ分野では骨密度及び体脂肪に関する臨床試験、糖尿病予防の基礎研究、メタボリック・シンドロームなどがある。これらの基礎研究は、生産者が食品の安全性を高め、消費者の健康維持・増進の貴重なエビデンスとして食品製造企業活動の側面的な支援になっている。同時に学内においては、新しい研究分野の拡大につながり、学術研究発展の原動力となっている。

これらの研究の受け入れ及び実施に関しては、企業との適切な関係が保たれるよう、平成 23(2011)年に制定された「女子栄養大学受託研究等取扱規程」（平成 26 年、27 年、令和元年に改正）に基づき運用される体制が整備されている。また、医学倫理や社会倫理の観点からの適切さに関しては、「女子栄養大学研究倫理審査委員会規程」に基づき、必要な審査を受けた上で、研究を実施している。

令和元(2019)年度も含め、これまでこうした倫理に反する事案は生じていない。

また、社会連携の一環として取り組む企業や他大学との連携に関しても、包括連携に関する協定や委託事業等の個別契約を結ぶなど、取組内容の透明性に配慮した運営を行う体制を確保している。取り組んだ結果についても、HP 等を通じて社会に発信するなど、外部に公開するよう努めている。

社会連携における企業連携の現状に関しては、令和元(2019)年度末までで、企業との包括連携の協定数（一部団体を含む）は 29、個別契約数は 91 に上っている。また、他大学との連携の現状に関しては、令和元(2019)年度末までで、大学（一部研修機関を含む）との包括連携の協定数は 16 に上っている。このうち海外の大学は、令和元(2019)年度に新たに協定を結んだハノイ医科大学（ベトナム）を加え、9 大学である。

このほか、本学キャンパス周辺地域の他大学との協働体制に関しては、「彩（さい）の国大学コンソーシアム」（埼玉県西部地区にキャンパスを置く 15 大学が加盟）、「埼玉東上地域

大学教育プラットフォーム（TJUP）」（東武東上線沿線及び西武線沿線の大学がオブザーバーを含め 18 校加盟）に参加し、協力して地域貢献につながる活動を実施している。特に後者については、平成 30(2018)年度発足以来、幹事校の一つ及び会計担当校として参画、さらに令和 2(2020)年度より新設した 4 つの委員会のうち「キャリア支援委員会」の委員長校を務めている。この他、加盟大学間の人事交流（職員の相互出向）、共同 FD/SD、単位互換などに参加しており、「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TUJP）女子栄養大学推進委員会」を設置して様々な取り組みを推進している。【資料 A-2-2】

本学の産学官連携の詳細については学園ウェブサイトからも情報発信している。【資料 A-2-1】

【エビデンス集】

【資料 A-2-1】 学園ウェブサイト>社会貢献について>産学官連携について

<http://www.eiyo.ac.jp/daigaku/socialcontributions/partnership.html>

【資料 A-2-2】 埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TUJP）

女子栄養大学推進委員会規程

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

受託研究をはじめとした企業や他大学との連携については、倫理面での透明性を確保し、適切な関係を築く体制の維持が担保されるよう、今後も、各種規定について必要に応じて見直しが行える体制に整備しておく。

他大学との協働に関しては、単一大学の課題解決から埼玉県西部地区を魅力ある就学地域とする発想に転換し、協調の観点から各大学の独自性を発揮する共同体としての概念形成と実行項目に見直していく。

A-3 大学と地域社会との協力関係の構築

《A-3 の視点》

A-3-① 大学と地域社会との協力関係の構築

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 大学と地域社会との協力関係の構築

キャンパス所在地域とは極めて密接な連携が保たれている。特に栄養学部キャンパス所在地の埼玉県及び坂戸市、短期大学部キャンパス所在地の豊島区とは、この数年間で様々な社会連携活動を通じて協力関係が強化してきている。上記以外にも学生ボランティアが市の要請に応じるなど幾多の協力と良好な関係づくりが進行しており、地域連携は深化している。

社会連携における包括協定数は、令和元(2019)年度末までに、126 件ののぼり、広がり

をみせている。このうち自治体関係は 34 であり、埼玉県庁並びに埼玉県教育委員会、埼玉県内の 19 の市町等、また東京都内の 4 区市と包括協定を結び、それぞれの地域の課題に応じたテーマで、活動を進めている。

令和元(2019)年度の活動としては、

- ・親子クッキング教室、小中学校の食育の推進、高齢者のフレイル予防に向けた料理教室など、市民を対象にライフステージごとのきめ細かな健康づくり事業の企画・実施への支援

- ・認知症や脳梗塞等の予防効果に重点を置いた健康プロジェクトの一環として、調査・研究の支援や商品の共同開発、健康づくり指導の実施

- ・地域住民の健康づくりを応援するため、安くて、おいしくて、ヘルシーをコンセプトにお店独自の味を生かしながら考案した飲食店でのヘルシーメニューの開発協力

- ・食品ロス削減対策講座での調理方法やレシピの提供、備蓄食品を使った家庭でおいしく食べられる料理の提案

などがあげられ、地域住民の健康づくりやそれを支えるための地域社会づくりを、それぞれの自治体の要望に応える形で実施しているため、その内容は多岐にわたり、活動は深化している。

また、連携自治体は、北海道から沖縄まで広がり、人口 1 万人の町の健康増進や食育の計画づくりをサポートするなど、地域住民の方々の健康づくりに行政の方々とともに取り組むことで、その地域の健康を支える社会資源の一つに本学が位置づいている実践事例も出てきている。

また、これからの地域社会を担う子どもの健やかな成長を支えていくための高校との連携に関しては、令和元(2019)年度末までに 47 の高校と連携教育の協定を結び、このうち埼玉県内が 33 校、東京都内が 8 校である。高校生が大学訪問で学んだ内容を、生徒たち自らが作成した栄養新聞で校内に発信するという、主体的な実践事例もみられるようになってきた。さらに、「香川綾記念講師派遣事業」を活用した教育支援活動も広がり、そのテーマは、栄養学の実践方法としての食事のとり方や受験生のための食事、スポーツ活動中の食事や筋力アップのための食事、食のプロフェッショナルとしての仕事など、いずれも高校からの要望に沿って対応しているため、多岐にわたっており、量と質の両面において深化している。

本学の産学官連携の詳細については学園ウェブサイトからも情報発信している。【資料 A-3-1】

【エビデンス集】

【資料 A-3-1】 学園ウェブサイト>社会貢献について>産学官連携について

<http://www.eiyo.ac.jp/daigaku/socialcontributions/partnership.html>

【資料 A-2-1】 参照

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

社会連携については、大学の教学・事務両方の職域をまたいだ対応をすることになるため、統合して対応する窓口が必要となるとの観点から、平成 27(2015)年 4 月 1 日に広報戦

略室社会連携課を設置し、以降、取組みの強化が図られている。量的な拡大に加えて、今後は、SDG s の推進の観点など、さらに幅広い視点で、大学の社会貢献の推進を図っていく。

A-4 特色ある教育研究の提供

《A-4 の視点》

A-4-① 特色ある教育研究の提供

(1) A-4 の自己判定

基準項目 A-4 を満たしている。

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-① 特色ある教育研究の提供

1) 栄養クリニック【資料 A-4-1】

女子栄養大学栄養科学研究所の付置機関として女子栄養大学栄養クリニックを設置している。栄養クリニックは、昭和 44(1969)年、当時としてはもっとも早く食事指導を通じて、病気の予防、肥満治療に取り組んだ機関であり、本学における栄養学研究の成果を社会的に還元し、また、栄養学の実際的な効用を実証するための先駆的な研究施設でもあった。50 年以上の歴史を持ち、栄養の改善を通して、疾病の予防および健康の維持増進に社会的に寄与することを目的とし、所長、主任、スタッフを置いて以下の活動を行っている。熟練のスタッフによる学生への栄養管理の研修指導、および大学院生の研究、卒後管理栄養士業務の研鑽の場となっている。

ヘルシーダイエットコース

栄養クリニックでは、一般受講者を対象に、血液検査、身体測定、安静時代謝量測定、骨密度測定など皆様の健康状態をチェックし、医師・管理栄養士、看護師、運動指導員が、各々に合わせた食事・運動プランを立てる。個人の生活に適したものを、一人一人が無理なく長続きできるよう栄養クリニックのスタッフがサポートする体制を取っている。受講者は男女問わず、幅広い年齢層であり、自分自身又は家族の病気治療の食事療法を学び、さらに病気予防のために正しい食事法を学習することができる。コロナ禍では、見本献立となる昼食の提供を控えることとなったことから、新たに、腸内細菌叢検査や自宅自己採血などを取り入れ、自宅でできるリモートプログラムを展開している。

個別栄養相談（電話予約制）

自分の都合に合わせて相談日時が選べる栄養相談を展開している。必要な人に対しては、月に 1 度定期的に行われている外来を受診してもらい、血液・尿検査・身体計測を実施し、医師の診断に基づいて食事診断・アドバイスをあわせて行っている。

外来栄養相談実践講座

管理栄養士および保健指導スタッフのための栄養相談スキルアップのための講座を毎月行っており、1 年間通して 10 から 12 回の講座を連続して受講するシステムとなっている。ロールプレイングも含まれており、修了証を発行している。

栄養教育活動への助言

- ・ 企業（健康保健組合・スポーツクラブ他）や地域のグループ活動単位の個人指導
- ・ 栄養・食生活についての集団指導（講演）
- ・ 生活習慣病・肥満の予防と改善の資料紹介・作成
- ・ 機能性食品の臨床研究
- ・ 栄養価計算・食事分析
- ・ メディアコンテンツ監修。出演
- ・ 栄養関連、レシピ関連本の執筆、監修

2) 四群点数法【資料 A-4-2】

実践的な栄養・食事教育のベースとして、本学創立者考案による四群点数法を全学生に習得させている。また、長年にわたって卒業生たちが、その普及に努めてきている。

昭和 22(1947)年の学校給食開始とともに、子供たちが、良質のタンパク質、カルシウム、ビタミン B₂ などが豊富な牛乳（当時は脱脂粉乳）を飲みはじめると、みるみる健康状態が改善していくことを目の当たりにして、学園創立者香川綾は、戦前からの「主食は胚芽米、魚 1、豆 1、野菜 4」に牛乳を加えて、昭和 23(1948)年、これを「五つの基礎食品」へと発展させた。この「五つの基礎食品」から、昭和 28(1953)年に「七つの基礎食品」へとさらに発展させ、よりバランスのよい食品摂取を目指したが、食品群が多過ぎて、覚えにくいいため広く普及するには難点があった。

そこで、昭和 33(1958)年には「四つの食品群」に改めた。第 1 群=魚・肉、豆（タンパク質源）、第 2 群=野菜、芋、果物類（ビタミン・ミネラル源）、第 3 群=牛乳、卵（タンパク質、カルシウム、ビタミン B₂、ビタミン A など）、第 4 群=穀物、砂糖、油脂（エネルギー源）となっており、栄養的な特性によって分類され、たいへん覚えやすいものに改善された。

ところが、昭和 30(1953)年代、戦後復興から経済成長へと、日本人の食生活も急速に豊かになり、肥満や糖尿病等の成人病（当時）が増加。ただ食べれば良い、という時代から「なにを、どれだけ食べればよいか」を考えた食事法が必要となってきた。そこで、同一食品群からの食品選択、バランスのよい食品配合、熱量摂取の抑制の観点から、昭和 38(1963)年、現在の「四つの食品群」に改定した。

しかし、それまでのように食品の重量を指標にしたのでは、そのたびに「食品成分表」を参照する面倒があり、そこで香川綾は逆にエネルギー単位で食品の重量を把握するという方法を編み出したのである。つまり、食品 100g あたりのエネルギー値から 80kcal を 1 点とした「点数法」へと考え方を逆転させ、「香川式食事法」を提案した。特に、1 点 80kcal という設定は、だれにもわかりやすく、日常使用量に基礎を置いていたので実践しやすいというメリットがある。

この「四つの食品群」と「1 点 80kcal」をまとめ、昭和 48(1973)年、「四群点数法」が完成。以来、だれにもわかりやすく、エネルギー計算も簡単にでき、実行しやすい方法として現在まで幅広く活用されている。平成 24(2012)年度には「四群点数法研究会」が発足し、四群点数法の存続発展のための議論の場が設けられた。

3) 文部科学省後援事業「家庭料理技能検定」【資料 A-4-3】

「家庭料理技能検定」は、食生活に関する正しい知識を持つことと同時に、味がよく、見た目にも美しく、栄養バランスの良い料理を作ることができるようになることを目的とし、昭和 38(1963)年に「女子栄養大学調理技術検定」として始まった。昭和 62(1987)年には文部科学省認定となり名称を「家庭料理技能検定」に改称、平成 18(2006)年からは文部科学省後援の検定となった。

食育の普及に寄与する事業としてさらなる社会の要請に応えるため、平成 29(2017)年に、級、審査基準、検定料等の大幅な改革を行った。生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎の時期である小・中学生向けを 5・4 級とし、受験対象もあらゆる世代に拡大した。

後援先も、文部科学省に加え、農林水産省、厚生労働省、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国学校栄養士協議会、日本 PTA 全国協議会の 7 団体に拡大し、信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけられるよう、積極的に食育の推進に取り組んでいる。

検定合格者は履歴書の免許・資格欄に記載することができ、就職活動においては、調理技術の客観的証明として高い評価を得ている。成績優秀合格者には文部科学大臣賞、全国検定振興機構理事長賞、家庭料理技能検定会長賞等が送られる。本学においても全学生の受験を勧めている。

4) 雑誌『栄養と料理』

昭和 10(1935)年創刊の雑誌『栄養と料理』は、香川栄養学園の前身である「家庭食養研究会」の講義録や研究会の調査の結果を学園創立者香川綾が中心となって、研究生が雑誌にまとめたことに始まる。当初は営利を目的としたものではなく、栄養学や食文化の教育・研究・普及等が目的であった。戦時中も極めて有用な雑誌として紙配給が認められ、昭和 20(1945)年 1 月号まで刊行が継続された。一旦休刊を余儀なくされたが、戦後、昭和 21(1946)年 1・2 月合併号から復刊し、今日に至っている。

『栄養と料理』は、栄養学の知識を食卓に生かす、という創立者香川綾の言葉「栄養学の実践」を具体化した出版物であり、本学教育・研究の二つの柱を象徴するものである。

本学事業部「女子栄養大学出版部」は、月刊誌『栄養と料理』のほかに、『食品成分表』を中心としたデータ本、各種の健康書や料理書を刊行している。これらの出版活動を通して、最新かつ正しい情報を広く社会に提供し、人々の豊かで健康な生活に寄与している。

5) 農園体験実習

女子栄養大学坂戸キャンパスから徒歩 10 分に実習農園 (3,026 m²) を設置している。食を専門とする本学では、この農園で野菜等の栽培体験を特論科目「農園体験」(選択 2 単位)として、全学科専攻のカリキュラムに取り入れている。学生は所定面積を与えられ、希望の作物を栽培管理する。本学の特色ある教育の一環として、この農園体験実習を位置づけている。【資料 A-4-4】

6) 女子栄養大学生涯学習講師認定制度

本学は、卒業生の社会活動を支援するための独自の制度を設けている（平成10(1998)年）。以来、62回の認定が行われ、現在までに認定された講師は、372人である。制度の目的は、以下の通りである。

- ① 生涯学習の場における卒業生の活動をバックアップする
- ② 食・栄養・健康領域における啓発・教育・指導を通じて社会的要請に応える
- ③ 卒業生と学園の連携を深め、学園の基盤を強化する

生涯学習講師になることのできる者は、香川栄養学園（大学院、大学、短大、専門学校、社会通信教育、女子栄養学園）の卒業生（修了生）であることとし、生涯学習講師の認定を受けて登録した者は「女子栄養大学・生涯学習講師」の呼称を用いて社会的に自由に活動することができる。一定の条件の下に5年ごとに再登録することになっている。

申請資格は原則として、卒業（修了）後、次の所定年数を越えていること、または30歳以上であること、としている。

院・博士後期課程修了0年／院・修士課程修了2年／大学卒業4年／短大卒業6年／専・栄養士科・マイスター科卒業6年／専・調理師科／製菓科卒業7年／社会通信教育修了者「生涯学習1級インストラクター（栄養と料理）」資格保持者

認定審査は、学園に組織した認定委員会（委員長香川明夫学長）によって行う。認定基準は、生涯学習に関わる場で、原則として3年以上の講師活動歴を有することとし、講演・講義・講習・一般向著作・教材企画制作・展示会企画等、生涯学習にふさわしいと認められる活動はこれを活動歴に含める。また、別に「相当の社会活動歴を有する人」は特に認定することとしている。

なお、認定委員会が相応しくないと認めた場合は認定を取り消すことがある。

【エビデンス集】

- 【資料 A-4-1】女子栄養大学 栄養クリニック
- 【資料 A-4-2】健康さわやかカード
- 【資料 A-4-3】文部科学省後援 料検
- 【資料 A-4-4】学園ウェブサイト>女子栄養大学農園

<http://www.eiyo.ac.jp/nouen/>

(3) A-4の改善・向上方策（将来計画）

栄養クリニックについては、新たな対象者の拡大が求められており、本学の専門性を活かし、かつ今日的な社会ニーズに対応した事業展開が求められている。設置されている運営会議にて検討を進めることになっている。

四群点数法は戦後の栄養不足への対応から始まってはいるものの、現代の栄養問題にも対応できるポテンシャルが高いことが実感されており、内容を変えろというのではなく今日的な意味をさらに分析・追求し、新たな息吹を吹き込む検討を開始したい。

家庭料理技能検定は、各地に広まり、受検者も増えてきているが、実技試験に関し今一層の基準化と簡素化などを図り、実施機関の負担軽減と標準化をはかることで検定としての知名度と信頼性を高められると考える。

その他の取組みについても、見直しをしつつ、時代にあった取組として一層の展開を図

る予定である。

【基準 A の自己評価】

学園内の専属部署ができたことにより、社会連携としての取組は充実の方向に向かっている。

【基準 A の改善・向上方策（将来計画）】

今後は、コロナ禍など社会状況の大きな変化に対応し、多様化・複雑化する健康課題に柔軟に対応する方策を、協働パートナーとともに考え、実施する方向へとさらに充実させ、創意工夫のある取組みを社会に発信することで、本学ならではの社会連携の在り方を明らかにし、社会貢献を一層推進できる体制に整えていく。

